

清水町障がい者基本計画

第6期清水町障がい福祉計画・第2期清水町障がい児福祉計画

(素案)

目次

第1章 計画策定の趣旨 3
第2章 計画の基本理念 7
第3章 計画の位置づけ・期間 8
第4章 計画の推進 10
第5章 本町の障がいのある人の状況 12
第6章 障がい者基本計画（施策の展開） 21
1 障がいの理解の促進	
2 生活支援の充実	
3 「こころ」と「からだ」の健康の充実	
4 ライフステージに応じた支援体制づくり	
5 社会参加の促進	
6 生活環境の整備	
第7章 第6期障がい福祉計画 38
1 障がい福祉サービスの目標値設定	
2 地域生活支援事業の目標値設定	
3 成果目標の設定	
第8章 第2期障がい児福祉計画 60
1 児童福祉法に基づくサービスの目標値設定	
2 その他の事業の目標値設定	
3 成果目標の設定	

- ◆ 第6期清水町障がい福祉計画
第2期清水町障がい児福祉計画策定委員会委員名簿
- ◆ 清水町障がい者基本計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画
策定委員会設置要綱
- ◆ 障がい福祉についての意識調査 【障がいのある人】
- ◆ 障がい福祉についての意識調査 【関係者】
- ◆ 障がい福祉についての意識調査 【児童/保護者】

※「障がい」と「障害」の表記について

本計画においては、「障がい」「障がい者」というひらがな表現を用います。
ただし、「法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称」や「組織名」、「事業等の固有名称」等についてはそのまま「障害」と表記しています。

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

近年、障がい福祉のニーズはますます複雑で多様化しており、障がいのある人の高齢化等の新たな課題も見られるなか、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

清水町では、“障がいのある人もない人も、充実していきいきとした人生をおくることができる社会（共生社会）づくり”を目指し、平成26年度に2期目となる「清水町障がい者計画」を策定しました。

そして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定める計画として、同年、第4期となる障がい福祉計画を策定し、障がいのある人の現状を考慮しながら障害福祉サービス等の円滑な提供を図ってきました。

さらに、児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと定められたことから、本町においても、平成30年3月に「第5期清水町障がい者福祉計画・第1期清水町障がい児福祉計画」を策定し、これらの計画を実施するための仕組みづくりに取り組んでいます。

この平成30年3月に策定した「第5期清水町障がい者福祉計画・第1期清水町障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本町の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした「第6期清水町障がい者福祉計画・第2期清水町障がい児福祉計画」を一体的に策定することとしました。

また、国の基本指針でも、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たり、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、「障がい福祉人材の確保」が盛り込まれる等、内容が見直され、一部改正がされました。

（5ページを参照）

基本指針は、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものであり、「障害福祉計画・障害児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村及び都道府県が作成する」と規定されているため、第6期清水町障がい者福祉計画・第2期清水町障がい児福祉計画」は、この基本指針に沿って策定します。

年度	国の主な流れ	内容		
H 15	<p>支援費制度の導入 (平成 15 年4月1日)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">措置制度</td> <td style="padding: 5px; border-left: none;"> <ul style="list-style-type: none"> ・行政がサービス内容を決定 ・行政が事業者を特定 ・事業者は、行政からの受託者 <li style="text-align: center;">... </td> </tr> </table>	措置制度	<ul style="list-style-type: none"> ・行政がサービス内容を決定 ・行政が事業者を特定 ・事業者は、行政からの受託者 <li style="text-align: center;">... 	<p>従来の措置制度から転換し、障がい者の自己決定に基づいたサービスの利用ができるようになる。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="flex-grow: 1; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>支援費制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の自己決定を尊重 ・利用者がサービスを選択できる仕組み </div> <div style="text-align: right;">  </div> </div>
措置制度	<ul style="list-style-type: none"> ・行政がサービス内容を決定 ・行政が事業者を特定 ・事業者は、行政からの受託者 <li style="text-align: center;">... 			
H 18	<p>障害者自立支援法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3障害ばらばらの制度体系を一元化 ・支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入 			
	<p>障害者自立支援法施行 (平成 18 年4月1日)</p>	<p>障害者自立支援法に基づく、新体系サービスへの移行が始まる。</p>		
	<p>改正児童福祉法施行 (平成 24 年4月1日)</p>	<p>障がい児を対象とした施設・事業が児童福祉法に位置づけられる</p>		
H 24	<p>改正障害者自立支援法施行 (平成 24 年4月1日)</p>	<p>相談支援の充実、障がい児支援の強化等が盛り込まれる。</p>		
	<p>障害者虐待防止法施行 (平成 24 年10月1日)</p>	<p>障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務が規定される。</p>		
	<p>障害者優先調達推進法施行 (平成 25 年4月1日)</p>	<p>国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に調達することについて規定される。</p>		
H 25	<p>障害者総合支援法施行 (平成 25 年4月1日)</p>	<p>法律名が障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障がい者の範囲の拡大等が規定される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（一部、平成 26 年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害程度区分が「障害支援区分」へ ・ケアホームとグループホームが一元化 </div>		
H 28	<p>障害者差別解消法施行 (平成 28 年4月1日)</p>	<p>不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等について規定される。</p>		
H 30	<p>改正障害者総合支援法及び 改正児童福祉法施行 (平成 30 年4月1日)</p>	<p>自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援が創設される。</p>		

※法律の施行日については、主な内容のものを記述

2 基本指針の見直し、一部改正について

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進

①入所等から地域生活への移行について

常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続できるような障害福祉サービス提供体制を確保する。

②地域共生社会の実現に向けた取組

引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取り組み、地域の実態を踏まえながら包括的な支援体制の構築に取り組む。

③福祉人材の確保について

障害福祉サービスを担う人材確保のため、研修の実施や働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組む。

④社会参加の促進について

特に障がい者の文化芸術活動の推進や、視覚障がい者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る。（障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進）

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に関する事項の見直し

①訪問系サービス、日中活動系サービスの保障

全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。また、希望する障がい者等に日中活動系サービスの提供を保障する。

②グループホーム等の充実、地域生活支援拠点の整備・機能充実

地域における居住の場として、グループホームの充実を図る。

また、地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実を図る。

③依存症対策の推進

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に関する事項の見直し

①相談支援体制について

相談支援体制について検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実を図るとともに、関係機関との連携に努める。

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る。

②発達障がい者等に対する支援について

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保に努める。

(4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に関する事項の見直し

①児童発達支援センターについて

地域における中核的な支援施設として位置づけ、通所施設等との連携を図り、重層的な支援体制整備を図る。

②保育、保健医療、教育等の関係機関との連携について

障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する。

また、難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校(聴覚障がい)等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保に努める。

③特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備について

医療的ケア児等の支援に当たって、人数やニーズを把握し、地域課題を整理しながら、支援体制の充実を図るとともに、市町村において、医療的ケア児の支援に係るコーディネーターの配置を促進する。

さらに、障がいの疑いのある段階から、障がい児本人や家族に対する継続的な支援を行うとともに、質の確保、向上を図る。

第2章 計画の基本理念

本計画では、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために、日常生活又は社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

障害者基本法第2条では、障がい者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされておりことから、本計画でも同様の定義とします。

本計画は「すべての町民が、等しく基本的人権をもったかけがえのない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指す」という考えに基づき策定します。

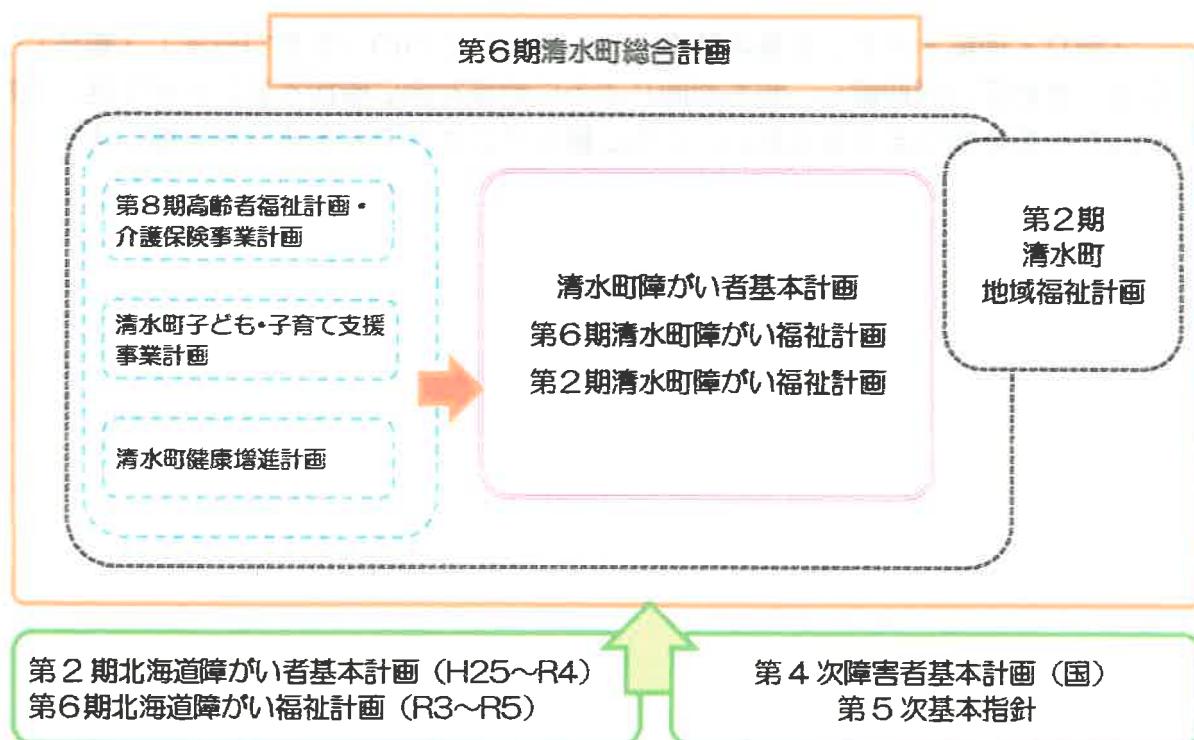
「自立・理解・共生」を基本理念とし、1人ひとりの「生きづらさ」「暮らしづらさ」をお互いが理解し、誰もが同じように地域社会に参加することができ、赤ちゃんからお年寄りまで支えあい、ともに暮らすことができるまちを目指します。

第3章 計画の位置づけ・期間

1 計画の位置づけ

障がい者基本計画は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。



本町の上位計画である第6期清水町総合計画や第2次清水地域福祉計画、他の福祉部門の計画との整合・連携を図ります。

また、国の基本指針及び北海道が策定した関連計画や町が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

項目	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	清水町障がい者基本計画 清水町障がい福祉計画	第6期 清水町障がい福祉計画	第2期 清水町障がい児福祉計画
根拠 法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
性格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める、中長期の計画 (基本計画的なもの)	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的なもの)	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的なもの)
計画 期間	平成29年度～令和5年度 (9年間)	令和3年度～令和5年度 (3年間)	令和3年度～令和5年度 (3年間)
備考	策定義務 (平成19年度～)	策定義務 (平成18年度～)	策定義務 (平成30年度～)

2 計画の期間

この計画の期間は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」の計画期間と同様に、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



第4章 計画の推進

1 計画の策定体制及び策定後の進行管理

(1) 第6期清水町障がい福祉計画・第2期清水町障がい児福祉計画策定委員会

障がい福祉の関係者をはじめ、当事者の方、教育や雇用等の各分野の関係者からなる「第6期清水町障がい福祉計画・第2期清水町障がい児福祉計画策定委員会」を設置し、新たな計画内容について検討を重ねました。

(2) 障がい福祉に関する意識調査

障がいのある人や家族を対象として、現在の生活状況や今後の生活、障害福祉サービス等の利用意向や改善点等についておたずねし、計画策定のための基礎資料とすることを目的として意識調査を実施しました。

また、障がい福祉に関する意識等を把握し、計画策定や施策推進に役立てるために各町内会長・自治会長・農事組合長や民生委員・児童委員、教育関係者の皆さんにも意識調査を実施しています。

(3) 計画策定後の進行管理

作成した計画の進行管理については、その進捗を把握するだけではなく、分析・評価の上、課題等がある場合には定期的に見直しを実施して、計画の変更等の対応を講じます。

2 新型コロナウイルス等感染症対策の徹底

令和元年の終わりから、世界的な拡大を見せた新型コロナウイルス感染症(Covid-19)は依然として収束することなく、日本国内でも多くの感染者が確認されています。

有効な治療法は確立されておらず、会話や咳等の日常生活での行動を経由して感染するとされています。現時点においては、感染を防ぐための取り組みが求められており、「密閉」「密集」「密接」した空間を避けることが要請され、「ソーシャル・ディスタンス(フィジカル・ディスタンス)」の考え方も広く浸透しています。

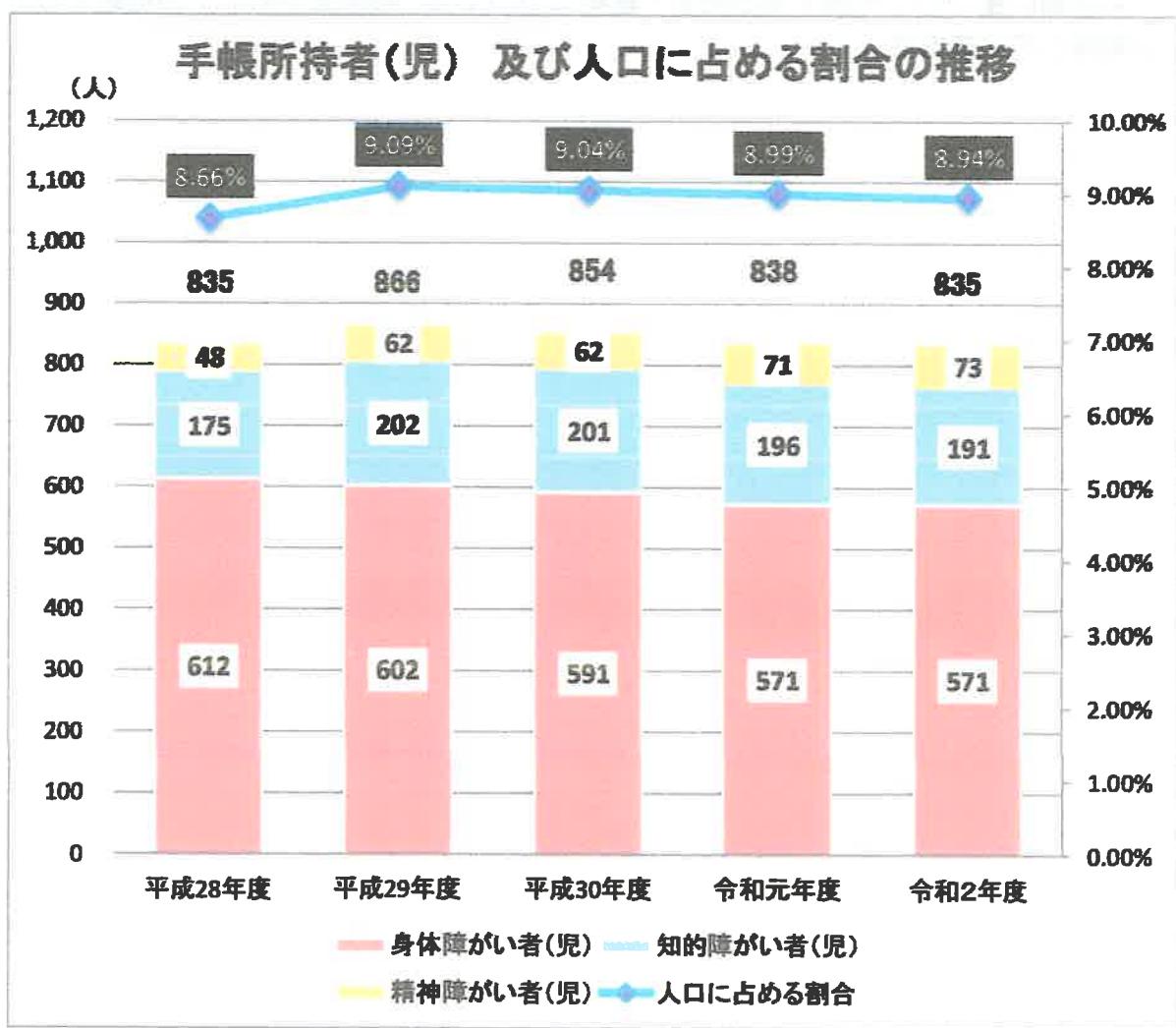
本計画に基づいて実施する各施策・事業についても、感染症予防に十分配慮しながら実施していきます。

第5章 本町の障がいのある人の状況

1 障がいのある人の状況

清水町の障がいのある人の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む）は、令和2年11月30日現在で、835人、人口に占める割合は8.94%となっています。

手帳所持者は、ほぼ横ばい状態ですが、身体障害者手帳の所持者は減少傾向、療育手帳は横ばい傾向であり、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

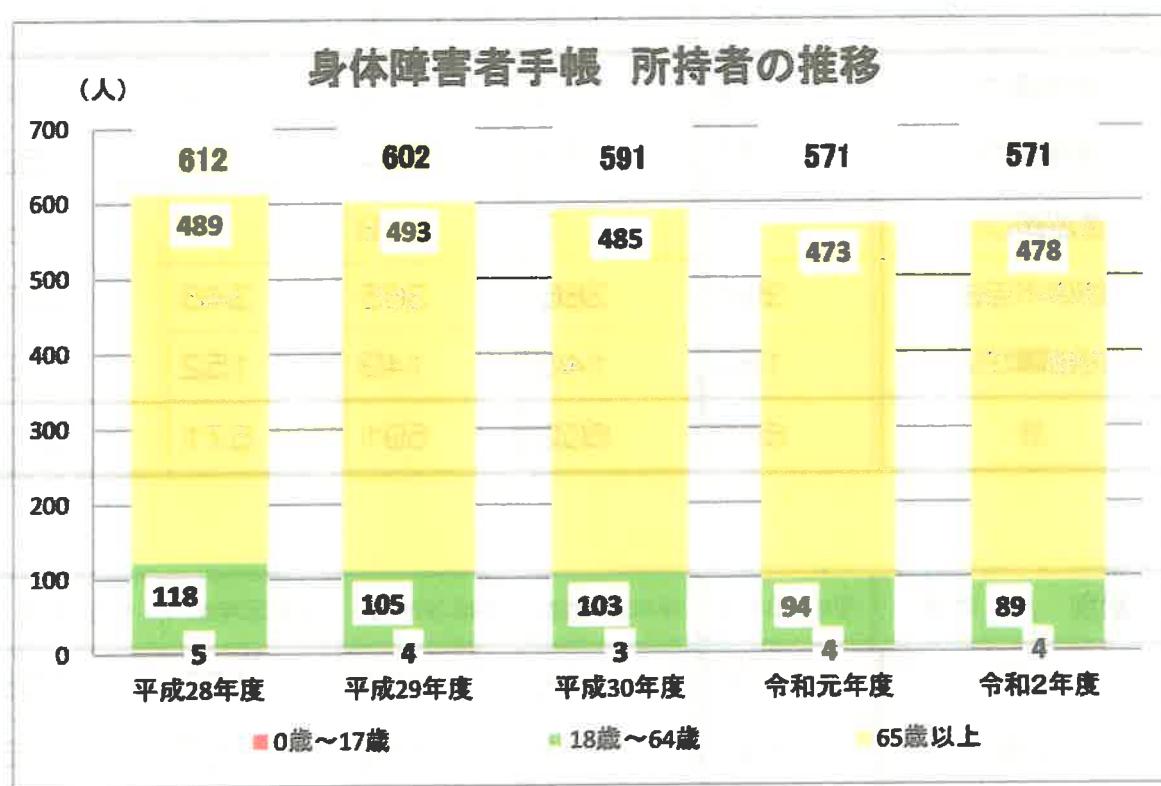


※各年度末現在（令和2年度の数値は、11月末現在）

※人口に占める割合は、住民基本台帳人口を基に算出

(1) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の所持者数は、全体としては減少傾向にあります。65歳以上の方が占める割合は高く、身体障がいのある人の高齢化がみられます。



※各年度末現在（令和2年度の数値は、11月末現在）

障がい部位別 / 等級別

(単位:人 各年度末)

(令和2年度の数値は、11月末現在)

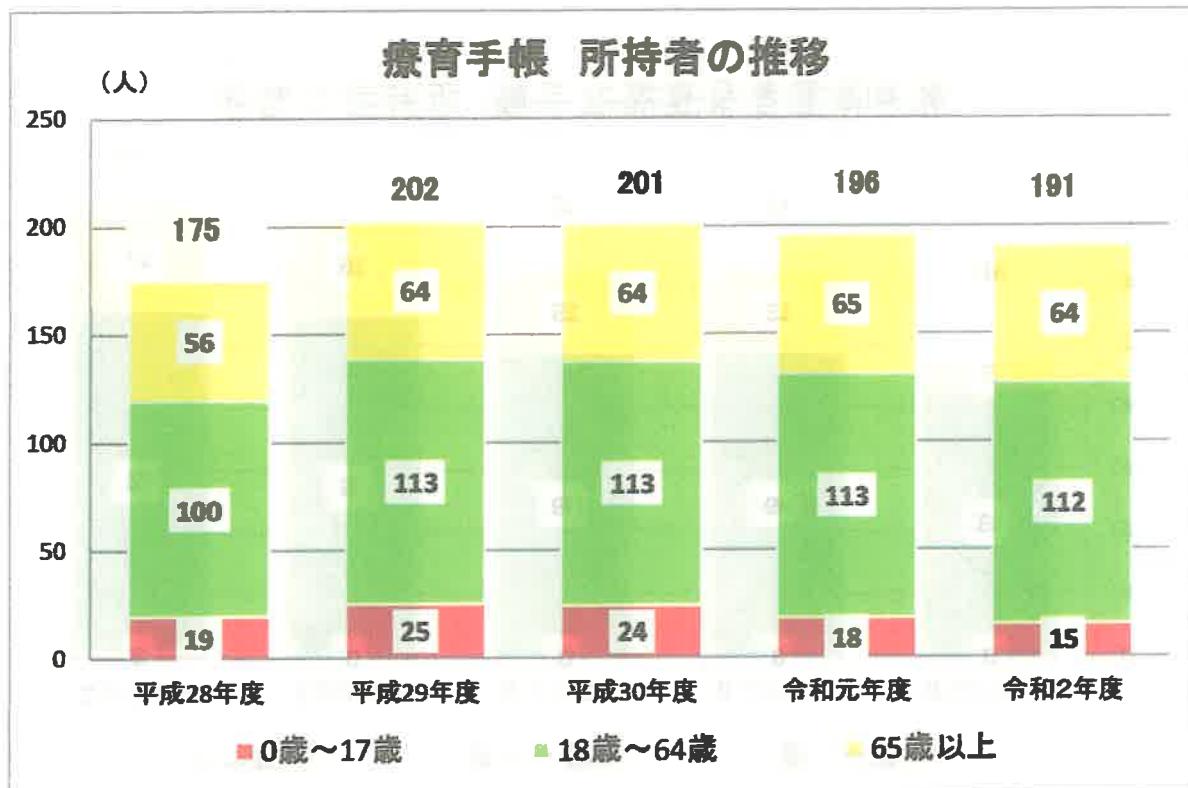
障がい / 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
視覚障がい	19	16	15	13	14
聴覚障がい	57	53	54	53	52
言語障がい	7	7	8	7	8
肢体不自由	396	386	365	346	345
内部障がい	133	140	149	152	152
計	612	602	591	571	571

級別 / 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	155	158	154	153	158
2級	141	132	119	107	105
3級	87	89	93	91	90
4級	164	161	165	159	154
5級	42	40	36	37	39
6級	23	22	24	24	25
計	612	602	591	571	571

※等級については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められています。

(2) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、全体としては横ばい傾向にあります。年齢別では18歳から64歳の方の割合が最も多くなっています。



※各年度末現在（令和2年度の数値は、11月末現在）

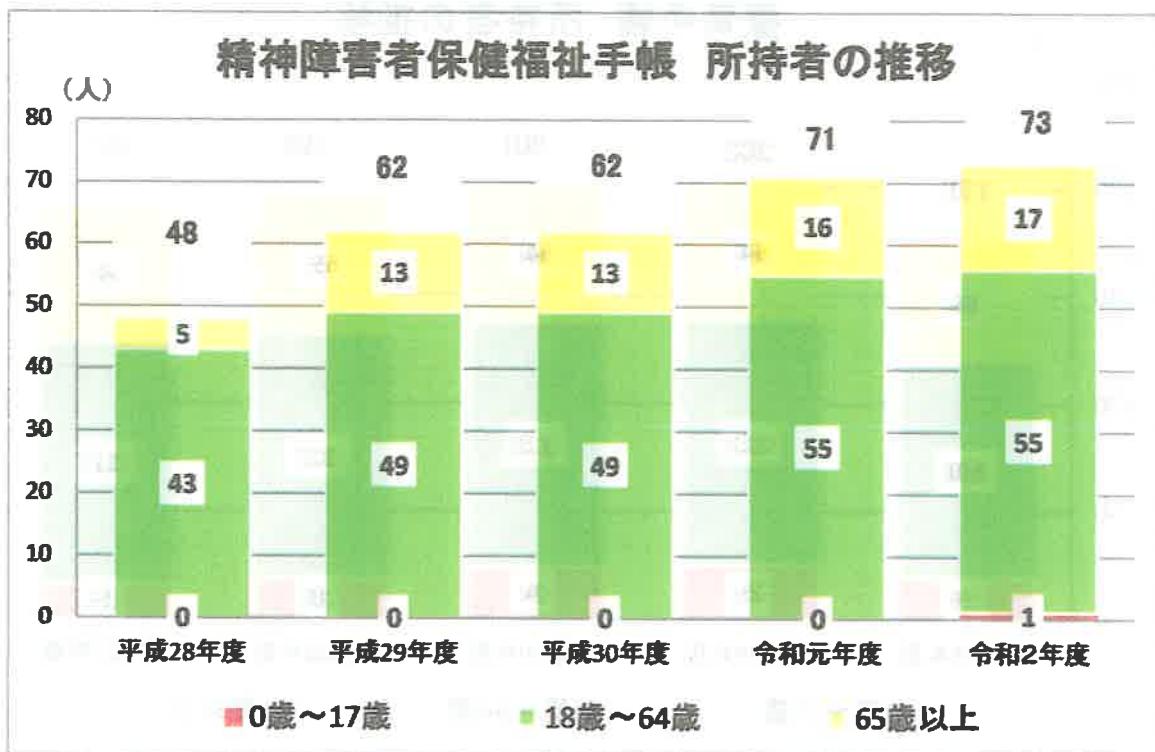
等級別（判定別）

（単位：人 各年度末）
（令和2年度の数値は、11月末現在）

判定別 / 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A判定（重度）	111	110	107	105	102
B判定（中・軽度）	64	91	94	91	89
計	175	202	201	196	191

(3) 精神障がいのある人の状況

精神障害者福祉手帳所持者数の推移をみると、全体としては増加傾向にあります。年齢別では、18歳から64歳の方が増加しています。



※各年度末現在（令和2年度の数値は、11月末現在）

等級別

（単位：人 各年度末）
（令和2年度の数値は、11月末現在）

級別 / 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	5	7	6	6	6
2級	21	31	32	32	32
3級	22	24	24	33	35
計	48	62	62	71	73

自立支援医療（精神通院）受給者症 所持者の推移

自立支援医療（精神通院）受給者証は所持しているが、精神障害者保健福祉手帳は所持していないという人もいます。

精神障がいのある人の人数は、実際の精神障害者保健福祉手帳所持者数よりも、かなり多くなると考えられます。

(単位：人 各年度末)

(令和2年度の数値は、11月末現在)

年齢別／年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0歳～17歳	8	6	5	2	2
18歳～64歳	94	94	92	101	97
65歳以上	24	22	19	18	16
計	126	122	116	121	115

(4) 障害支援区分認定者の状況

障害福祉サービスの利用をする時には、障害支援区分が必要なサービスもあります。

障害支援区分は、障がいの特性や心身の状態に合わせて、必要とされる支援の度合いを示すものです。区分は1から6まで分けられています。
この区分を目安にして、利用できるサービスの内容や量などが決まります。



障がい種別にみると、知的障がいのある人が70人で最も多くなっています。
障害支援区分では、区分6が最も多く、全体の半数以上となっています。
制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等を追加し、
障害福祉サービス等の対象とされています。

(単位：人 令和2年11月末現在)

(障がいが重複している方は、それぞれの障がい種別で算出)

障害支援区分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	難病の方	合計
区分1	0	0	0	0	0
区分2	0	0	0	0	0
区分3	2	12	3	0	17
区分4	3	13	0	0	16
区分5	2	9	0	0	11
区分6	11	36	0	1	48
合計	18	70	3	1	92

障がい福祉サービスの中には、障害支援区分がなくても利用できるサービス（就労系のサービス等）もあります。

障害支援区分を必要としない、障がい福祉サービスの利用者は、知的障がいのある人、精神障がいのある人の割合が高くなっています。

（単位：人 令和2年11月末現在）

（障がいが重複している方は、それぞれの障がい種別で算出）

障害支援区分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	難病の方	合計
区分必要なし	1	34	11	2	48
合計	1	34	11	2	48

（5）その他の状況

各種障がい者手帳を所持していませんが、何らかの障がいのある人（発達障がい等）は多数いると考えられています。

本町においても、障がいのある人の相談件数は増加傾向にあります。本計画では、障がい者手帳の有無に関係なく、支援を要する方が多数いると想定し、計画に反映させていきます。

（単位：人 各年度末）

（令和2年度の数値は、9月末現在）

相談内容/年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉サービス関係	398	311	347	127
生活全般 (家計/不安の解消/ 人間関係等)	50	69	93	74
権利擁護	2	2	0	14
就労/社会参加	38	41	24	9
その他	194	188	218	140
計	682	611	682	364

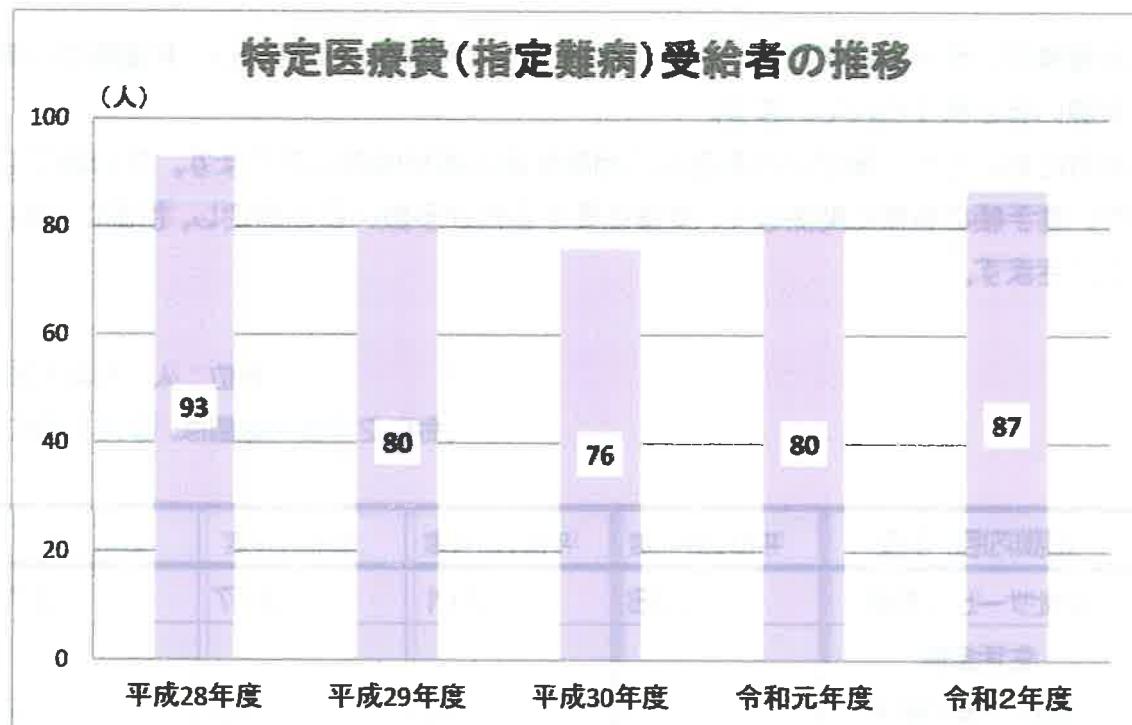
2 特定医療費（指定難病）受給者の状況

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病とは、発病の原因が明らかではなく、治療法が確立されておらず、かつ長期の療養を必要とする疾病のことです。

このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること、その他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病といいます。

指定難病は、症状が慢性化し経済的・精神的に負担が大きいことから、医療費の公費負担が行われています。

難病についての相談機関は帯広保健所となっているため、しっかり連携をしていきます。



(単位：人 各年度末)

(令和2年度の数値は、12月15日現在)

(データ提供元：帯広保健所)

第6章 障がい者基本計画（施策の展開）

1 障がいの理解の促進

- (1) 障がいの理解の推進による福祉のまちづくり

2 生活支援の充実

- (1) 相談支援体制の構築
- (2) 地域での暮らしの充実

3 「こころ」と「からだ」の健康の充実

- (1) 医療費助成制度の周知
- (2) 疾病の予防と早期発見

4 ライフステージに応じた支援体制づくり

- (1) ライフステージに応じた支援体制づくり

5 社会参加の促進

- (1) 障がい者雇用の促進、総合的な就労支援
- (2) 経済的な自立の支援
- (3) ピアサポート・スポーツ、文化活動の推進
- (4) 権利擁護の推進

6 生活環境の整備

- (1) 公共施設・公共交通機関のバリアフリー化の推進
- (2) 住宅・生活環境の整備
- (3) 防災対策の推進



文章に記載されている【障がいのある人 問◆】や【関係者 問○○】という表記については、
今回実施しました意識調査の内容から計画策定に反映している箇所になります。

例 【障がいのある人 問18 問19】は、障がいのある人への意識調査 問18と問19の回答を見せていただきますよう、お願ひいたします。

1 障がいの理解の推進

●現状と課題

地域社会において、「障がい」がある人もない人も等しく生活できる社会を目指して、障がい者的人格と個性が尊重され、地域のなかで自分らしい生活ができることが重要です。

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」についても認知度が低く、障がいのある人やその保護者、町民に対しての周知を強化する必要があります。

今回の計画策定に伴い、アンケートを実施しましたが、その中からは「障がいのことでの差別や嫌な思いをしたことがある」という回答も見られています。

【障がいのある人 問18 問19】

その現実を受け止めて、障がいの特性や差別に対する理解の促進や、障害の有無にかかわらず町民同士がお互いを知る機会の充実を図っていくことが必要です。

また、「障がいを持つ人への差別のない町。他の市長村に劣らぬ福祉の町になってほしい」「みんなが仲良く成長してほしい」という回答も見られました。

【児童 問11】

障がいに対する理解を深めるには「学校等での福祉教育」「障がい者の就労等による積極的な社会参加」が必要という回答もあります。

【関係者 問11】

私たち1人ひとりが、障がいや疾病に対する正しい理解を深めること、また、地域社会のさまざまな組織や人材を、障がい福祉に有機的・効果的に結びつけるために地域ぐるみのネットワークを整備すること等に取り組んでいかなければなりません。

●具体的施策

(1) 障がいの理解の推進による福祉のまちづくり

障がいに関する理解を推進し、正しい知識の共有が必要です。

障がい福祉に関する相談窓口や利用可能なサービスを周知していくことや、突然の病気や怪我等により、困ることがないようにすることを目的に以下の事業を展開して、福祉のまちづくりにつなげていきます。

具体的事業	事業内容	担当
障がいに対する理解啓発	<p>社会福祉協議会等の関係機関と協力して、障がいに対する理解を目的とした住民向けの研修会や、障がいに関する相談会を開催し、福祉のまちづくりを推進します。</p> <p>障害福祉サービス事業所の活動についても、情報を紹介できる機会を作っています。</p>	福祉係 社会福祉協議会 在宅支援係 健康推進係 自立支援協議会 他関係機関
合理的配慮の推進	<p>障害者差別解消法にある、合理的配慮の事例等について周知します。</p> <p>障害者基本法に定める「社会的障壁の除去のための合理的な配慮」の理念の普及・啓発に努めます。</p>	福祉係 学校教育課 町各部局
福祉情報の充実	<p>障害福祉サービスの利用に役立つ、福祉ガイド・ふくしまマップを作成し、情報提供の充実に努めます。</p> <p>年2回以上広報しみずにより、障がい福祉分野の動向について周知します。</p> <p>町ホームページでの、障がい福祉に関する情報提供を充実します。</p>	福祉係
障がい者マーク等の普及・啓発	国際シンボルマークをはじめとする、各種障がい者マークや、障がいのある人が配慮や援助を得やすくなるヘルプマーク・ヘルプカード等について、正しい理解と普及に努めます。	福祉係
福祉人材の確保	障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、関係機関と連携して検討していきます。	福祉係
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>清水町地域包括支援センターや、自立支援協議会での協議等をすすめます。</p> <p>令和5年度末までに、保健・医療・福祉関係者と構築について検討していきます。</p>	福祉係 在宅支援係 健康推進係

2 生活支援の充実

●現状と課題

障害福祉サービスは年々多様化しており、様々なサービスを受けることができるような体制にはなってきていますが、『サービスの種類や内容については周知が不足している』という課題があります。

障がいのある人やその家族の生活を支援していくうえで、自立支援協議会の定期的な開催や、障がい者団体、ご本人や家族、サービス提供事業者、社会福祉協議会等と連携を図り、多種多様なニーズへの対応が求められています。

サービスの充実を図るとともに、ライフステージに応じた適切なサービスが提供できるよう、相談窓口の周知や相談支援体制の強化を図り、情報提供を実施します。

更に、障がいのある人やその家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、居住支援と地域支援が一体となった、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制（地域生活支援拠点等）の構築に取り組むとともに、災害時の安全確保等にも配慮する必要があります。

アンケートからは、御影地区のグループホームの利用者に、色々な立場の人が関わり、見守りあいが生活の一部となっている地域の様子も教えていただきました。

【関係者 問22】

1人ひとりが望む暮らしは「グループホーム」「1人暮らし」「家族と一緒に」というように、様々であることもわかりました。

【障がいのある人 問7】

住み慣れた地域で、自立して安心して生活できる体制の充実に努めます。

●具体的施策

(1) 相談支援体制の構築

今回のアンケート調査では「悩みごとを相談する相手は家族や親戚」と答えた人が一番多かったものの、「誰にも相談できない」「相談できる人はいない」と回答した方もいました。

【障がいのある人 問12】 【児童 問7】

さらに、町に「力を入れてほしい」と思うことに「何でも相談できる窓口等、何かあつたらすぐに相談できる場所をつくってほしい」という回答が一番多く、家族の負担軽減や多様化している悩みの解決のためにも、相談支援体制の構築が求められています。【障がいのある人 問30】

障がいのある人でも気軽に相談できる相談支援窓口の整備を進め、家族に対する支援を含めた継続的な相談支援体制の強化が必要となってきます。

また、相談を受ける側も、相談者をたらい回しにしないワンストップ窓口にできるような体制づくりも必要です。

具体的事業	事業内容	担当
総合相談窓口の設置	総合相談窓口で各種相談に対応し、課題解決に向けた取り組みを行います。	保健福祉課
基幹相談支援センターの設置	専門的な相談業務を実施する基幹相談支援センターを設置します。 また、町内の相談支援専門員による連携を強くしていきます。	福祉係 各相談支援事業所
自立支援協議会の定期開催	地域における情報共有や、支援のなかで課題が生じた際の問題解決について、協議ができる場を定期的に開催します。 将来的には「就労支援」や「こども」等、部会の開催ができるよう、取り組みます。	福祉係（事務局）

(2) 地域での暮らしの充実

在宅、施設サービスにおいてのサービス提供体制の充実を図るとともに、新たな課題を解決できるサービス提供体制づくりに努めていく必要があります。

アンケートにおいても「家族と一緒に暮らしていきたい」という希望が多かったのですが、同時に家族以外でもサポートできる体制も考えていかなくてはなりません。
【障がいのある人 問7】

町内には、3障がい（知的・身体・精神）に対応した在宅サービスを提供する事業所やグループホームが少ない等の課題があります。

今後どのような暮らしをしたいかという問い合わせには「グループホームで暮らしたい」という回答もあることから、グループホームの整備についても検討していきます。

【障がいのある人 問7 問8】

また、補装具や日常生活用具等の制度周知により、負担を軽減できるため、情報提供を行っていきます。

具体的な事業	事業内容	担当
訪問系サービスの充実	入浴・排泄・食事等の居宅介護等の訪問系サービスの基盤整備に努めます。	福祉係
日中活動系サービスの確保	作業活動や、日中の活動のなかで「生きがい」を感じることができるサービスを拡充します。	福祉係
日中一時支援の充実	居宅において介護する家族が、就労や疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、家族の負担を軽減するため、短期入所や日中一時支援の充実を図ります。	福祉係
補装具・日常生活用具制度の周知	補装具や日常生活用具制度について周知を行い、制度利用を推進します。	福祉係
地域生活支援拠点の整備	障がい者や、その家族からの緊急時の相談や受入等の機能を持つ「地域生活支援拠点」等を整備し、機能の充実を図ります。 グループホームの整備についても、検討をすすめていきます。	福祉係 自立支援協議会

3 「こころ」と「からだ」の健康の充実

●現状と課題

障がいの原因となる疾病等の予防に取り組むとともに、障がい程度の軽減および障がいの重度化・重複化の予防のため、医療費助成制度を行なっています。

周知が不足している現状があるため、医療費助成制度の周知に努めていくことが重要となります。

近年は、生活習慣病や精神的ストレスによる精神疾患等も増加傾向にあり、「生きづらさ」を感じた人の割合も高くなっています。【障がいのある人 問9】

アンケートでは「健康診断や病気の予防等、保健や医療についての支援を手厚くしてほしい」と回答した方もいました。【障がいのある人 問30】

●具体的施策

(1) 医療費助成制度の周知

障がいや病気による通院や、入院による医療費負担により、生活が困窮してしまうこともあります。障がいの程度や、病気により利用できる制度があることを周知します。

具体的事業	事業内容	担当
自立支援医療（更生・育成・精神通院）制度の周知	障がいや病気の状態による入院・通院の医療費の軽減ができる自立支援医療制度の周知と、利用の支援を行います。	福祉係 児童保育係
重度心身障害者医療制度の周知	重度心身障害者医療費制度について周知します。	福祉係 保険係
特定医療費（指定難病）に関する制度の周知	帯広保健所と連携し、特定医療費（指定難病）に関する制度について周知します。	帯広保健所 福祉係 健康推進係
各種手当、助成制度等の周知、助成	特別障害者手当や障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の制度周知に努め、税制上の優遇措置や移動・交通に係る各種助成制度について適切な情報提供を行い、経済的負担の軽減を図ります。	福祉係 児童保育係

(2) 疾病の予防と早期発見

心臓や、脳血管疾患等による後遺障がい、糖尿病や高血圧を背景とした腎疾患（人工透析の導入）等は、その多くが予防可能です。各種健診を受診することで自分の心と体の状態を知り、それに合わせた保健指導を受けることや、保健福祉センターの運動施設である、さわやかプラザの活用も疾病予防という点では重要な手段となります。

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進します。

さらに、平成25年4月からは、難病等が障害福祉サービス等の対象となっており、以後対象疾病が拡大され、令和元年7月1日現在では361疾病が対象となっています。

また、精神的なストレスから生じる精神障がいの増加を防ぐために、早期発見や適切な対応がとれる体制の整備、心と体の健康を保つための普及啓発や、各種関係機関との連携が重要です。

具体的な事業	事業内容	担当
各種健診の実施	各種健診の実施を行い、保健師や管理栄養士、歯科衛生士からの指導や相談を実施し、病気の予防に対する啓発を行います。	健康推進係
心と体の健康を保つための情報と機会の周知	精神的ストレスに関する理解やアルコール・薬物依存等による害について周知していきます。 関係機関等と連携し、心と体の健康を保つために、さわやかプラザや運動教室等の啓発にも取り組みます。	福祉係 健康推進係 社会福祉協議会 他関係機関
医療的ケア児に対する支援体制の構築	医療的ケア児や、重症心身障害児の支援体制の充実を図ります。	きずな園指導係 福祉係 健康推進係 学校教育課

4 ライフステージに応じた支援体制づくり

●現状と課題

妊娠期や出生時から、医療機関と連携し母子の心身の健康状態に合わせた支援をしています。

新生児訪問や、乳幼児健診、乳幼児健康相談等の実施により、心身の障がいや疾病を早期発見するとともに、必要時、きずな園の臨床心理士や言語聴覚士の専門スタッフによる発達相談や、療育を実施しています。

アンケートでは「子どもから大人になってからも、支援がつながっていく仕組みをつくってほしい」という回答が多く見られました。

【障がいのある人 問30】 【関係者 問21】

また、障がいのある人の高齢化もすすんでいることから、親の高齢化や病気、「親亡き後」も地域生活が継続できるように、支援のあり方を検討して、充実させる必要があります。

「この地域で、どのように暮らしていきたいか」「どのように年齢を重ねていいか」等を含む、乳幼児期から高齢期に至るライフステージに対する支援のあり方にについて検討の必要性が高まっています。

●具体的施策

(1) ライフステージに応じた支援体制づくり

各種健診、相談を実施し、きずな園では療育相談及び情報提供に関する支援、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を行い、本人、その家族、関わる人たちが連携できる支援体制を確立します。

アンケートからは「保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関の横のつながりを強くしてほしい」という回答も多く、障がいの有無によって分け隔てられることなく、尊重し合う共生社会の実現に向けた取り組みが必要です。

【障がいのある人 問30】 【関係者 問21】

児童・生徒一人一人の発達程度、障がいの状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた教育や多様な学びの場の充実を図ります。

乳幼児から高齢期までのライフステージに応じ、支援がつながる仕組みを考えていきます。

具体的事業	事業内容	担当
各種健診・相談の実施	4か月児健診・7~8か月児相談・10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診を実施します。	健康推進係 きずな園指導係
相談窓口の充実	きずな園の療育相談のみならず、気軽に相談できる窓口として基幹相談支援センターを設置します。	子育て支援課 保健福祉課
バースデーブックの活用	乳幼児から成人期に至るまで、切れ目のない支援を実施するため、バースデーブック等を活用しながら、関係機関と連携し情報共有につとめます。	きずな園指導係 子育て支援課 学校教育課 学校等関係機関 福祉係
こども発達支援計画の作成	発達の遅れや障がいのある児童に合わせて、適切かつ継続的な支援を提供するため、こども発達支援計画（サービス等利用計画）を作成し支援します。	きずな園指導係
障害児通所支援の充実	きずな園における療育相談及び情報提供に関する支援、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を継続します。	きずな園指導係
高齢障がい者支援の充実	高齢になっても、安心して生活できる支援体制づくりを推進します。	福祉係 在宅支援係

5 社会参加の促進

●現状と課題

障がいのある人がその適正と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、地域で自立して生活していくために重要なことです。

本計画のアンケート調査では、「働いていない理由」に「働くことが不安である」「自分に合う仕事がない」と回答した方も多く、就労に対する気持ちの強い結果が見られました。【障がいのある人 問27】

また、希望する職種については、事務や在宅勤務をあげる方に加えて「農業・林業」という意見もありましたが、「特にない」「わからない」といった『就労へのイメージがわからない』といった意見もみられています。【障がいのある人 問28】

また、支援体制の充実も求められていることもわかりました。

必要と思う支援について「職場内で、障がいに対する理解があること」「障がいの状況にあわせて、柔軟に働くことができること」「職場に適応できるように、適切なサポートをするジョブコーチ（職場適応援助者）のような存在がいること」という回答も多くありました。【関係者 問19】

「将来、就労できることを望む」「就労の問題を解決してもらうことが大切」といった保護者の方からの回答も見されました。【児童 問11】

特別支援学校等を卒業した生徒や、町内で就労を希望する人に対する、就労の場を拡大していく必要もあり、町内企業等に対しては、障がい者雇用の理解促進を図ります。

●具体的施策

(1) 障がい者雇用の促進、総合的な就労支援

就労できる機会を増やしていくことのみならず、就労ができてからも相談支援等によって就労を継続させていくことに努めます。

具体的事業	事業内容	担当
就労支援体制の充実	自立支援協議会の部会として、福祉・商工業・教育等の関係機関で構成する「就労支援部会」を運営し、就労に関する問題を発掘し、その解決策を検討します。	福祉係 学校教育課 関係機関
障がい者雇用の促進	町内企業と連携し、障がい者雇用についての協議をすすめます。 障がいのある人を雇用する企業に対する助成制度の活用を促進します。	福祉係
障がい者雇用状況の把握	障がい者就業・生活支援センター・ハローワークと情報共有し、雇用状況の把握に努め、広報や町ホームページ等で情報提供を行います。	福祉係 各関係機関
障がい者就労施設等の受注機会の拡大	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品や委託業務の受注機会の拡充に努めます。	町各部局

(2) 経済的な自立の支援

障がいのある人は、通院や就労制限等により経済的な負担が重くのしかかっている場合は少なくありません。安心した生活を送るための経済的支援の制度の活用が必要です。

アンケートからも「年金や医療面の経済的な援助（お金に関するここと）を手厚くしてほしい」と回答した方も多くいました。【障がいのある人 問30】

福祉サービスや医療サービスを利用しながら相談支援が必要となることから、相談支援事業所の相談支援専門員、医療機関等とも連携できる体制作りに努めます。

具体的な事業	事業内容	担当
障害年金等の情報提供	日本年金機構で配布している障害年金ガイドを活用し、障害年金についての情報提供を手帳交付時に行います。	福祉係 戸籍住民係
福祉手当の情報提供	特別障害者手当や特別児童扶養手当の情報提供に取り組みます。	福祉係 児童保育係
割引・減免制度の周知	有料道路割引やNHK放送受信料の減免等の制度活用と、周知に取り組みます。	福祉係
重度障がい者（児）タクシー助成の実施	重度障がい者（児）のタクシー助成を実施します。	福祉係
通所交通費の助成の実施	就労施設等に通所している人へ、町の要綱に基づき、通所に要した交通費を助成します。	福祉係

(3) ピアサポート・スポーツ、文化活動の推進

障がいや病気を抱え、一人や家庭内のみで悩みを抱えてしまうことがあります。精神的な負担も強くなってしまうため、ストレスを溜めることがないような支援体制づくりが必要です。

当事者同士や家族の交流会の開催や、スポーツ・文化活動の推進を行い、社会参加ができる地域社会づくりを目指します。

具体的事業	事業内容	担当
当事者、家族交流会の開催	障がいや病気に関する研修会や勉強会に合わせて、交流会の開催をします。	福祉係 健康推進係 きずな園指導係
スポーツ、文化活動の推進	公共施設等を障がい者スポーツ対応にする等、障がい者スポーツの推進、公共施設において障がい者の文化活動の推進活動を行います。	福祉係 社会教育課
日中活動や交流の場の確保	障がい者が、生きがいを持って生活できるよう、日中活動の支援や交流の場の確保を図ります。	福祉係 社会福祉協議会

(4) 権利擁護の推進

障がいや病気の有無にかかわらず、権利擁護の活動を推進する必要があります。また、判断能力が不十分であるとき、家族や親族等の保護者がいないことで、契約の締結等の意思決定の場面でさまざまな損失・損害を被ることが考えられます。

不十分な判断能力を補い、基本的な権利を守る成年後見制度活用に向けた取り組みをすすめていきます。

社会福祉協議会の事業である日常生活自立支援事業を活用し、地域における権利擁護を推進していきます。

具体的事業	事業内容	担当
権利擁護に関する関係各法の周知	リーフレット等の啓発に合わせて、障害者差別解消法、障害者虐待防止法等の法律の周知を、広報しみずやホームページの活用により定期的に行います。	福祉係
成年後見制度に関する情報提供	成年後見制度に関する情報を広報や町ホームページにおいて周知したり、実施機関と連携して研修会を開催します。 利用希望がある場合は、各関係機関と迅速に連携を取ることができる体制づくりに努めます。	福祉係 在宅支援係 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業の実施	清水町社会福祉協議会と連携して、日常生活自立支援事業を実施します。	社会福祉協議会 在宅支援係 福祉係
障がい者虐待防止の体制整備	障害者虐待防止法の趣旨や内容について、広報誌等を利用し、普及・啓発に努めるとともに、相談や通報の窓口を周知し、早期対応による安全の確保に努めます。	福祉係
行政サービス等における合理的配慮の推進	代読・代筆・筆談等それぞれの来訪者にあわせた窓口での柔軟かつ適切な対応や、障がい特性に配慮した情報提供手段の充実に努めます また、障害者差別解消法に基づく清水町の「職員対応マニュアル」の内容充実や研修等の実施により、町職員1人ひとりが、障がいや難病についての理解を深め、障がいのある人に対する合理的な配慮の推進に努めます。	町各部局

6 生活環境の整備

●現状と課題

障がいや病気のある人が地域社会での自立生活を継続させていくためには、環境の整備が重要です。

段差等を解消するバリアフリー化においては、公共の施設において、自動ドアが足りないことや、障がい者向けの入浴施設がないこと、オストメイト対応トイレが不足している等の現状があります。

今回のアンケートからは「清水公園の改修に関する意見」や「駅舎内の移動」に関する意見もいただいています。【障がいのある人 問31】

また、大規模な地震等における避難時対応等の場面で、私たちはどのように行動すべきなのか、実際に行動できる体制を整備する必要があります。

●具体的施策

(1) 公共施設・公共交通機関のバリアフリー化の推進

公共施設のみならず、交通機関や民間の施設にも働きかけていく取り組みを進めていきます。

具体的事業	事業内容	担当
バリアフリー整備マップの作成	町内の公共施設、公共の交通機関等の整備や、当事者への情報提供を目的に町内のバリアフリー整備マップを作成します。	福祉係
バリアフリー公営住宅の整備	公営住宅の建築にあたってはバリアフリー、そしてユニバーサルデザインを取り入れて整備します。	建設課
町内移動における交通手段の整備	車椅子等の使用においても利用できる町内への交通手段の整備を推進します。	福祉係 企画課

(2) 住宅・生活環境の整備

障がいや病気に伴い必要となる住宅改修のみならず、長期入院から地域に移行する場合の住宅確保等個人の住環境整備には多くの課題があります。

地域生活支援事業の推進により、解決に結びつける必要があります。

具体的な事業	事業内容	担当
地域生活支援事業 (日常生活用具給付等事業)制度の利用推進	日常生活用具給付等事業を活用し、対象となる障がいや病気のある人の住宅改修の支援をすすめます。	福祉係
除雪サービス	重度身体障がい者世帯であり、除雪が困難な世帯で除雪が困難な人に除雪サービスを実施します。	在宅支援係

(3) 防災対策の推進

平成28年の台風被害の経験をもとに、地震や冠水等の大規模な災害の際に、情報提供の体制や避難に支援を必要とする人を把握する等の体制づくりをすすめます。

アンケートからも災害時の避難行動や避難生活での不安について多くの回答がありました。【障がいのある人 問22 問23 問24】

また、避難所へ避難した場合も想定し、避難所のバリアフリー化や物資確保等の支援体制整備にも取り組みます。

具体的な事業	事業内容	担当
避難時要支援者の支援体制の整備	災害時要支援者台帳への登録を促すとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と協働し、日ごろから災害時等の地域支援体制を整備します。	福祉係 社会福祉協議会
災害時の安全確保	障がいのある人や高齢者等に配慮した福祉避難所を整備します。 また、視覚障がいや聴覚障害のある人への情報伝達の配慮や内部障がい等への必要な医療品や備品の確保に努め、災害時における避難生活の不安の解消を図ります。	福祉係 総務課

第7章 第6期障がい福祉計画

1 障がい福祉サービスの目標値設定

障害福祉計画等は、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等が地域において計画的に提供されるよう必要なサービス見込量やサービス体制等について定めるものです。

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がい者に対し、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

③ 同行援護

重度の視覚障がいで移動に困難を有する障がい者等に対し、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排せつ・食事等の介護）を行います。

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常時介護を要する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。

⑤ 重度障がい者等包括支援

重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

●現状と課題

障がいのある人が日常生活を安心して送れるよう、家事援助や身体介護を行う訪問系サービスの充実を図る必要があります。

現在、利用実績があるサービスは、居宅介護と行動援護になります。町内に居宅介護事業所はありますが、サービスが必要となる日や時間帯が集中することや、人材不足により、希望するサービス量が十分に提供できていない状況があります。

重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援については、今まで利用実績がなく、本計画期間中は見込んでいませんが、これらのサービスの利用を妨げるものではありません。

今後の生活支援のニーズの増加、現状を踏まえサービス提供基盤の確保にも取り組んでいきます。

●目標値設定、今後の取り組み

現状を踏まえて数値目標を設定していますが、今後、在宅サービス利用は増加する可能性もあります。

目標設定のみならず、地域ニーズの把握やサービス提供事業者の確保にも努めます。

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用時間数 (時間/月)	40	50	55	60
	利用者数 (人)	2	2	3	3
重度訪問介護	利用時間数 (時間/月)	0	0	0	0
	利用者数 (人)	0	0	0	0
同行援護	利用時間数 (時間/月)	0	0	0	0
	利用者数 (人)	0	0	0	0
行動援護	利用時間数 (時間/月)	70	70	70	70
	利用者数 (人)	2	2	2	2
重度障害者等包括支援	利用時間数 (時間/月)	0	0	0	0
	利用者数 (人)	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

① 療養介護

医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護を行います。

② 生活介護

常時の介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護、創作活動又は生産活動機会の提供等を行います。

③ 自立訓練（機能訓練）

一定期間、身体機能・生活能力の維持・向上に必要な訓練を行います。

④ 自立訓練（生活訓練）

一定期間、生活能力の維持・向上に必要な訓練を行います。

⑤ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑥ 就労継続支援（A型）【雇用型】

一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑦ 就労継続支援（B型）【非雇用型】

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑧ 就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるように、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。

⑨ 短期入所（福祉型・医療型）

居宅で介護する方が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

●現状と課題

障がいのある人が地域社会で生活していくためには生活介護や就労支援等のサービスを利用することが必要となります。

地域での生活を継続していくには、「生きがい」を感じることが重要です。

もちろん心身の状況により、「生きがい」を感じる活動は様々ですが最近の動向では、「就労」に関するニーズが高まっています。

町内には就労継続支援B型事業所はありますが、就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所が無く、町外の事業所を利用している人もいるのが現状です。

●目標値設定、今後の取り組み

現状を踏まえて、数値目標を設定しています。

今後、就労に関するニーズは高まると想定されるため、町内や近隣の市町村との連携により事業者の確保に努めることや継続したサービス利用を促す支援等の必要があると考えられます。

療養介護、就労継続支援（A型）については、清水町でサービス利用の給付を行なっている方がいますが、事業所所在地が町外であるため数値には加えていません。

また、訪問系サービスの取り組みでも前述しておりますが、利用者の状況やニーズに応じて対応していく必要があります。

短期入所については、身近な地域で利用できるところが少なく、「利用したいときに利用できない」という問題や、緊急的なニーズへの対応が困難となっている現状があります。

地域生活支援拠点の整備とも関連しており、課題となっています。

できる限り身近な地域でのサービス利用が可能となるよう、事業者への事業拡大の働きかけや近隣市町を含めたサービス提供の調整を図りながら、体制整備に努めます。

また、福祉施設から一般就労への移行を支援するため、就労系サービスの推進を図るとともに、ハローワーク帯広や十勝障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図っていきます。

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者(人)	0	0	0	0
生活介護	利用者(人)	214	214	214	214
	利用量(人日/月) (延べ利用日数/月)	4,708	4,708	4,708	4,708
自立訓練 (機能訓練)	利用者(人)	0	0	0	0
	利用量(人日/月) (延べ利用日数/月)	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者(人)	0	0	0	0
	利用量(人日/月) (延べ利用日数/月)	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	利用者(人)	0	0	0	0
	利用量(人日/月) (延べ利用日数/月)	0	0	0	0
就労移行支援	利用者(人)	0	0	0	0
	利用量(人日/月) (延べ利用日数/月)	0	0	0	0
就労継続支援 (A型)	利用者(人)	0	0	0	0
	利用量(人日/月) (延べ利用日数/月)	0	0	0	0
就労継続支援 (B型)	利用者(人)	40	40	40	40
	利用量(人日/月) (延べ利用日数/月)	880	880	880	880
短期入所 (福祉型、医療型)	利用者(人)	6	7	7	7
	利用量(人日/月) (延べ利用日数/月)	42	49	49	49

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした方等に、一定期間、定期的な巡回訪問等の支援を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。

③ 施設入所支援

夜間に介護を必要とする方に、入所施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、住まいの場を提供します。

●現状と課題

町内に 7箇所のグループホーム（共同生活援助）がありますが、入所施設や医療機関からの退所・退院となった方を受け入れるには不十分な状況です。

グループホームは、地域移行後の生活の場であると同時に、親亡き後の生活の場として、必要性が高まることも予想される重要な場となることや、意識調査の回答等も踏まえて、町内や近隣市町村と連携し、サービス提供事業者の確保の取り組みも検討する必要があります。

●目標値設定、今後の取り組み

現状を踏まえて数値目標を設定しています。

施設入所支援については、入所者の意向に配慮しつつ、介助者との連携を図るとともに、実際の生活状況等を考慮しながら、地域生活への円滑な移行策を図ります。

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助 (機能訓練)	利用者(人)	0	0	0	0
共同生活援助	利用者(人)	60	60	60	60
施設入所支援	利用者(人)	139	139	139	139

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する障がい者、及び地域相談支援を利用する障がいのある人を対象に、支給決定を行う際にサービス等利用計画を作成するとともに、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

計画相談支援の対象は、障害福祉サービス、または地域相談支援の申請をした人になり、指定特定相談支援事業者が実施します。

① 一般的な相談支援

町が直接実施または指定相談支援事業者に委託して実施。様々な相談を受けます。

② 指定特定相談支援事業

サービス等利用計画をつくり、モニタリングを行います。

指定特定相談支援事業者が実施。

③ 指定一般相談支援事業

地域移行・定着支援計画をつくり、施設・病院から地域生活への移行、定着を支援します。

一般相談支援事業者が実施。

④ 障害児相談支援事業(児童福祉法)

障害児支援利用計画を作り、障害児の通所サービスを支援します。

障害児相談支援事業者が実施。

② 地域移行支援

障がい者施設に入所している障がい者や、入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じる緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

●現状と課題

障害福祉サービスの利用者が、自立した生活、自立した社会生活を営むことができるように、心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービス内容等を定めたサービス等利用計画を作成しています。

計画相談支援については、町内に3事業所がありますが、どの事業所も兼務であり十分な相談支援業務ができていない現状があります。

町外の障害福祉サービスを利用している人の事業所訪問や担当者会議等は、ほぼ町外で実施している状況もあります

障害福祉サービスの利用増加に伴い、サービス等利用計画の作成やモニタリングの件数が徐々に増加する見込みもあることから、相談支援専門員の増員や相談支援事業所の開設への働きかけ、地域の相談支援体制を強化する取組を検討します。

●目標値設定、今後の取り組み

計画相談支援においては、現状を踏まえた数値目標を掲げていますが、「障がい福祉サービスを今は利用しないが、将来考えている人」や「町内に希望するサービスはないが、町外にはある人」等の内容にも、適宜対応していく必要があります。

地域移行支援、地域定着支援の計画相談目標値は設定していませんが、利用者からのニーズがある際には対応していく必要があります。

区分	単位	実績見込み				見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数 (人)	80	95	95	95				
地域移行支援	実利用者数 (人)	0	0	0	0				
地域定着支援	実利用者数 (人)	0	0	0	0				

2 地域生活支援事業の目標値設定

●現状と課題

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に実施します。

地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

障がいサービスが全国共通のルールに基づいて行われるのに対し、地域生活支援事業は利用者のニーズに柔軟に対応し、市町村が地域の独自性を勘案して行えるサービスであり、地域のニーズや特性に配慮しながら、地域の社会資源を利用・拡充することが必要です。今後の生活支援のニーズの増加、現状を踏まえサービス提供事業者の確保にも取り組んでいきます。

●各事業の目標値設定、今後の取り組み

【必須事業】

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で、地域住民の障がいの理解を促進する必要があります。

障がいや、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等に取り組みます。

理解促進研修・啓発事業	単位	実績見込み		見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施の有無	無	有	有	有	有	

② 自発的活動支援事業

町内にはボランティア団体がありますが、父母の会等各種団体において行われる支援活動を支援し、障がい者の自立と社会活動への参加促進を図ります。

自発的活動支援事業	単位	実績見込み		見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施の有無	無	有	有	有	有	

③ 相談支援事業

本町では基幹相談支援センターは未設置ですが、総合相談窓口としての役割を担うために設置に努めます。

障がいのある人に対する虐待防止や差別解消に向けて制度周知の充実を図るとともに、相談時に迅速に対応できる体制づくりや関係機関との連絡体制を整備します。

相談支援事業	単位	実績見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	無	無	無	有
市町村相談支援事業 機能強化事業	設置の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	設置の有無	無	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人等に対し、制度の利用を支援します。

現在、利用希望はありませんが、不十分な判断能力を補うための制度が成年後見制度です。

令和3年度より清水町社会福祉協議会が成年後見に本格的に取り組むことを踏まえ、今後利用希望が出ることが想定されるため、迅速に対応できるような体制づくりを目指します。

成年後見制度利用支援事業	単位	実績見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実利用見込み者数(人)	0	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保し、体制を整備することを目的としている事業です。

令和3年度より清水町社会福祉協議会が本格的に取り組むことを踏まえ、令和3年度の実績により事業の実施を検討していきます。

成年後見制度 法人後見支援事業	単位	実績見込み	見込み		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
		実施の有無	無	無	無
		見込み	有		

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚又はその他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読又は音声訳による支援等を行います。

現在実績はありませんが、体制づくりに努める必要があります。

手話通訳者派遣については、社団法人北海道ろうあ連盟に手話通訳者広域派遣を委託しており、今後も、現行体制を継続し、協力機関から資格者の派遣を受けて支援を実施するとともに、障がいのある人への理解促進と周知に努めます。

手話通訳者設置事業については、筆談等による対応を行うこととし、本計画期間での予定はしていません。

意思疎通支援事業	単位	実績見込み	見込み		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	利用見込み者数 (人)	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置見込み者数 (人)	0	0	0	0

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人や対象疾病を罹患している人へ、日常生活用具給付又は貸与の支援をしています。

障がいのある人の地域における自立支援の観点から、継続的な利用が必要となる用具を適切に把握し計画的な給付を図るとともに、用具の種類については、必要に応じて見直しを行います。

日常生活用具給付事業	単位	実績見込み				見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件数	3	3	3	3	3	3	3	3
自立生活支援用具	件数	1	2	2	2	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	件数	3	4	4	4	4	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件数	2	2	2	2	2	2	2	2
排泄管理支援用具	件数	360	372	384	396				
居宅生活動作補助用具	件数	1	2	2	2	2	2	2	2

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との意思疎通を円滑に行うために必要とされる手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の意思疎通を可能とする手話技術の習得を目指した研修事業を実施するものです。

現在、要望はありませんが、今後のニーズにより研修開催に向けて検討します。

手話奉仕員養成研修事業	単位	実績見込み		見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2年度	令和3年度
	見込み者数 (人)	0	1	1	1		

⑨ 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人へ、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的としています。

地域での生活に必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため、サービス提供事業者の確保、事業者との連携も含め、必要なサービス量の確保に努めます。

移動支援事業	単位	実績見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込み者数 (人)	1	3	3	3
	見込み時間 (時間)	52	30	30	30

⑩ 地域活動支援センター設置事業

身近な地域での日中活動の場の確保とともに、障がい者に創作活動または生産活動の機会を提供し社会との交流等を確保するために、地域活動支援センター1箇所を設置しています。

運営については、清水町障害者児振興会連絡協議会へ委託しており、地域活動支援センター清水町ともに共同作業所を拠点としています。

利用者が障がい特性に応じて活動できる場として、利用者のニーズ等を踏まえ、多角的なサービス提供に努め、活動内容の周知と実施体制の強化を図ります。

地域活動支援センターについては、他市町のセンターも利用しており、利用者のニーズに合わせた日中活動の場の確保をしていきます。

地域活動支援センター	単位	実績見込み			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自市町村分	実施箇所数	1	1	1	1
	見込み者数 (人)	10	10	10	10
他市町村分	実施箇所数	3	3	3	3
	見込み者数 (人)	0	3	3	3

【任意事業】

⑪ 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

現在5名の利用者がおり、町内1箇所、町外2箇所を利用しています。

現状での数値目標を設定していますが、利用希望者を把握し、事業者との連携を図りながらサービス提供に努める必要があります。

日中一時支援事業	単位	実績見込み		見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	実利用者数 (人)	5	5	5	5	5

3 成果目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

障害者総合支援法の施行により、国は施設入所から地域生活への移行を目指しています。

令和5年度に「令和元年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する」「令和元年度末時点の福祉施設入所者数から1.6%以上削減する」という数値目標に対しては、町内の社会資源を考えると十分な基盤整備が整っていないこともあります。現状の体制では難しいと考えています。

また、「障がいのある人の高齢化」という課題も見られていることから、地域生活への移行を前提としてすすめるのではなく、本人の自己決定を尊重し、その家族等関係者の理解や支援等も得ることも必要です。

本町では、今後、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5年度末における地域生活に移行する人の人数を令和元年度末時点の施設入所者の2.2%である「1人」とすることを目標値として設定します。

また、施設入所者数については、国の指針では、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%削減することを目標としています。

本町では、地域の障がい者の利用ニーズを踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者の2.2%である「1人」とすることを目標値として設定します。

取組事項／項目	数値	備考/国の指針による目標
入所者数	37	令和元年度末（令和2年3月31日）の施設入所者数
令和5年度の 地域生活移行者数（人）	1 (2.2%)	令和元年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が 地域生活へ移行する。
令和5年度の減少見込数（人）	1 (2.2%)	令和元年度末時点の福祉施設入所者数から1.6% 以上削減する。

(2) 福祉施設から一般就労への移行目標

サービス提供事業者とも連携しながら可能な限り、一般就労への移行を推進していきます。企業訪問等をとおして情報交換をすすめ、障がい者雇用の現状や課題を把握します。

就労移行支援事業、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）ともに一般就労への移行にはまだ時期が早く、経験を積み重ねる段階の人が多いことから、目標値については実情を踏まえて設定しています。

⑤と⑥については現在、町内には就労定着支援事業所は存在しないため、計画期間中に就労定着支援事業所の参入があった場合（近隣市町村への参入も含む）の目標とします。

① 一般就労移行者数

取組事項／項目	数値	備考/国の指針による目標
令和元年度の 一般就労移行者数（人）	0	令和元年度において就労移行支援を通じ、一般就労した者の数
令和5年度の 一般就労移行者数（人）	1	令和5年度中までに令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。

② 就労移行支援事業の一般就労への移行

取組事項／項目	数値	備考/国の指針による目標
令和元年度の 一般就労移行者数（人）	0	令和元年度において、一般就労した者の数
令和5年度の 一般就労移行者数（人）	1	令和5年度中に一般就労に移行する人数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上とすることを基本とする。

③ 就労継続支援（A型）事業所の一般就労への移行

取組事項／項目	数値	備考/国の指針による目標
令和元年度の 一般就労移行者数（人）	0	令和元年度において、一般就労した者の数
令和5年度の 一般就労移行者数（人）	2	令和5年度中に一般就労に移行する人数を、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指す。

④ 就労継続支援（B型）事業所の一般就労への移行

取組事項／項目	数値	備考/国の指針による目標
令和元年度の 一般就労移行者数（人）	0	令和元年度において、一般就労した者の数
令和5年度の 一般就労移行者数（人）	2	令和5年度中に令和元年度の一般就労への移行実績の 概ね1.23倍以上を目指す。

⑤ 就労定着支援事業の利用者数

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

（※ 国の基本指針では、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労所に移行した人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本としています）

⑥ 就労定着支援事業所の就労定着率

令和5年度末時点において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

（※ 国の基本指針では、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とすることを基本としています）

(3) 地域生活支援拠点の整備

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とするとされています。

本町では、地域生活支援拠点はまだ整備されていないため、令和4年度中の整備を目指として協議の場を設置していきます。

整備後は、必要な機能の充実を図りながら運用状況の検証と検討に取り組みます。

取組事項／項目	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等 の整備/確保（箇所）	0	1	1
運用状況の検証・検討（回数）	0	0	年1回以上

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人に対して、包括的な支援をできるようにするために、重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいのある人を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

国の基本方針を踏まえ、「包括的な相談支援の提供」や、「精神障がいのある人の家族に対する支援の充実」が実現できるように、町地域包括支援センターとも連携し、関係者の協議の場として、地域ケア会議等を活用し、検討を進めます。

地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助については、現在、町内に精神障がいのある人の支援ができる事業所が存在しないため、地域の実情に合わせた数値としています。

協議の場においては、事例検討等を通じて本町の課題や不足している社会資源等の抽出や、地域住民や関係者等に対して、障がいのある人への理解促進を図ることを目標とします。

取組事項／項目	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	2	2
精神障がい者の 地域移行支援利用者数	0	0	0
精神障がい者の 地域定着支援利用者数	0	0	0
精神障がい者の 共同生活援助利用者数	0	0	0
精神障がい者の 自立生活援助利用者数	0	0	0

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、「令和5年度末までに、各市町村または圏域において、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する確保することを基本とする」とされています。

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標とし、達成するために次の取組を実施します。

総合的・専門的な相談支援の実施については、町に基幹相談支援センターは未設置ではありますが、保健福祉課と子育て支援課の両課で、各関係機関とも連携をしながら相談支援を実施していきます。

専門的な指導・助言や人材育成はサービス等利用計画の確認や検証等を実施し、地域の相談支援事業者との連携を強くしていきます。

地域の相談機関との連携強化については、地域包括支援センター（保健福祉課在宅支援係）や発達支援センター（子育て支援課きずな園指導係）、民生委員・児童委員、をはじめとする各関係機関とともに実施します。

取組事項／項目	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5	5	5
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	5	5	5
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6	6	6

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目標とします。

本町職員が障害者総合支援法の具体的な内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、適正な運営を行っている事業所を確保していくことを目指します。

必要とするサービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析し、結果について事業所や関係自治体等と共有する体制づくりに取り組みます。

目標を達成するために次の取組を実施します。

取組事項／項目	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本町職員の研修への参加人数 (都道府県が実施する、障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数)	4人	5人	6人
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数 (障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み)	(体制) 無	(体制) 無	(体制) 有
	(回数) 0回	(回数) 0回	(回数) 1回

第8章 第2期障がい児福祉計画

1 児童福祉法に基づくサービスの目標値設定

児童福祉法や子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策とともに、関係機関が連携し、発達の段階や個々の特性に応じた障がい児支援をおこなうことにより、子どもが健全に育つ権利を保障することが重要です。

本町では、清水町子ども発達支援センターを設置し、発達が気になるお子さんやその家族からの相談を受け、支援をおこなっています。また、専門の相談支援員がサービス等の利用計画についての相談及び作成に応じ、適切なサービス利用を支援する相談支援事業所や通所支援事業所を備え、福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援をおこなっています。

切れ目のない一貫した支援を提供するために関係機関の連携を更に強化し、支援体制の構築を図る必要があります。また、可能な限り地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、すべての子どもが共に成長できるよう地域社会への参加やインクルージョン（障害のあるなしに関係なく、すべての人が社会のなかで生活していく考え方になり、「包括」を広い意味で表現しています）を推進する必要があります。

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

(1) 清水町子ども発達支援センター

【現状と課題】

児童発達支援センターと同等の機能を持つ市町村中核子ども発達支援センターとして、平成31年1月31日に北海道の認定を受け、清水町子ども発達支援センターを設置しました。

子ども本人が支援の輪の中心となり様々な関係者や関係機関が関わることができますように取り組んでいます。

アンケートの回答では、福祉サービスを利用している児童及び、療育手帳または身体障害者手帳を交付されている児童のうち94%が清水町内の福祉サービスを利用しています。満足度は高い評価ですが、子どもの福祉に関する情報をわかりやすく発信してほしいと求められています。

また、周りからの障害に対する理解が低いことや子どもの進学や就労に対しての悩みが多く、それぞれの特性や保護者の思いに寄り添った支援と関係機関との連携の強化、さらに地域の障がい理解に取り組んでいきます。

●目標設定

- ・支援が必要な子どもとその保護者の支援が保育施設や学校そして就労等に適切に移行され、必要な支援が引き継がれていく体制の整備に取り組みます。
- ・すべての子どもが共に成長できるよう地域社会への参加やインクルージョン（障害のあるなしに関係なく、すべての人が社会のなかで生活していく考え方になり、「包括」を広い意味で表現しています）を推進し、障害への理解を深めていきます。
- ・福祉に関する情報をわかりやすく発信します。
- ・発達の遅れ等の気づきの段階から継続的な支援を行うためのツールとして、清水町で出生したお子さんに配布しているバーステーブック（支援ファイル）の活用を継続していきます。

指 標	現状値（令和2年度）	目標値（令和5年度）
福祉サービスを利用している児童及び、療育手帳または身体障害者手帳を交付されている児童のバーステーブックの活用率	29.3%	50.0%

(2) 障害児通所支援

障害児通所支援には、次のようなサービスがあります。

① 児童発達支援

就学前の障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能障がい（肢体不自由）のある児童を対象として、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関において児童発達支援及び治療を行います。

③ 放課後等ティーサービス

就学中の障がい児を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇時に、施設等において生活能力向上のための支援等を行います。

④ 保育所等訪問支援

障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象として居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、発達支援を行います。

【現状と課題】

清水町きずな園において、児童発達支援事業（幼児）、放課後等ティーサービス事業（学齢児）、及び保育所等訪問支援事業を実施しており、保育士、心理士、言語聴覚士、児童指導員等の資格を有した専門職が個別またはグループの支援を行っています。

アンケートの結果からは、きずな園の支援に対する満足度は高く、保護者の悩みに対する相談先としても選ばれています。一方できずな園のサービスの充実も求められており、個別のニーズに寄り添ったより細やかな支援を目指します。

保育所等訪問支援事業は、発達支援を要する児童が通う保育所や学校等、集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他必要な援助を行うものです。

現在は、清水町子ども発達支援センターが地域連携として保育所等を訪問し、支援事業を行っています。

●目標値設定

清水町きずな園で毎年実施している利用児童の保護者に向けた事業所評価アンケートを通して、利用児童と保護者の満足度を調査し、個別のニーズに寄り添ったきめ細やかな支援を提供するための技術の向上を目指します。

保育所等の障がい児の受け入れ体制を整備するために、保育所等訪問支援の拡充を図ります。

サービス種別	単位	実績見込み		見込み	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数 (人)	16	10	6	6
	利用量 (人日/月)	4	4	4	4
医療型自動発達支援	利用者数 (人)	0	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数 (人)	47	44	44	44
	利用量 (人日/月)	2	2	2	2
保育所等訪問支援	利用者数 (人)	0	0	1	1
	利用量 (人日/月)	0	0	2	2
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人)	0	0	0	0
	利用量 (人日/月)	0	0	0	0

(3) 障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に、障害児支援利用計画（清水町では「こども発達支援計画」という名称になります）を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【現状と課題】

相談支援事業所の相談支援専門員は、発達が気になるお子さんやその家族からのサービス等の利用計画についての相談及び作成に応じ、適切なサービス利用を支援します。

町内の療育機関は、きずな園に限られますが、ニーズに応じて町外のサービスへつなげることもあるため、広く情報収集が必要です。

今後も支援計画作成後のモニタリングを計画的に行い、サービス担当者会議を実施しながら、よりニーズに添った支援計画の作成をします。

サービス種別	単位	実績見込み		見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画相談支援	利用者数 (人)	66	54	48	46	

(4) 医療的ケア児に対する支援

【現状と課題】

国は、「令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する」としています。

清水町では、子ども発達支援センターが中核となり、必要に応じて関係機関が協議、連携しながら切れ目のない一貫した支援が提供できるように取り組んでいます。

●目標設定

今後も子ども発達支援センターが中核となって、コーディネーターとしての役割を担い、必要に応じて関係機関が協議、連携しながら切れ目のない一貫した支援が提供できるように取り組んでいきます。

2 その他の事業の目標値設定

(1) 発達障がいのある人に対する支援

【現状と課題】

発達障がいのある保護者や、発達が気になる子どもの家族に対して、子育ての悩みや不安感に寄り添い、適切な関わりを支援するためにペアレントメンターの養成等、家族に対する支援体制の整備を図ることが求められています。

清水町では、きずな園を利用する児童の保護者とともに療育支援の振り返りをおこない、子どもの発達や支援の目標の達成度合いを共通理解するとともに、家庭でのかかわり方等、家族に対する助言、支援を行っています。

今後も丁寧な振り返りと家族支援を継続していきます。

●各事業の目標値設定

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、具体的で効果的な対応ができるよう必要に応じてペアレントプログラム、ペアレントトレーニングを導入し、発達障がい者（児）及びその家族に対する支援体制を整えていきます。

ペアレントメンターについては、現状、養成研修開催について計画期間中は見込んでいませんが、受講希望者がいれば各関係機関と調整を図るとともに、情報提供にも努めます。

また、本町では家族同士が思いを語りあい、悩みを共有できる「堅苦しくない形で、気軽に集える活動」の必要性を感じています。

養成研修にこだわらない形で最初の一歩が踏み出しやすくなる体制づくりをすすめます。

ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障がい者（児）及びその家族に対する支援体制の構築を図り、当事者等が気軽に集える機会の提供に努めます。

すべての項目（ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、ペアレントメンター、ピアサポート）において、令和3年度、4年度の見込み数は0としています。

ペアレントトレーニングとは、

保護者等が子どもの「行動」に直接介入する方法や技術を学ぶものです。

ペアレントプログラムは、

保護者等が子どもの「行動」そのものをますきちんと捉えられるようになることを目標としており、ペアレントトレーニングの前段階の基本プログラムとして位置づけられています。

ペアレントメンターとは、

発達障がいの子どもを育てた保護者等が、その育児経験を活かし、子育てで同じ悩みを抱える保護者等にとっての「信頼のおける仲間」として活動するものです。

養成研修を経て、同じ親という立場からグループ相談や子どもの特性を伝えるサポートブック作り、情報提供等の活動にあたります。

ピアサポートとは、

同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情や必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決に協同して取り組んだりする取組です。

地域の特性や利用者の状況に応じ、効果的・効率的に柔軟な形態により事業を実施することを目的としています。

取組事項	見込み 実績	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
ペアレントトレーニングの受講者数	0	0	0	1
ペアレントプログラムの受講者数	0	0	0	1
ペアレントメンターの人数	0	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	0	0	0	2

3 成果目標の設定

(1) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターと同等の機能を持つ市町村中核子ども発達支援センターとして、平成31年1月31日に北海道の認定を受け、清水町子ども発達支援センターを設置しています。

今後も清水町子ども発達支援センターが児童発達支援センターとしての役割を担うことで、障がい児の地域支援体制の充実を図ります。

(2) 保育所等訪問支援の利用体制の構築

本町においては、保育所等訪問支援事業については、平成24年7月に事業指定を受けています。

利用希望がある際は、必要に応じて事業所等の関係者と調整を図り、利用できる体制を整えます。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保と支援の充実を目指します。

取組事項／項目	目標	国の基本指針
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村（圏域での設置可）に少なくとも1か所以上確保する。
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1	

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、関係機関の協議の場にて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、医療的ケア児に対する支援の充実を図ります。

取組事項／項目	目標	国の基本指針
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1	令和5年度末までに各市町村（圏域での設置可）において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1	令和5年度末までに医療的ケア児に対する協議の場とともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する。

資料編

- ◆ 第6期清水町障がい福祉計画
第2期清水町障がい児福祉計画策定委員会委員名簿
- ◆ 清水町障がい者基本計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画
策定委員会設置要綱
- ◆ 障がい福祉についての意識調査 【障がいのある人】
- ◆ 障がい福祉についての意識調査 【関係者】
- ◆ 障がい福祉についての意識調査 【児童/保護者】

清水町障がい福祉計画・清水町障がい児福祉計画

策定委員会委員名簿

No.	所属	所属部署から推薦を受けた者	備考
1	清水町自立支援協議会	松田恵子	第3条
2	清水町社会福祉協議会	會田 豊	第3条
3	社会福祉法人 清水旭山学園	大久保泰裕	第3条
4	特定非営利活動法人 清水町障害者児振興会連絡協議会	中林 豪	第3条
5	特定非営利活動法人 障害者家族地域生活支援事業所 ていんくる	矢野利治	第3条
6	きずな園父母と先生の会	佐藤夏紀	第3条
7	障害者(児)、またはその家族	篠原正樹	第3条
8	学校教育課	山下 勇	第3条
9	一般公募	秋島由貴	第3条
10	一般公募	小笠原敏子	第3条

[第3条 障がい福祉について理解及び知識のある者並びに町民から公募した者]

《事務局》

1	保健福祉課課長	佐藤 秀美
2	保健福祉課課長補佐(福祉担当)	石川 淳
3	子育て支援課課長補佐	寺岡 淳子
4	保健福祉課福祉係長	阿部 俊夫
5	保健福祉課福祉係主事	玉手 祐
6	保健福祉課福祉係主事補	前田 翔平
7	保健福祉課福祉係主事補	澤田綺来莉

清水町障がい者基本計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画

策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく清水町障がい者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく清水町障がい福祉計画並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく清水町障がい児福祉計画を策定するため、清水町障がい者基本計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について審議し、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 障がい者基本計画の策定及び見直しに関すること
- (2) 障がい福祉計画の策定及び見直しに関すること
- (3) 障がい児福祉計画の策定及び見直しに関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、障がい福祉について理解及び知識のある者並びに町民から公募した者のうちから町長が任命または委嘱する。

2 委員の任期は、任命または委嘱の日から第2条に規定する所掌事務の終了の日までとし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
 - 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課及び子育て支援課において処理する。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月17日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定に関わらず、町長が招集する。

(廃止)

清水町障がい福祉計画策定委員会設置要綱（平成26年5月19日施行）は廃止する。

第6期 障がい福祉計画 意識調査 (障がいのある人)

対象者 (調査票送付者)

232

回答者 (10月30日~12月14日受付分)

116

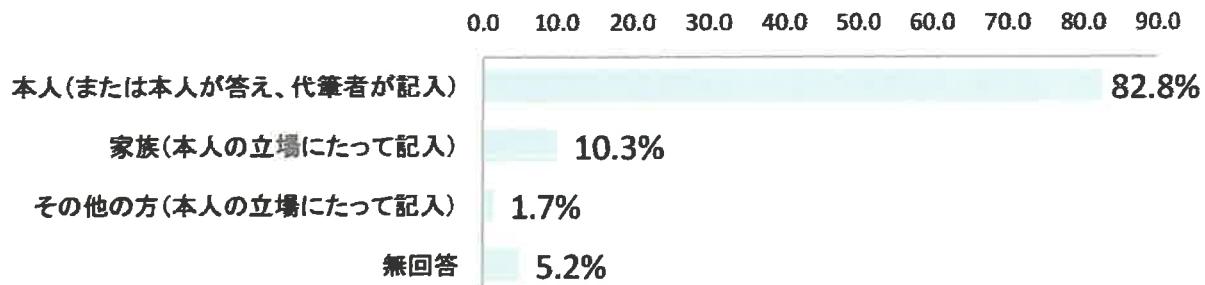
回答率

50.0%

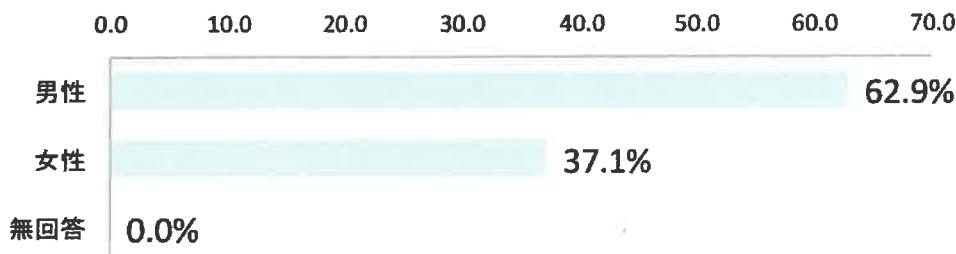
232の方へ調査票を送付し、116名の方より回答をいただきました。
回答率は50.0%となっています。

多くの方にご協力をいただきました。

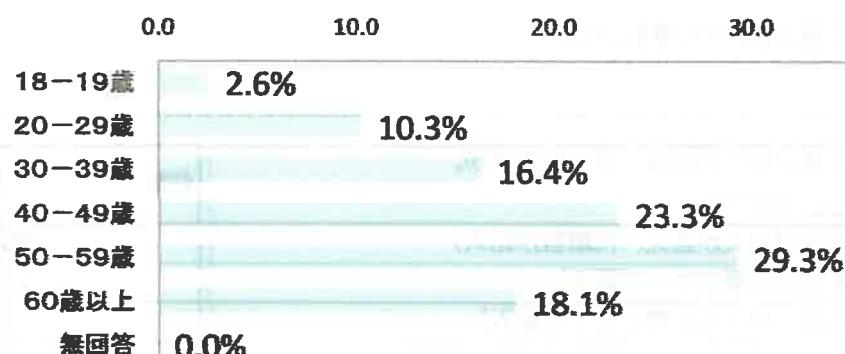
Q 1 お答えいただくのは、どなたですか。 (○はひとつだけ)		件数	割合
1 本人 (または本人が答え、代筆者が記入)		96	82.8
2 家族 (本人の立場にたって記入)		12	10.3
3 その他の方 (本人の立場にたって記入)		2	1.7
無回答		6	5.2
合計		116	100.0



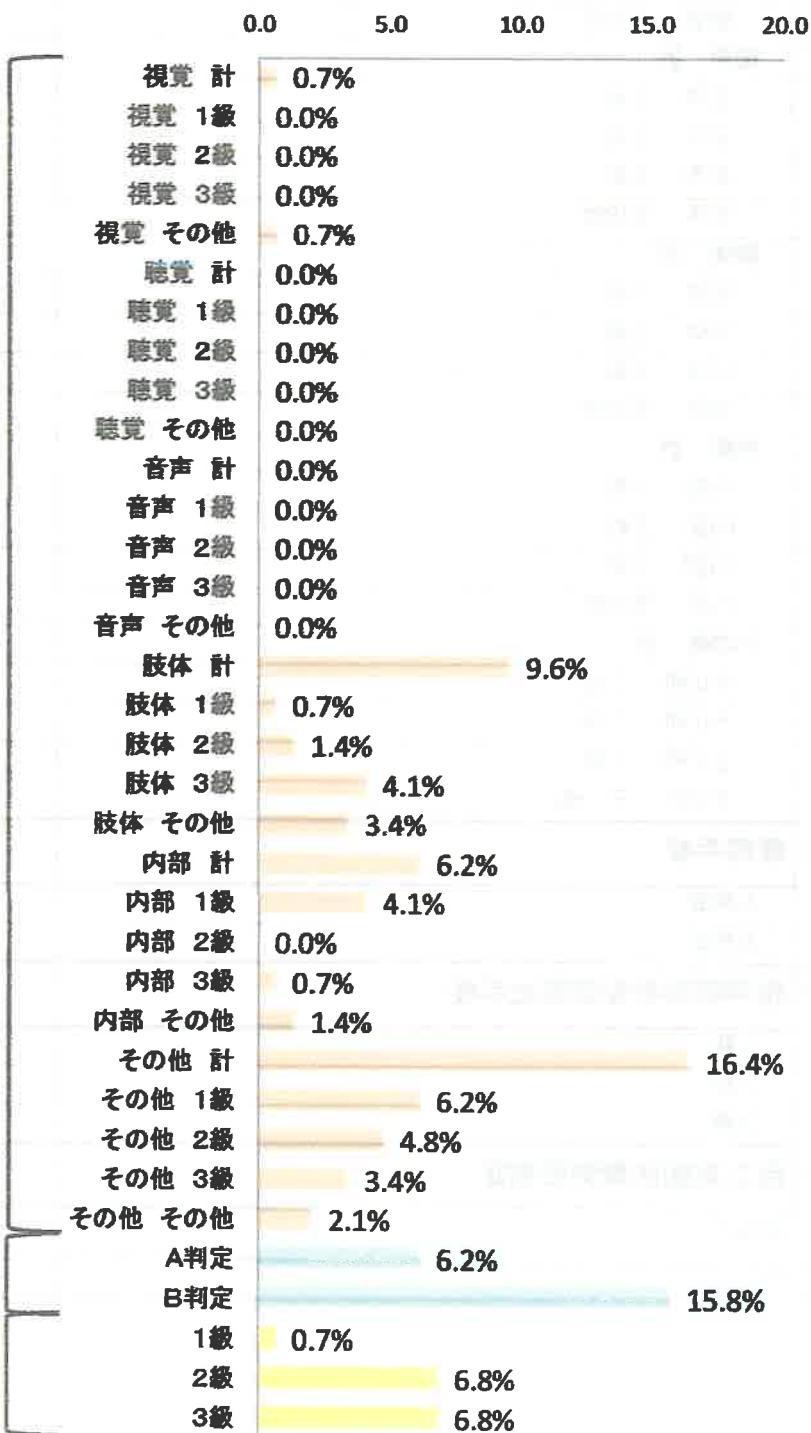
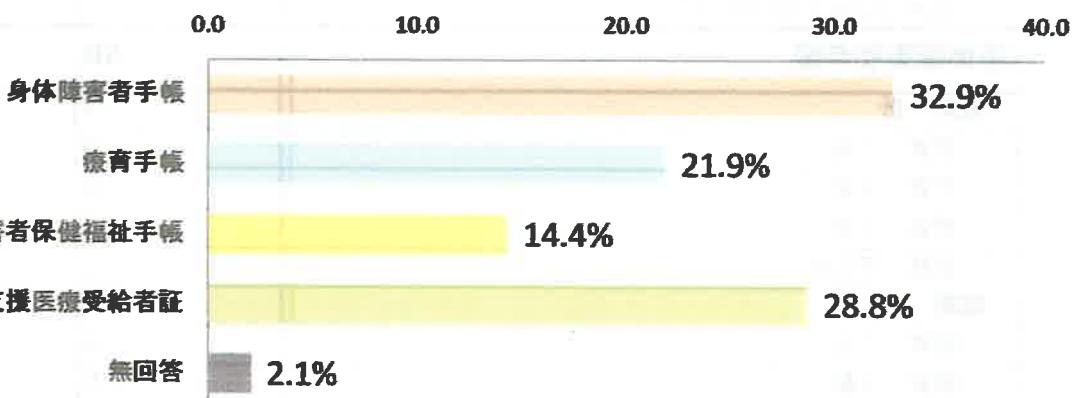
Q 2 あなたの性別はどちらですか。 (○はひとつだけ)		件数	割合
1 男性		73	62.9
2 女性		43	37.1
無回答		0	0.0
合計		116	100.0



Q 3 あなたの年齢は何歳ですか。（10月1日現在） (○はひとつだけ)		件数	割合
1	18～19歳	3	2.6
2	20～29歳	12	10.3
3	30～39歳	19	16.4
4	40～49歳	27	23.3
5	50～59歳	34	29.3
6	60歳以上	21	18.1
	無回答	0	0.0
	合計	116	100.0



Q 4 お持ちの手帳、受給者証は次のうちどれですか。 (○はあてはまるものすべて)		件数	割合
1	身体障害者手帳	48	32.9
	視覚 計	1	0.7
	視覚 1級	0	0.0
	視覚 2級	0	0.0
	視覚 3級	0	0.0
	視覚 その他	1	0.7
	聴覚 計	0	0.0
	聴覚 1級	0	0.0
	聴覚 2級	0	0.0
	聴覚 3級	0	0.0
	聴覚 その他	0	0.0
	音声 計	0	0.0
	音声 1級	0	0.0
	音声 2級	0	0.0
	音声 3級	0	0.0
	音声 その他	0	0.0
	肢体 計	14	9.6
	肢体 1級	1	0.7
	肢体 2級	2	1.4
	肢体 3級	6	4.1
	肢体 その他	5	3.4
	内部 計	9	6.2
	内部 1級	6	4.1
	内部 2級	0	0.0
	内部 3級	1	0.7
	内部 その他	2	1.4
	その他 計	24	16.4
	その他 1級	9	6.2
	その他 2級	7	4.8
	その他 3級	5	3.4
	その他 その他	3	2.1
2	療育手帳	32	21.9
	A判定	9	6.2
	B判定	23	15.8
3	精神障害者保健福祉手帳	21	14.4
	1級	1	0.7
	2級	10	6.8
	3級	10	6.8
4	自立支援医療受給者証	42	28.8
	無回答	3	2.1
	合計	146	100.0



Q 5 あなたは、どこで生活をしていますか。 (○はひとつだけ)		件数	割合
1	自宅	73	62.9
2	借家・公営住宅	20	17.2
3	グループホーム・福祉施設（障がい者支援施設・高齢者支援施設）	17	14.7
4	その他	3	2.6
	無回答	3	2.6
	合計	116	100.0

0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 60.0 70.0

自宅 62.9%

借家・公営住宅 17.2%

グループホーム・福祉施設(障がい者支援施設・高
齢者支援施設) 14.7%

その他 2.6%

無回答 2.6%

問5 その他

『牧場の社宅』 『マンション』 『病院』

Q 6 あなたは、現在どのように暮らしていますか。 (○はひとつだけ)		件数	割合
1	一人で暮らしている	14	12.1
2	家族と一緒に暮らしている	79	68.1
3	仲間と共同生活をしている（グループホームなど）	14	12.1
4	病院へ入院している	3	2.6
5	その他（施設へ入所しているなど）	2	1.7
	無回答	4	3.4
	合計	116	100.0

0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 60.0 70.0 80.0

一人で暮らしている 12.1%

家族と一緒に暮らしている 68.1%

仲間と共同生活をしている(グループホームなど) 12.1%

病院へ入院している 2.6%

その他(施設へ入所しているなど) 1.7%

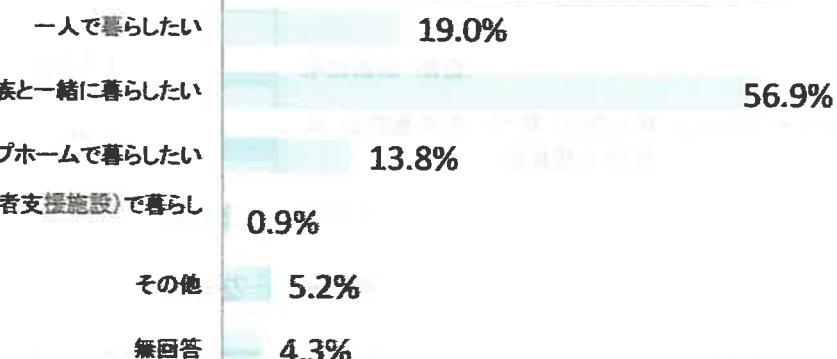
無回答 3.4%

問6 その他

空欄 2名

Q 7 あなたは、今後3年以内に、どのような暮らしをしたいと思いますか。 (○はひとつだけ)		件数	割合
1	一人で暮らしたい	22	19.0
2	家族と一緒に暮らしたい	66	56.9
3	グループホームで暮らしたい	16	13.8
4	福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい	1	0.9
5	その他	6	5.2
	無回答	5	4.3
合計		116	100.0

0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 60.0



問7 その他

『生きていたくない』 『未定』 『病院』 『わからない』

Q 8 グループホームで生活する場合、どのようなグループホームがあればよいと思いますか。 (○はひとつだけ)		件数	割合
1	役場や駅、病院が近くにあり、外出に困らない	4	3.4
2	料理や掃除、洗濯、お金の管理などを覚えることができる	1	0.9
3	地域住民の理解がある	0	0.0
4	利用するお金が、あまりかかりない	10	8.6
5	その他	3	2.6
	無回答	98	84.5
合計		116	100.0

0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 60.0 70.0 80.0 90.0

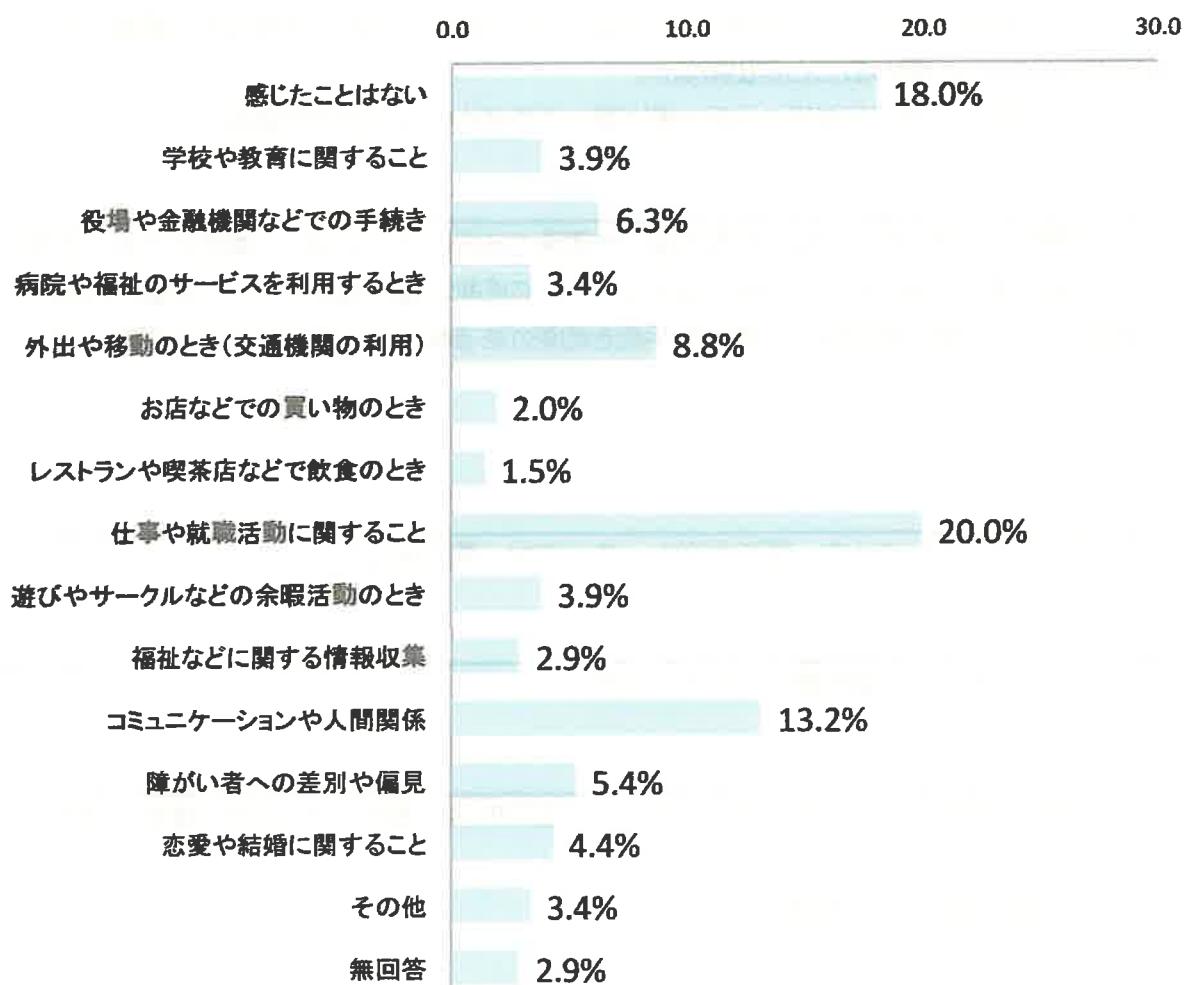


問8 その他

『医療サポートが完備しているグループホーム』 『このままで良い』

『テレビ（地上・B S・C S）が見られる』

Q 9 これまで、どんなときに（どこで）生きづらさを感じたことがありますか。（○は3つまで）		件数	割合
1 感じたことはない		37	18.0
2 学校や教育に関するこ		8	3.9
3 役場や金融機関などの手続き		13	6.3
4 病院や福祉のサービスを利用するとき		7	3.4
5 外出や移動のとき（交通機関の利用）		18	8.8
6 お店などでの買い物のとき		4	2.0
7 レストランや喫茶店などで飲食のとき		3	1.5
8 仕事や就職活動に関するこ		41	20.0
9 遊びやサークルなどの余暇活動のとき		8	3.9
10 福祉などに関する情報収集		6	2.9
11 コミュニケーションや人間関係		27	13.2
12 障がい者への差別や偏見		11	5.4
13 恋愛や結婚に関するこ		9	4.4
14 その他		7	3.4
無回答		6	2.9
合計		205	100.0



問9 その他

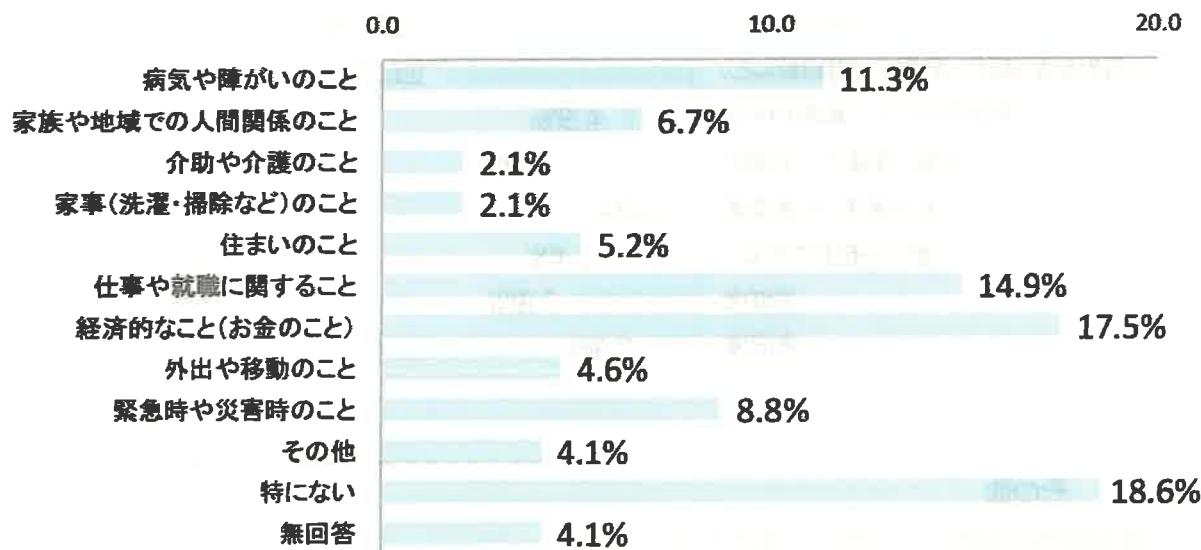
- 『労災を受け将来足に不安（歩行など）』
- 『生活全般の全て。特に振興局の対応の配慮のなさ。』
- 『色々』

Q 10 生きづらさを感じた状況について、具体的に教えてください。（自由回答）	
年代/性別	回 答
60 男	仕事は昔のように動けなくなつた。全ての行動が遅くなつた。
40 女	身体が思うように動かない。
60 男	一人暮らしで寂しい。収入が少ない。
50 男	友達がいなくなつた。
20 女	障害があることで仕事が出来ず（続かず）、収入も無いうえ新しい人間関係を築くことが出来ず社会参加が出来ない。 また、障害があることで自分のことを話す事が出来ないため、家族以外の理解のある少数の人としか関わることが出来ない。 収入が無いため同じ年頃の人達の様に遊んだり出かけたり彼氏や結婚についても未来が見えない。
40 男	不眠から日頃の体力がなく仕事も遊びも家事も持続して行えない。物忘れが多く仕事の内容や指示が覚えられない思い出せない。人の名前と顔が覚えにくい。会話の内容も断片的にしか思い出せない。通院や手続き約束がある時は数日前から体力を温存しないといけない。
40 男	自分が出来ないことを、周りが分かってくれない事があった。
30 女	セクハラを受けた後の異性に対する不安。
20 女	精神科に通院している時の偏見がすごい。整形外科に通院している時に障害（精神科に通院）のことがあるとわかると困る。 交通費申請書などの書類は郵送してほしい。
30 女	病気で仕事ができない時、周りの人に「仕事をしていない」というのが言いづらい。どんな反応をされるのか怖い。

20 男	人との付き合いなど話して相手側に伝えることが出来ず怖い。
60 男	色々、手続きがめんどうだ。
20 女	結婚する時に、相手や相手の親に子供を妊娠することが出来ないことを言って「関係が崩れるのでは」と感じたり、車の免許が取れないので、移動など他の人と比べると生きづらいと感じた。
40 男	今まで出来たことが出来なくなって、仕事を辞めた。再就職が難しい。今は福祉サービス（B型）で働いている。
50 女	人間関係をうまく築けない事が多い。
50 男	ぼくにとっては、苦しさや楽しさが交互にあるからです。
30 男	仕事が、自分のやりたい事があまりなくて、今の職場でどうするか考えている。
40 男	問9の14に記したように「道が定めたルールを職員が守っていない」人道的モラルの欠如。常識のなさに失望しこんな人達が福祉の道の上にいると思うと怒りより死にたくなる。 役場ががんばっても権限がないことも多いので、縦割り行政だとしか思えない。 当事者の事をきちんと見た上で町村と道の連携や配慮がない限り、精神的にやられるのは理解できるし生きる希望などもてません。 そういう相談ができる専門職の方とも一度もお会いしたこともないし（精神保健福祉士さんや保健師さん等）住民として扱われないことしか実感できない。
20 男	色々な場面で上手に説明する事や言葉がうまく出てこなく、相手の言葉は通じていてもこっちの気持ちが伝わらない。
50 男	早く死にたい。
50 男	JR駅はほとんどがバリアブルで、人の手を煩わせなきゃ利用できない。

10 男	学校のシステムがストレス。遊べる場所が無い。
50 男	障害を持って生まれてきそうな赤ちゃんを、中絶で殺すような世の中では差別されても仕方がない。
40 男	<p>⑧養護学校卒業後、一般の会社に就いた3年間暴言暴力（ケガをしない程度）を受けチック症状がでる。親の私にもパワハラを受ける。親が退職させる。</p> <p>⑨2~3年程一人で毎日曜日パークゴルフに楽しく通っていて急に行かなくなる。息子は人に何を言われたか言葉で伝えられない？</p> <p>⑩町内会のゴルフ大会で、息子が一緒にグループになるのを嫌われている事が後で私どもの耳に入る。</p>
60 男	<p>自分に似合った仕事は運転手だと思い今の会社に入社してから28年間運転手として勤めてきましたが、突然心臓の病気が分かり医師に勧められたペースメーカー手術を受け、自宅療養後職場で言われたのは「しばらく運転業務から降りて倉庫作業をして下さい」とのことだった。</p> <p>運転手として頂いた収入の差が大きく、住宅ローンの支払等も悩む事となった。65歳以降の年金生活になった後も運転経験を活かせるアルバイトをしたいと考えていたのが、これからどうすればいいか思案中である。</p>
30 男	作業所に通えず家にこもりがちで、他人とのコミュニケーションがとれにくい。
40 男	閉鎖病棟に入院中、入院環境に特に不満があったわけではなかった時と、入院中主食を希望で減らしすぎて空腹だった時。
30 男	<p>人とのコミュニケーションや言い方や場慣れなどで、急な事や対応が出来なくて、あと集団行動がダメで努力をしなくて。</p> <p>今後や将来を探さないといけなくなるためです。給料が少なくて生きづらさがあり今の人達があまりにも強引な方が多くて人として無理。</p>
40 男	学生の時イジメにあいました。B型で働いていた時は辞めさせられた事も。
30 男	入院中の介助や外出先での介助、家のサービス提供までの空白時間等自由に動けない。家族介助者（主に母）が病気等の理由で移動が難しい。
50 男	仕事をしている際に、健常者と同じ動作を要求される事。 字が上手く書けない、箸が動かしづらい。
40 男	仕事に対して、無気力になる事がある。

Q 11 あなたは、現在悩んでいることや、相談したいことがありますか。（○は3つまで）		件数	割合
1 病気や障がいのこと		22	11.3
2 家族や地域での人間関係のこと		13	6.7
3 介助や介護のこと		4	2.1
4 家事（洗濯・掃除など）のこと		4	2.1
5 住まいのこと		10	5.2
6 仕事や就職に関すること		29	14.9
7 経済的なこと（お金のこと）		34	17.5
8 外出や移動のこと		9	4.6
9 緊急時や災害時のこと		17	8.8
10 その他		8	4.1
11 特にない		36	18.6
無回答		8	4.1
合計		194	100.0



問11 その他

『色々あります』　『結婚の事』　『便秘』
 『暮らしの全般に関するすべてのこと（何かあったらどこに助けを求めたらよいか等）』
 『相談しても意味がない』　『恋愛に関する事』　『性的なこと』

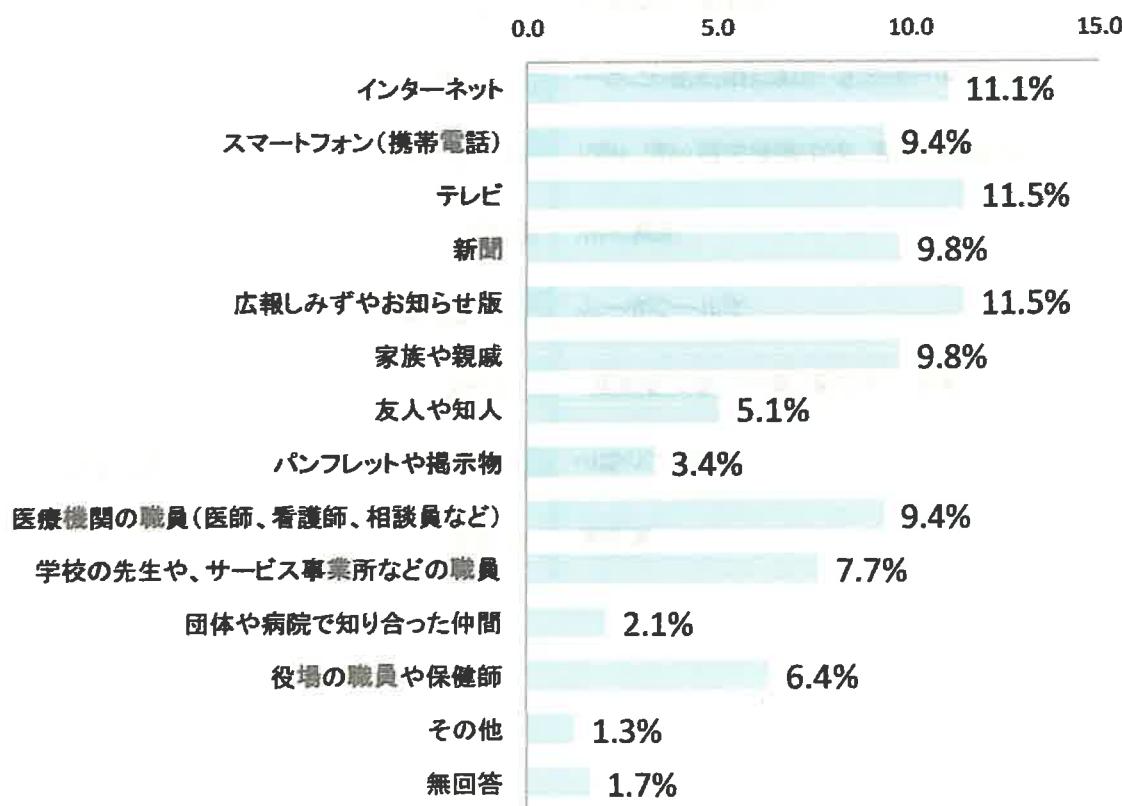
Q 12 あなたが、悩んでいることを相談する相手は誰（どこ）ですか。（○はいくつでも）		件数	割合
1	家族や親戚	74	36.1
2	友人や知人	35	17.1
3	医療機関（医師、看護師、相談員など）	33	16.1
4	学校の先生や、職場の仲間	10	4.9
5	役場の職員や、保健師	18	8.8
6	民生委員・児童委員	2	1.0
7	誰にも相談できない	11	5.4
8	その他	16	7.8
	無回答	6	2.9
	合計	205	100.0



問12 その他

『学生時代の恩師』　『近くに友だちがない』
 『施設職員』　『GHの職員』

Q 13 あなたは、福祉に関する情報を、どこから知ることが多いですか。（○は3つまで）		件数	割合
1 インターネット		26	11.1
2 スマートフォン（携帯電話）		22	9.4
3 テレビ		27	11.5
4 新聞		23	9.8
5 広報しみずやお知らせ版		27	11.5
6 家族や親戚		23	9.8
7 友人や知人		12	5.1
8 パンフレットや掲示物		8	3.4
9 医療機関の職員（医師、看護師、相談員など）		22	9.4
10 学校の先生や、サービス事業所などの職員		18	7.7
11 団体や病院で知り合った仲間		5	2.1
12 役場の職員や保健師		15	6.4
13 その他		3	1.3
無回答		4	1.7
合計		235	100.0

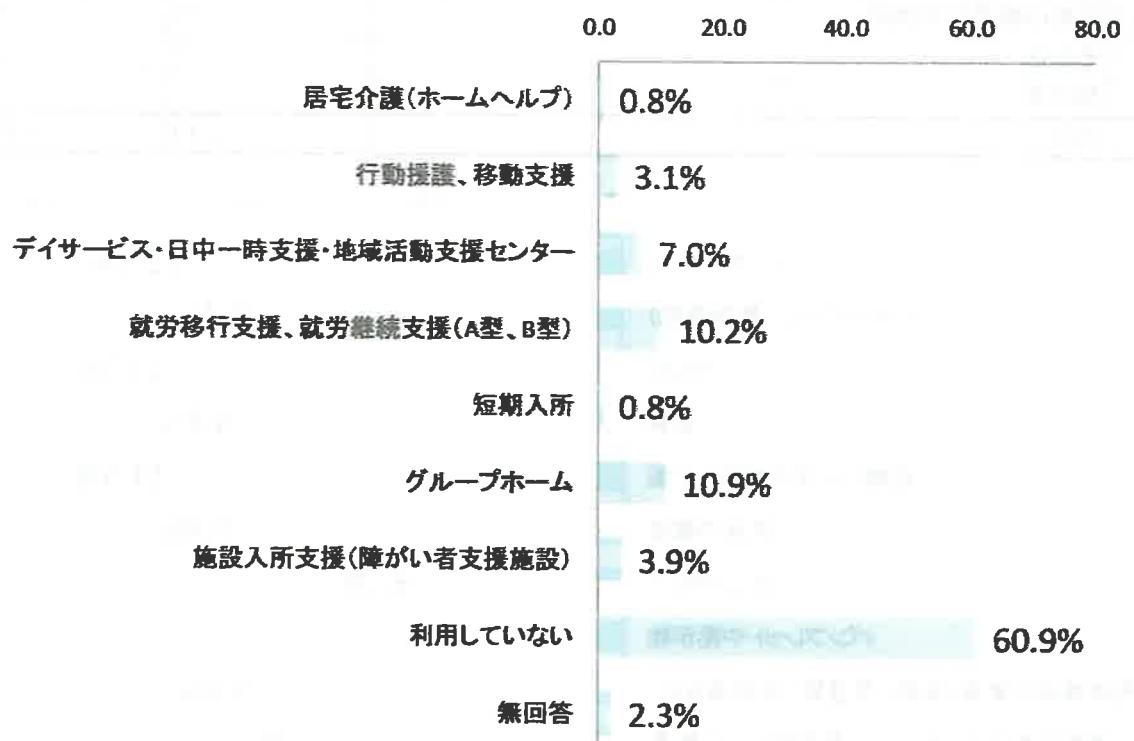


問13 その他

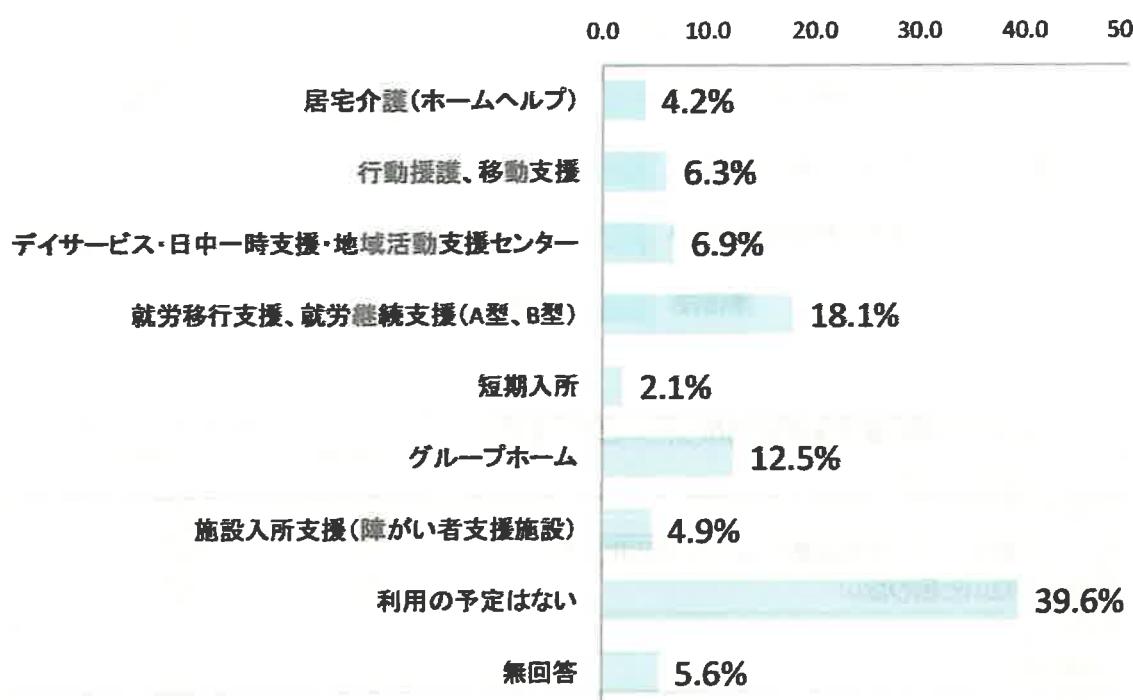
『ともに園の先生』

『ネットでもわからないことが多いので調べても答えはほぼ見つからない（要は国家が隠していると言う事）』

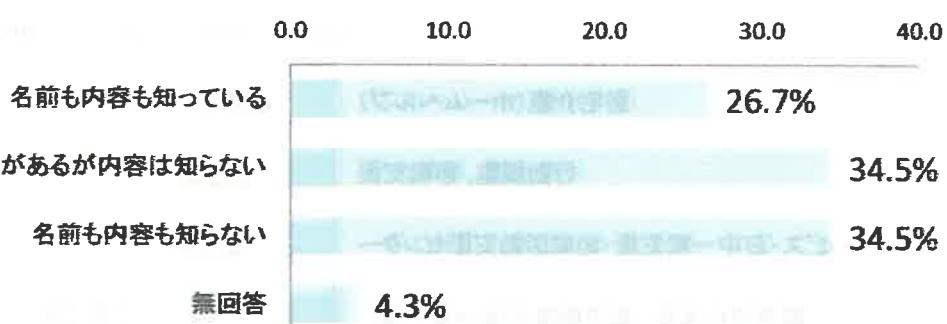
Q 14 あなたは、どのサービスを利用していますか。 (○はいくつでも)		件数	割合
1 居宅介護（ホームヘルプ）		1	0.8
2 行動援護、移動支援		4	3.1
3 デイサービス・日中一時支援・地域活動支援センター		9	7.0
4 就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）		13	10.2
5 短期入所		1	0.8
6 グループホーム		14	10.9
7 施設入所支援（障がい者支援施設）		5	3.9
8 利用していない		78	60.9
無回答		3	2.3
合計		128	100.0



Q 15 あなたは、今後どのサービスを利用したいと思いますか。 (○は3つまで)		件数	割合
1 居宅介護（ホームヘルプ）		6	4.2
2 行動援護、移動支援		9	6.3
3 デイサービス・日中一時支援・地域活動支援センター		10	6.9
4 就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）		26	18.1
5 短期入所		3	2.1
6 グループホーム		18	12.5
7 施設入所支援（障がい者支援施設）		7	4.9
8 利用の予定はない		57	39.6
無回答		8	5.6
合計		144	100.0



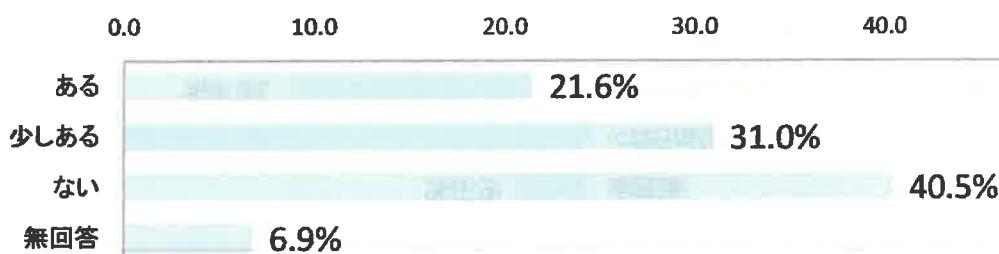
Q 16 成年後見制度とは、知的障がいや精神障がいなどの理由により、判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度です。 あなたは、成年後見制度について知っていましたか。 (○はひとつだけ)	件数	割合
1 名前も内容も知っている	31	26.7
2 名前は聞いたことがあるが内容は知らない	40	34.5
3 名前も内容も知らない	40	34.5
無回答	5	4.3
合計	116	100.0



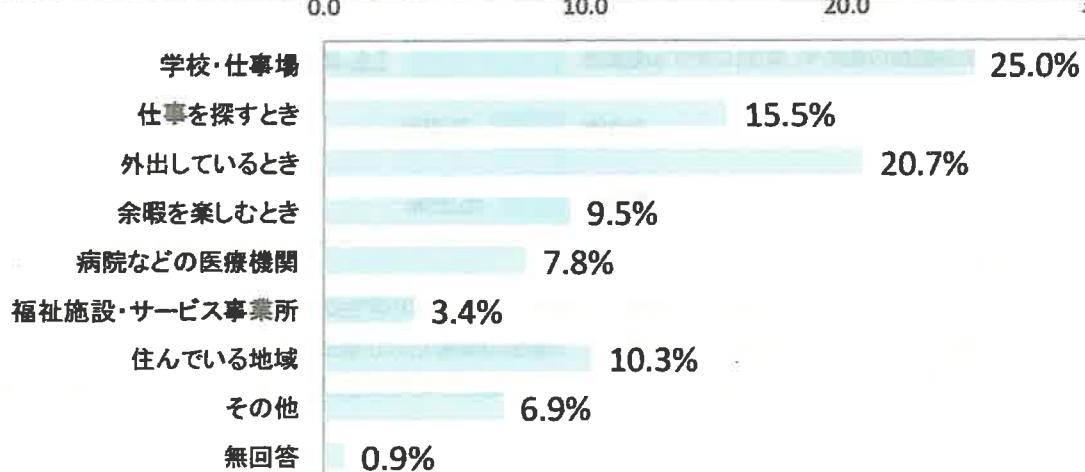
Q 17 あなたは成年後見制度を活用したいと思いますか。 (○はひとつだけ)	件数	割合
1 活用したい	10	8.6
2 今は必要ないが、将来必要になったら活用したい	32	27.6
3 活用したいと思わない	20	17.2
4 わからない	50	43.1
無回答	4	3.4
合計	116	100.0



Q 18 あなたは、障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことがありますか。 (○はひとつだけ)		件数	割合
1 ある		25	21.6
2 少しある		36	31.0
3 ない		47	40.5
無回答		8	6.9
合計		116	100.0

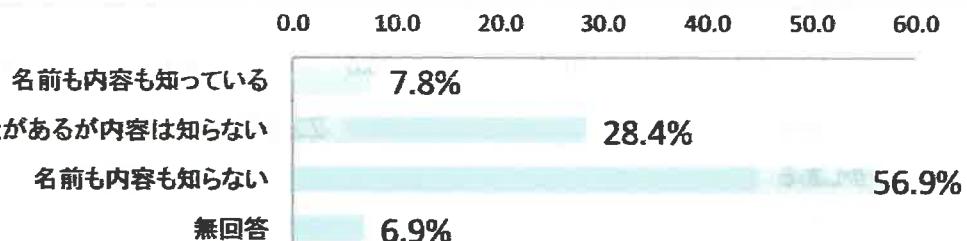


Q 19 問18で「1ある」又は「2少しある」と答えた方に質問します。 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。 (○はいくつでも)		件数	割合
1 学校・仕事場		29	25.0
2 仕事を探すとき		18	15.5
3 外出しているとき		24	20.7
4 余暇を楽しむとき		11	9.5
5 病院などの医療機関		9	7.8
6 福祉施設・サービス事業所		4	3.4
7 住んでいる地域		12	10.3
8 その他		8	6.9
無回答		1	0.9
合計		116	100.0



問19 その他
『警察』　『身内の葬儀に欠席するように言われました』
『十勝総合振興局の職員の対応』　『食事店での対応』　『自宅・家庭・金融機関』

Q 20 平成28年4月1日から施行されている「障害者差別解消法」についてご存じですか。 (○はひとつだけ)		件数	割合
1	名前も内容も知っている	9	7.8
2	名前は聞いたことがあるが内容は知らない	33	28.4
3	名前も内容も知らない	66	56.9
	無回答	8	6.9
	合計	116	100.0



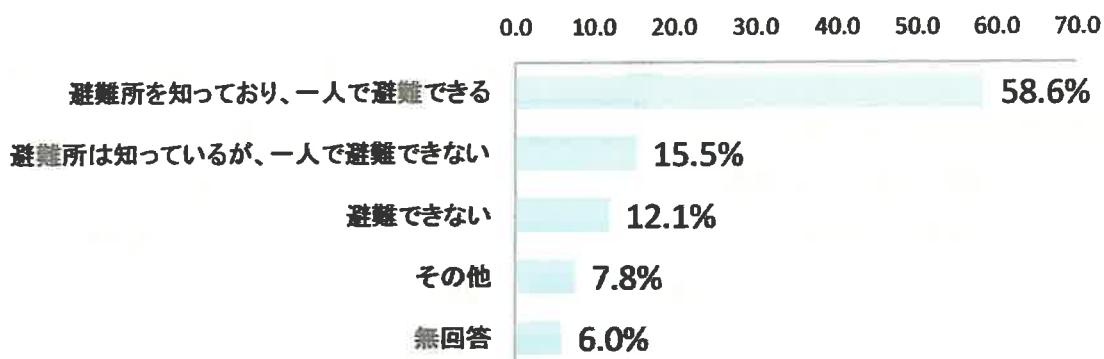
Q 21 あなたは、障がいがあることによる差別や嫌がらせ、暴力などをなくすために、どのようなことがもっと必要だと思いますか。 (○はひとつだけ)		件数	割合
1	すぐに相談できる窓口や、ばれないで通報できる仕組み	57	49.1
2	暴力を受けたら、一時的でも保護してくれる場所	9	7.8
3	「差別や嫌がらせ、暴力はいけないこと」だと、みんながわかるチラシ	14	12.1
4	関係機関の職員や、町民に対する勉強会	19	16.4
5	その他	9	7.8
	無回答	8	6.9
	合計	116	100.0



問21 その他

『やりたいようにやらせとく』 『障がいの理解への教育（できれば小学生のうちから）』
 『周りの人の障害に対する正しい認識』 『厳罰』 『差別は障害だけが理由じゃない』
 『障がい者本人や家族が、安心して地域にどんどん出て行けるような町だと良い。見てもらうのが一番だと思う』

Q 22 災害が起きた時、あなたは一人で避難できますか。 (○はひとつだけ)		件数	割合
1	避難所を知っており、一人で避難できる	68	58.6
2	避難所は知っているが、一人で避難できない	18	15.5
3	避難できない	14	12.1
4	その他	9	7.8
	無回答	7	6.0
	合計	116	100.0



問22 その他

『避難所を知らない』　『避難所がわからない』　『避難所は知らない』
 『普段は避難できるが、服用時は一人で避難できない』
 『避難所を知らないが、聞いて避難できると思う』
 『GH職員の指示にて行動する』
 『避難所を知っていないので、知つていれば避難できる』
 『災害が起きた時、場所を教えてくれたら、一人で避難できる』
 『今は1に該当するが、将来的には不安である』

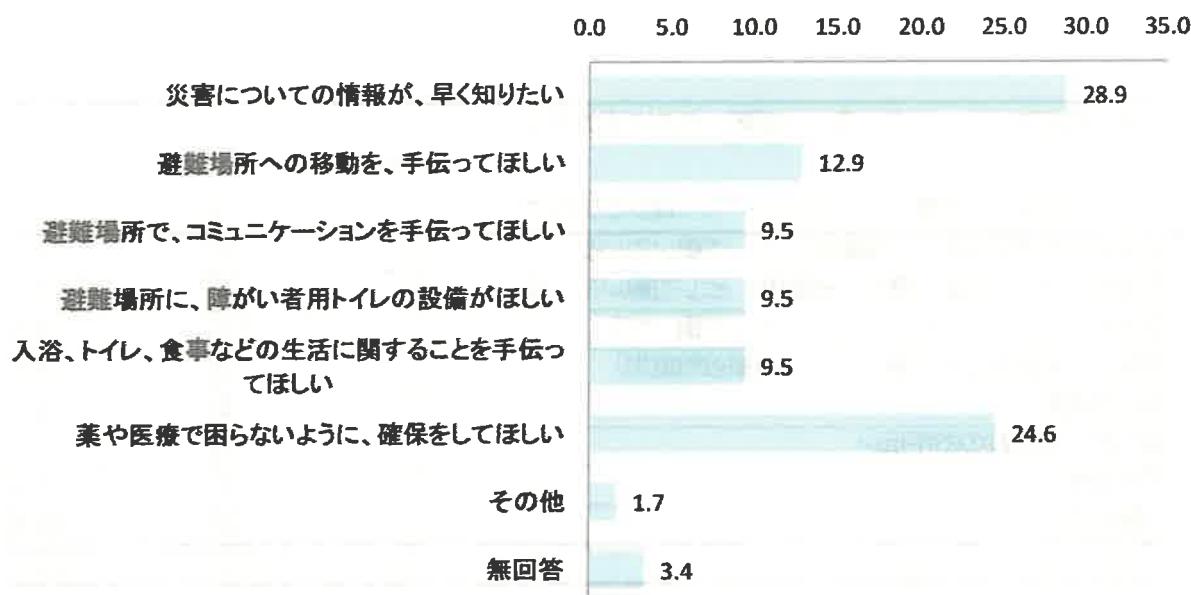
Q 23 災害が起きた時に、困ることはなんですか。 (○はいくつでも)		件数	割合
1	災害の状況がわからない、伝わってこない	31	19.1
2	避難する時の不安（移動など）	37	22.8
3	避難先での不安（トイレなど）	47	29.0
4	その他	12	7.4
5	特にない	16	9.9
6	わからない	13	8.0
	無回答	6	3.7
	合計	162	100.0



問23 その他

『酸素関係』 『ストレス、不眠』
 『急に場所が変わると、パニック』
 『薬がなくなる前に、病院に行けるか』 『薬』 『薬など足りなくなった時』
 『薬がきれたら困る』
 『避難先でのストレス』 『透析』
 『服薬に関する事』
 『災害後の生活』

Q 24 もし災害が起こった時、あなたが必要とすることは どれですか。 (○はいくつでも)		件数	割合
1 災害についての情報が、早く知りたい		67	28.9
2 避難場所への移動を、手伝ってほしい		30	12.9
3 避難場所で、コミュニケーションを手伝ってほしい		22	9.5
4 避難場所に、障がい者用トイレの設備がほしい		22	9.5
5 入浴、トイレ、食事などの生活に関する手伝ってほしい		22	9.5
6 薬や医療で困らないように、確保をしてほしい		57	24.6
7 その他		4	1.7
無回答		8	3.4
合計		232	100.0



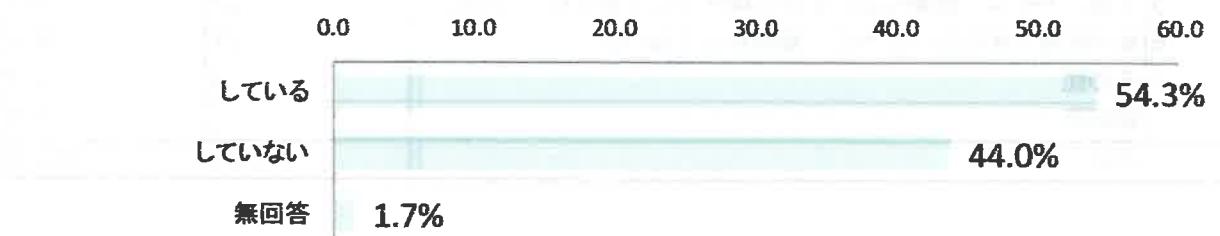
問24 その他

『安眠できる空間』

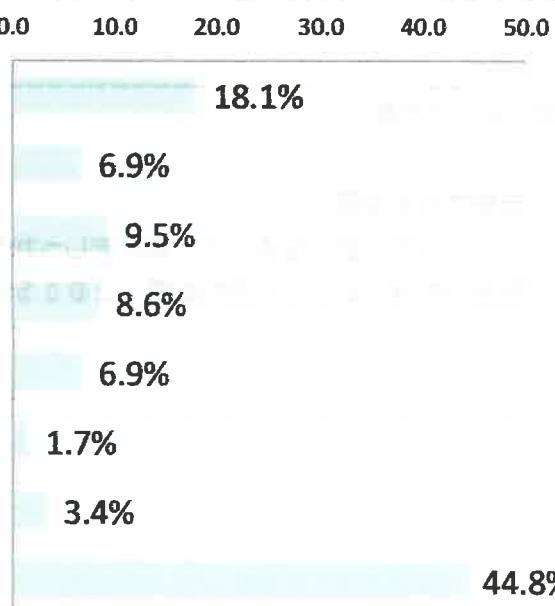
『パニックで不安になるので、場所をしっかり知らせてほしい』

『障害の内容に応じた人道的配慮（2015年の災害の時には、それが不十分だった）』

Q 25 あなたは、現在仕事をしていますか。 (○はひとつだけ)		件数	割合
1 している		63	54.3
2 していない		51	44.0
無回答		2	1.7
合計		116	100.0



Q 26 問25で「1 している」と回答した方におたずね Q します。		件数	割合
あなたはどこで働いていますか。 (○はひとつだけ)			
1 会社などで正社員(一般雇用)として働いている		21	18.1
2 会社などで正社員(障がい者雇用)として働いている		8	6.9
3 会社などでアルバイト・パートとして働いている		11	9.5
4 施設・作業所などで働いている(福祉的就労)		10	8.6
5 自営業者		8	6.9
6 内職・自営業のお手伝い		2	1.7
7 その他		4	3.4
無回答		52	44.8
合計		116	100.0



問26 その他

『会社で契約社員として、働いている』

『就労支援』

『障害者雇用の臨時職員（時給）』

27問25で「2 していない」と回答した方におたずね Q します。 働いていない主な理由はなんですか。。(○は3つまで)		件数	割合
1 年齢のため		7	6.0
2 仕事をする必要がない		1	0.9
3 家事・育児・介護のため		1	0.9
4 障がいが重い、病弱なため		18	15.5
5 休職中または職業訓練中		4	3.4
6 賃金が低い、など労働条件が悪い		0	0.0
7 自分に合う仕事がない		16	13.8
8 通勤ができない(移動が大変)		8	6.9
9 障がいについて、職場の理解が低い		5	4.3
10 働くことが不安である		18	15.5
11 その他		7	6.0
無回答		31	26.7
合計		116	100.0



問27 その他

『自分に合う会社がない』 『施設入所中のため』
 『健康面』 『病気療養中』
 『道職員が精神的・身体的に働けない病状にさせたから』

Q 28 あなたが働きたい（働いてみたい）仕事の内容は、 次のうちどれですか。（○はひとつだけ）		件数	割合
1 農業・林業		9	7.8
2 工場などでの製造		5	4.3
3 販売・接客		5	4.3
4 事務		7	6.0
5 自営業・家の仕事の手伝い		3	2.6
6 福祉事業所などでの作業		2	1.7
7 自宅でできる仕事		14	12.1
8 その他		12	10.3
9 特にない		22	19.0
10 わからない		12	10.3
無回答		25	21.6
合計		116	100.0



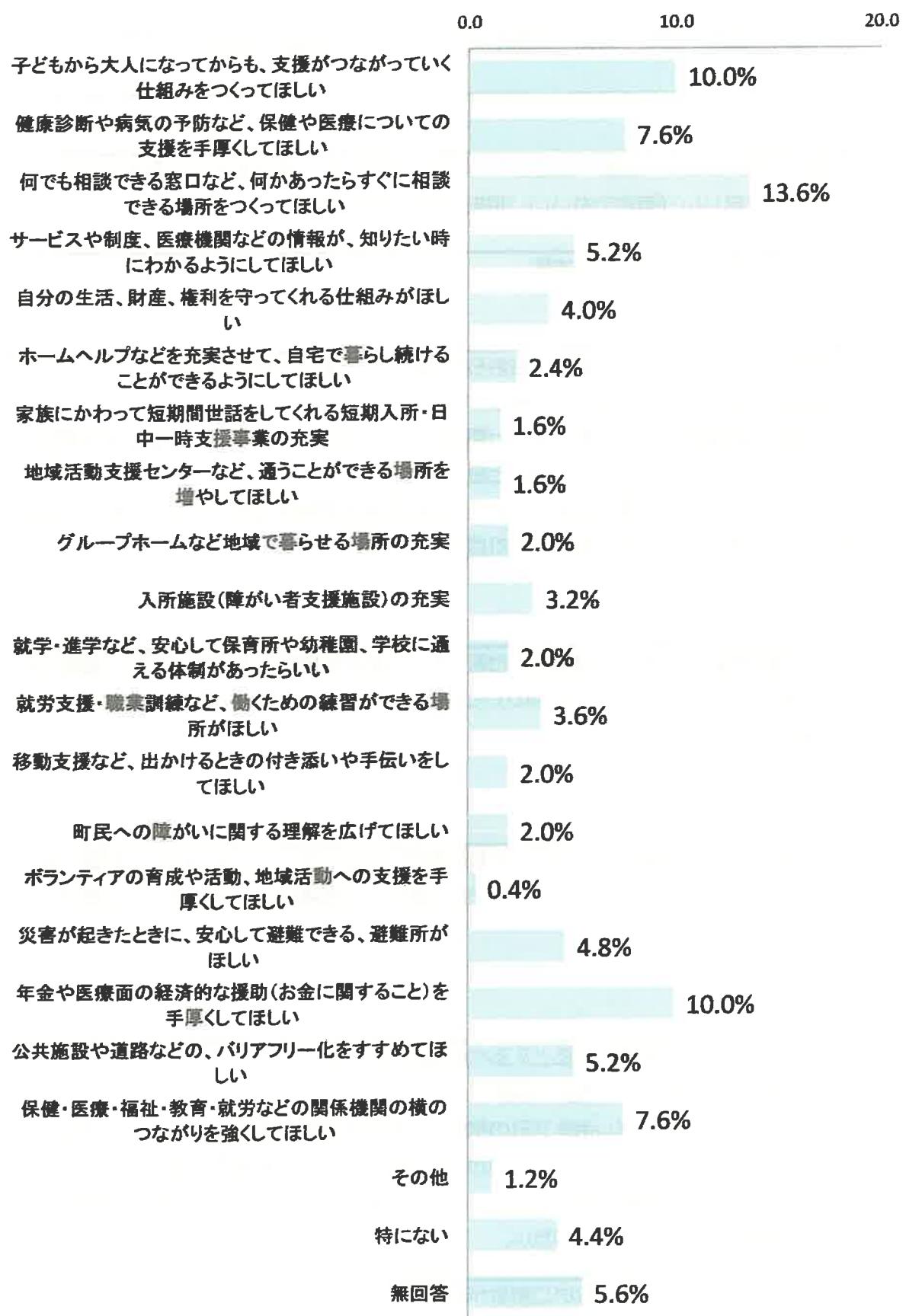
問28 その他

『運送の仕事』 『医療職』 『ともに共同作業所へ行っています』
 『土木の力仕事で給料がいいところ』 『医療系』 『物作りして売りたい』
 『裏方の仕事』 『2・6・7以外では、1は体力的にできるレベルでのみ』
 『運転経験を活かせる仕事』

Q 29 あなたは、清水町が障がいのある方にとって 暮らしやすいまちだと思いますか。 (○はひとつだけ)		件数	割合
1	暮らしやすい	19	16.4
2	どちらかというと暮らしやすい	20	17.2
3	どちらともいえない	52	44.8
4	どちらかというと暮らしにくい	12	10.3
5	暮らしにくい	8	6.9
	無回答	5	4.3
	合計	116	100.0



30 あなたは、障がいのある方に対する支援として、清水町 Qに「力をいれてほしい」と思うことは何ですか。 (○は3つまで)		件数	割合
1	子どもから大人になってからも、支援がつながっていく仕組みをつくってほしい	25	10.0
2	健康診断や病気の予防など、保健や医療についての支援を手厚くしてほしい	19	7.6
3	何でも相談できる窓口など、何かあったらすぐに相談できる場所をつくってほしい	34	13.6
4	サービスや制度、医療機関などの情報が、知りたい時にわかるようにしてほしい	13	5.2
5	自分の生活、財産、権利を守ってくれる仕組みがほしい	10	4.0
6	ホームヘルプなどを充実させて、自宅で暮らし続けることができるようにしてほしい	6	2.4
7	家族にかわって短期間世話をしてくれる短期入所・日中一時支援事業の充実	4	1.6
8	地域活動支援センターなど、通うことができる場所を増やしてほしい	4	1.6
9	グループホームなど地域で暮らせる場所の充実	5	2.0
10	入所施設（障がい者支援施設）の充実	8	3.2
11	就学・進学など、安心して保育所や幼稚園、学校に通える体制があったらいい	5	2.0
12	就労支援・職業訓練など、働くための練習ができる場所がほしい	9	3.6
13	移動支援など、出かけるときの付き添いや手伝いをしてほしい	5	2.0
14	町民への障がいに関する理解を広げてほしい	5	2.0
15	ボランティアの育成や活動、地域活動への支援を手厚くしてほしい	1	0.4
16	災害が起きたときに、安心して避難できる、避難所がほしい	12	4.8
17	年金や医療面の経済的な援助（お金に関するこ）を手厚くしてほしい	25	10.0
18	公共施設や道路などの、バリアフリー化をすすめてほしい	13	5.2
19	保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関の横のつながりを強くしてほしい	19	7.6
20	その他	3	1.2
21	特になし	11	4.4
	無回答	14	5.6
合計		250	100.0



問30 その他

- 『障がい者の働く場所を増やしてほしい。生活保護を受けたい』
- 『町長のやる気が見えない。しっかりしてください』
- 『安楽死に関する理解を広げてほしい』 『安定した収入が得られる職場』

Q 31 障がい福祉について、あなたや家族が思っていることを自由にお書きください。 (自由回答)	
年代/性別	回 答
60 男	福祉灯油がほしい。掃除・洗濯してくれる人がほしい。年を取っているのでヘルパーさんが来てほしい（有料でもいい）将来の事が心配です。
50 男	死んで、死んで花咲く、日本海
20 女	障害があっても安心して楽しく生きられる町づくりをして欲しいです。 障害者の雇用をもっと増やして欲しいです。 定期的に保健師さんや心理士さんと面談をして、今の状況や困っていることを相談できるようなサービスがあればいいなと思います。 清水町には精神科が無く通院も大変で、訪問看護の地域外なので、月に一度でも保健師さんや心理士さんと話す機会があれば良いなと思います。
40 男	足の補助装具 1本だけでは破損した時、とても足の負担がかかり歩くことが困難なので、予備で2・3本持っていたいのでその辺のところなんとかならないのかと日頃思っています。
30 女	目の見えない人も車イスの人も、列車の踏切に不安はもっていないのか。犯罪にあつた人へのケアをもっとした方がいいのではと思う。犯罪者に対してのケアも必要だと思う。
50 女	私のように若年で障害になると入るべき施設がありません。 若年障害者を対象とした施設の設置を。 私は最初、北斗に入院し余命3日の状態から現在の姿まで回復しましたが、食事が口から取れる状況になっていたのにもかかわらず退院を迫られ日赤に入院し、それに対応していただけなく止む無く胃ろうとなってしまいました。そうならない為にも病状に応じた入院期間の設定をお願いしたい。
40 男	公営住宅が古くて寒い。なのに家賃が年々値上がる。
50 男	お母さんとぼくの2人で、これからも生きていきたいと思います。

	<p>障害者の健康診断などの案内が欲しい。</p> <p>障害者本人と福祉の事務所の職員と情報共有できたら良いと思う。</p> <p>家が遠いので頻繁に役場に行けない。交通費の申請書等の書類は毎回郵便などで対応してほしい。精神科と福祉の事務所と連携をとって欲しい。</p> <p>国民年金などの手続きをするときに口頭ではなく、紙に書いたりしてわかりやすく説明してほしい。家族の事は知っているが学校の担当教員と事業所の担当の人と情報がくい違いがあるから話を聞いて欲しいところもある。</p> <p>モニタリングする時に自分が本所に行けないから、町の担当者に事業所に来てもらうが、時間がないときは話が出来ない時があるから、ゆっくり話と相談が出来る時間がほしい。</p>
20 女	<p>もう少し清水町の町が平和な暮らしと仕組みになって欲しいと思います。</p> <p>子供達が安心して暮らして学校へ行けることを望みます。</p> <p>そして、老後の人々に安心の暮らしを今までの問題に対しても解決する事になるのでしょうか。ますます厳しい現実になっていくのだろうか。</p>
10 女	<p>娘が中学へ入学する際、足が不自由だったので通学するのに（歩きで）どうしようかと困っていた時がありました。</p> <p>小学校の先生が教育委員会に掛け合ってくれ、スクールバスを利用することが出来ました。今はとっても感謝していますが、教育委員会の方と話し合った時、理解のある方ではなく『お母さんが仕事を辞めて送り迎えしては？』と言われました。</p> <p>好きで病気になったり、障害を持った訳ではないので、もう少しそういう方々に寄り添う又は不自由さを理解できる清水町であって欲しい。（母記入）</p>
50 男	<p>もっと仕事と安定した収入が欲しい。無収入で年金をもらうまで果たして生活できるか不安です。自給自足が主！健康が欲しい。</p>
40 男	<p>福祉の制度がわからない。受けられるサービスや金銭的な事を相談できるところがほしい。</p> <p>自分で動く事ができる方はいいが、何も出来ない人が困らないように、訪問して話ができるようにしてほしい。</p>
30 男	<p>自分のために色々支援して頂いていることが、自分のためにプラスになってくれていると思う。</p>
30 男	<p>清水町に住んであまり良く思っていませんが、今流行の新型コロナウイルスが北海道に多くの患者がいるため少しづつ傾いてきています。</p> <p>このままコロナ感染者がどんどん増えていくのも時間の問題です。自分はコロナになつても自分に被害はないと思います。</p>

	<p>家族とは不仲で理解がないので当てにはしません。</p> <p>役場は理解して頂いていると信じておりますが、障害や暮らしに関するここと（生活保護）などは、道が権限を握っていて、かつ私達を理解する気もないので信用してませんし、上から目線だし、援助計画の適切な見直しを適宜に行うなどの状況に応じた障害があつても、地域や社会のために出来る事を考えようともしないで、枠にはめようとしかしないことで障害者差別を合法的にしていることに怒りを感じる。</p> <p>高齢化社会・過疎化・労働人口問題となる中で、私達にもできる事は無理のない程度では必ずあります。そういうことも本人の意向などと照らし合わせて、共存できる地域</p>
40 男	<p>にしていかないと、真の障害福祉や生きがいをつかんで生きる努力はできません。</p> <p>ここまで書けば誰が書いているかはわかると思います。お年寄りの方も、ハンデのある方も、事情を抱えている方も、もちろんそうでない方も、全町に住む人が幸福感を少しでも様々な場面で感じられるような「福祉行政」をしないと不満しか残りません。</p> <p>最後は自分しか頼れませんから、今のままでは。総合的にあらゆることを考えた上で計画し、柔軟性のあるプランにしなければ絵に描いたもちで、行政の自己満足に終わるでしょう。</p>
20 男	<p>役場に行かなくても受けられるサービスなどを個人的に知らせて欲しい。</p> <p>障害者に対する福祉というのがどうなのかよくわかりませんが、他町では手厚く知らせてくれたり、心配してくれたりとあるので、清水町でも、もっと相談しやすかつたり安心して過ごせる様にして欲しいです。</p>
50 男	早くこの世の中から死にたい。生きていて迷惑がかかるから。
50 男	<p>清水公園を改修するらしいのですが、可能ならば池の周囲を車イスで散歩出来るようにしてほしい。</p> <p>今は池までは坂が急で行けない。池の周囲は広さが足りないのでどちらかに落ちそうです。</p>
40 男	<p>(問29の暮らしやすい町か?より) 子育ての頃は偏見が強く相手にしてくれなくよく悪口をいわれた。ことばの教室の先生が世間を気にしないで子供のためにクラスの子と一緒に校庭で遊び、冬は家に来ていただいて息子とよく遊んでくれたおかげ。</p> <p>同級生とその親にも感謝。</p> <p>障害児と生活を共にしている私共に、常に心に留めて下さる福祉行政にお礼申し上げます。この調査票は半分が息子が半分は親の意見を記入させていただきましたありがとうございました。</p>
50 男	汽車に乗る時、駅の階段がきつい。

60 女	障がい者が住みやすい町になってほしいと思います。
20 男	特にありません。遅くなってしまいすみませんでした。
50 男	住民税を払えるだけの仕事がしたい。
40 男	自分は障がい認定され、一般の人と同じように生活しているが、収入が少ない。 障がい者であっても、高収入（一般の平均位）が得られる職場が町内にあればいいです。

第6期 障がい福祉計画 意識調査 (関係者)

対象者 (調査票送付者)

192

回答者 (10月30日~12月 1日受付分)

117

回答率

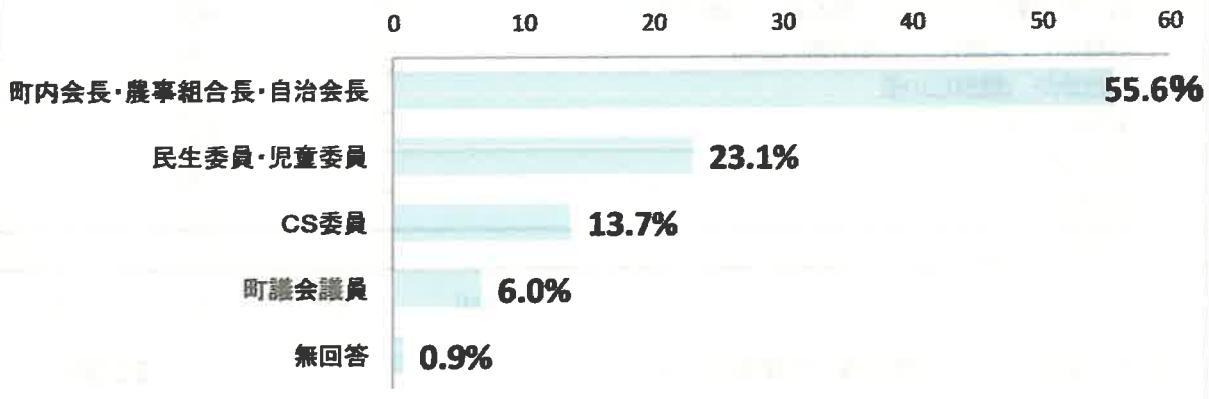
60.9%

192の方へ調査票を送付し、117名の方より回答をいただきました。
回答率は60.9%となっています。

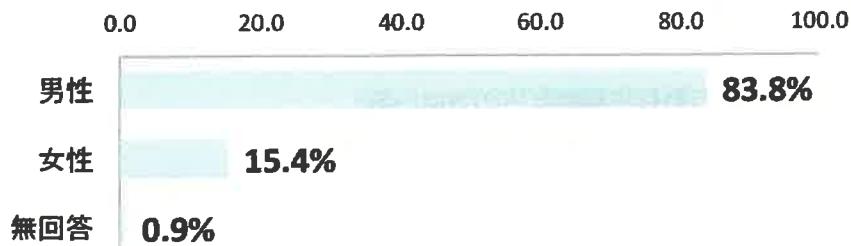
多くの方にご協力をいただきました。(役職等が重複している方もいます)

※コミュニティ・スクール委員・地域と学校をつなぎ、みんなで一緒に子どもを育てる学校をコミュニティ・スクール(CS)といいます。コミュニティスクールを支えるのがコミュニティ・スクール委員になります。

Q 1 あなたの役職を教えてください。 (○はひとつだけ)	件数	割合 (%)
1 町内会長・農事組合長・自治会長	65	55.6
2 民生委員・児童委員	27	23.1
3 コミュニティ・スクール委員 (CS委員)	16	13.7
4 町議会議員	8	6.8
無回答	1	0.9
合計	117	100.0



Q 2 あなたの性別はどちらですか。 (○はひとつだけ)	件数	割合 (%)
1 男性	98	83.8
2 女性	18	15.4
無回答	1	0.9
合計	117	100.0



Q 3 年齢は何歳ですか。（10月1日現在） （○はひとつだけ）		件数	割合 (%)
1	18～19歳	1	0.9
2	20～29歳	5	4.3
3	30～39歳	12	10.3
4	40～49歳	23	19.7
5	50～59歳	34	29.1
6	60歳以上	42	35.9
	無回答	0	0.0
	合計	117	100.0



Q 4 身近に障がいのある方はいますか （○はあてはまるものすべて）		件数	割合 (%)
1	自分が暮らしている、町内会、行政区にいる	45	31.9
2	職場や、活動している団体にいる	18	12.8
3	家族や、親族にいる	39	27.7
4	身近にはいない	32	22.7
5	その他	6	4.3
	無回答	1	0.7
	合計	141	100.0

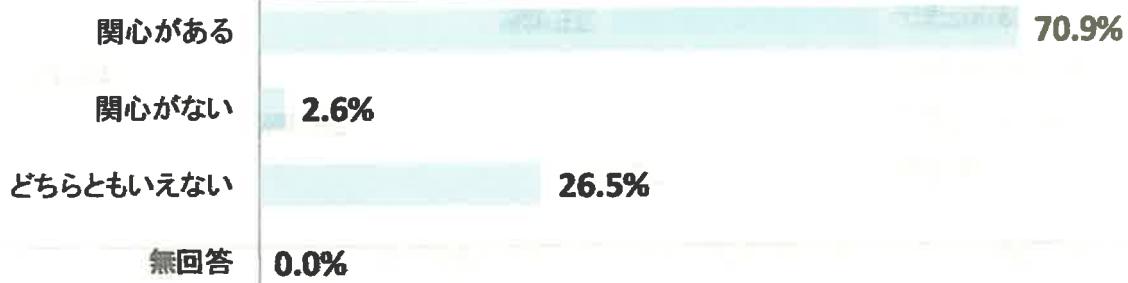


問4 その他

『加齢に伴う身体的機能低下の方はいる』
 『友人・知人』 『親族が属する教育機関』
 『本人も障がい者2級』 『自分も含めて、みんな何か障がいを持っていると思う』
 『町内会にいるか不明』

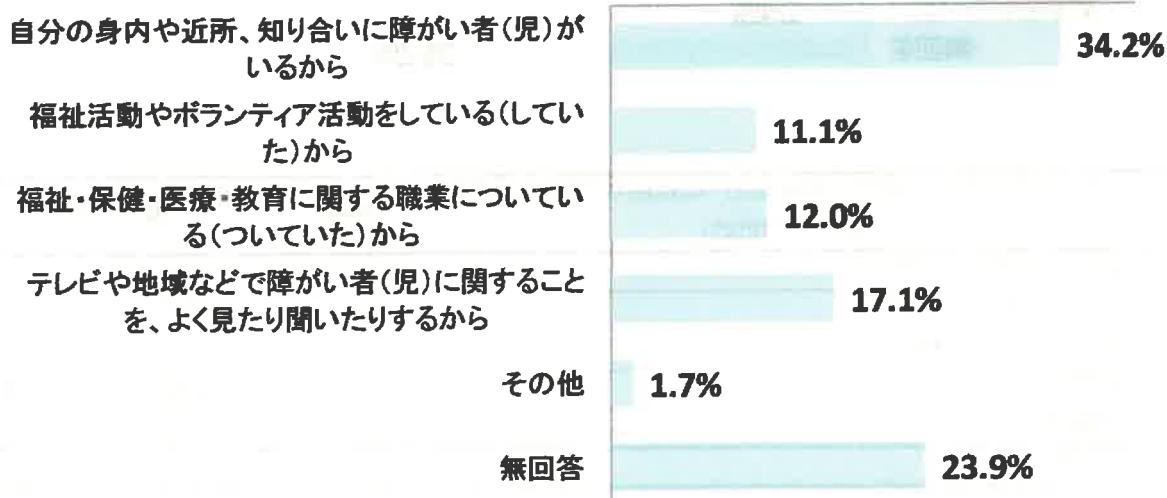
Q 5 あなたは、障がい福祉について関心をお持ちですか。 (○はひとつだけ)		件数	割合 (%)
1 関心がある		83	70.9
2 関心がない		3	2.6
3 どちらともいえない		31	26.5
無回答		0	0.0
合計		117	100.0

0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 60.0 70.0 80.0



Q 6 どのような理由から関心をお持ちですか。 (○はひとつだけ)		件数	割合 (%)
1 自分の身内や近所、知り合いに障がい者(児)がいるから		40	34.2
2 福祉活動やボランティア活動をしている(していた)から		13	11.1
3 福祉・保健・医療・教育に関する職業についている(ついていた)から		14	12.0
4 テレビや地域などで障がい者(児)に関する情報を、よく見たり聞いたりするから		20	17.1
5 その他		2	1.7
無回答		28	23.9
合計		117	100.0

0.0 10.0 20.0 30.0 40.0

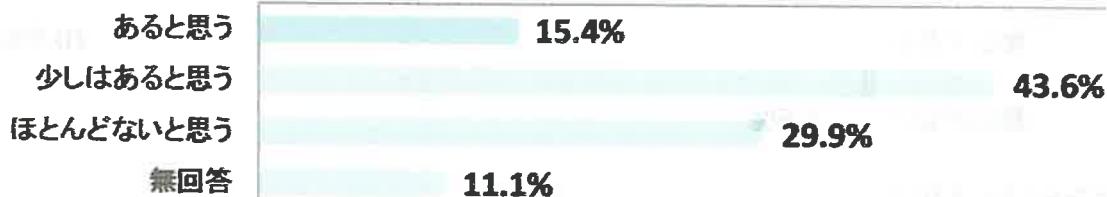


問6 その他

『本人も23歳～67歳現在まで』
『障がい者も、健常者も、同じように幸せに暮らせる社会にしたいから』

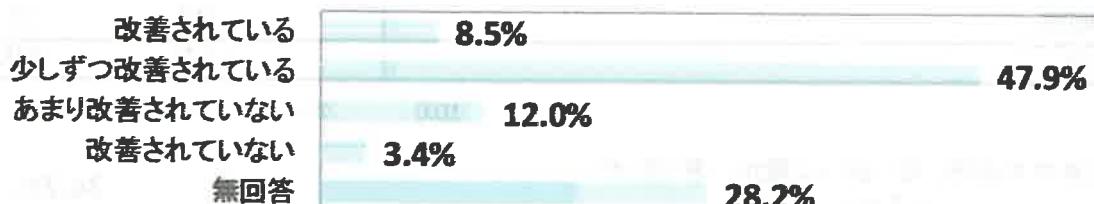
Q 7 あなたは、清水町に障がいを理由とする差別や偏見があると思いますか（○はひとつだけ）		件数	割合 (%)
1 あると思う		18	15.4
2 少しはあると思う		51	43.6
3 ほとんどないと思う		35	29.9
無回答		13	11.1
合計		117	100.0

0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0



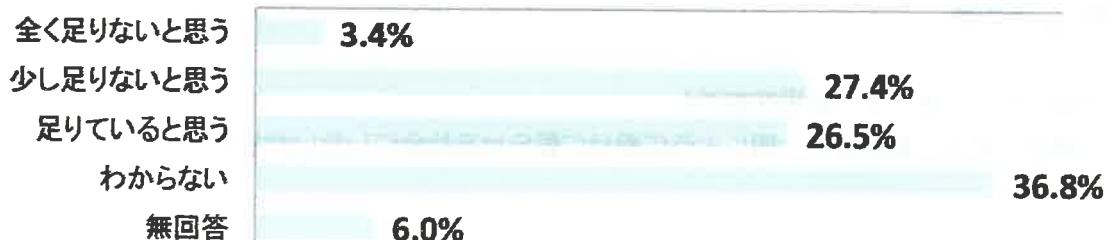
Q 8 以前と比べて、清水町の障がいのある方に対する差別や偏見は改善されていると思いますか。（○はひとつだけ）		件数	割合 (%)
1 改善されている		10	8.5
2 少しずつ改善されている		56	47.9
3 あまり改善されていない		14	12.0
4 改善されていない		4	3.4
無回答		33	28.2
合計		117	100.0

0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 60.0



Q 9 清水町では、障がいのある方への対応や理解が足りないと思いますか。（○はひとつだけ）		件数	割合 (%)
1 全く足りないと思う		4	3.4
2 少し足りないと思う		32	27.4
3 足りていると思う		31	26.5
4 わからない		43	36.8
無回答		7	6.0
合計		117	100.0

0.0 10.0 20.0 30.0 40.0

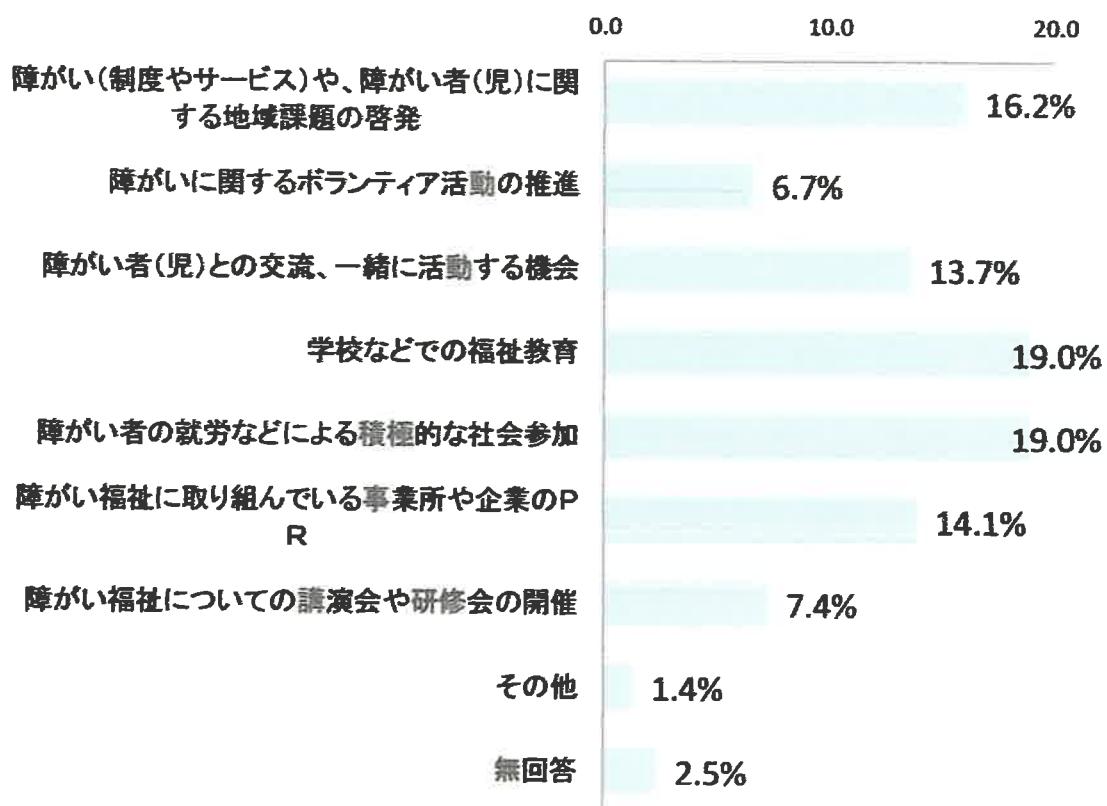


Q 10 それは、どのようなことですか。思うことを教えてください。（自由回答）	
年代/性別	回 答
60 男	周囲の視線、家族の対応や態度、仕事や収入の機会。
60 男	「見下した対応や態度で接する人が多い」
50 男	コロナでたいへん。インフルエンザ地域にかんげん。
60 男	社会参加、地域参加（活動）、地域の理解。
60 男	幼児の時からの支援やアドバイスがある。
50 男	「どのような障がいを持った方が、自立されているのか」あるいは「扶養されているのか」「どれ位の方が健常者と一緒に仕事をされているのか」「仕事先や買い物の場で建築物のパリアフリーはどれだけ確保されているのか」
70 男	教育の機会。
60 男	健常者以外からの視点から、より客観的に把握すべき。
60 男	行政による障がい者への「思いやり」「啓発的なことが足りない」と思う。寄り添うべき人がいるのであれば、その寄り添っている人への支援や、応援的なことをすべきだと思う。
40 男	気軽に声をかけられる雰囲気ではないような気がする。
70 男	対応や態度。
70 男	職場・町内会・その他色々な活動の中で、目の届くことが出来ない範囲があるので実際にはわからない。
50 男	仕事の機会が少ない。
70 男	障がいの方々に、もう少し話を聞いてあげる機会があると良いと思う。
70 男	周囲の視線。
60 男	渋沢栄一との係わりを定着させるには「論語のまちづくり」を考える必要性を感じる。幼少期からの教育により、広く道徳感を助長させることは将来的に本人の幸福感や地域連帯に通ずることと考える。 金銭的な助成ではなく「精神面の育成」「ブータン王国のようなまちづくり」を目指してほしい。
60 男	自立支援、身体障害者、精神障害者の集まり（昨年初） 障がい者＝異常者ではない！

50 男	仕事に対する収入の面について。
50 男	将来的に自立して生活する上での仕事や収入の不安。 移動手段や、日常生活を送る上での各種施設の不便さ（車椅子等）
70 男	別の案件で閉じこもりなど、表に出すらしいことに会って対応することは不可能。
70 男	駅の階段。
50 男	障がい教育に理解されている支援者が不十分と思う。 建物はバリアフリーになってきていますが、道路や駅など古くからある建物の改善は遅れてきている。 障がいの状況にあった就労先も少ない。
50 男	家族に障がいがある者がいるが、今現在は離れて暮らしており日常的に関わる事がない。 また、清水町に住んでいて、今は障がいのあるかたと接する事がありませんが、「障がいの定義がよくわからないために、実態を知らないだけ」だと思う。
50 男	「仕事をする場」と「健常者と一緒に出来る仕事の内容が少ない」気がする。
60 男	すべての子どもに対する教育の機会があるが、「障がいのある子が、清水町で適切な教育を受けられていらない」
50 男	障がい児に対する理解や対応の仕方などに、差別的な意見が多い。
70 男	まずは障がい者への職場がある（旭山学園）御影市街の行事にはバス等で参加している。運動会、文化祭等に参加してくれている。役場、JA等で事務職員を使っている。
50 男	積極的に障がいのある人を活動させてあげられるように、お手伝いしていくとよいと思います。 行政やボランティア等から、外の世界や体験した事がないことをさせてあげられる様、「始めるための背中を押すこと」が出来ればと思います。
50 男	ユニバーサルデザインに対応していない。
70 男	年を取つくると色々な事が出来ずらくなり、障害者になってくると思います。 そういう中で生活をされている方は例えば、町への申請についても行くのが大変だとの声が聞こえます。障害者の身になって考える事も大事な事だと思います。
60 男	「障がい者との交流する機会が少ない」
70 男	障害のある方から「対応が必要だ」という申し出がどの位あるかは分かりませんが、広報のお知らせ版(福祉・健康)を読んでいると、清水町として充分に対応していると思います。 全ての事態に対応できるのが理想ですが、予算等・合理的配慮がなされていると思います。 少し足りないと思うに印を付けたのは、「まだまだ理想に近づける余地があると思うからです。

70 男	駅ホーム。 古い建物の上階移動への不備。
50 男	障がい者に対して、商店街はとても移動しにくい。 歩道の段差や傾き等、杖や車イスでの移動が大変。

Q 11 障がいのある方への町民の理解を深めるためには、何が必要だと思いますか。（○は3つまでまで）	件数	割合 (%)
1 障がい（制度やサービス）や、障がい者（児）に関する地域課題の啓発	46	16.2
2 障がいに関するボランティア活動の推進	19	6.7
3 障がい者（児）との交流、一緒に活動する機会	39	13.7
4 学校などでの福祉教育	54	19.0
5 障がい者の就労などによる積極的な社会参加	54	19.0
6 障がい福祉に取り組んでいる事業所や企業のPR	40	14.1
7 障がい福祉についての講演会や研修会の開催	21	7.4
8 その他	4	1.4
無回答	7	2.5
合計	284	100.0

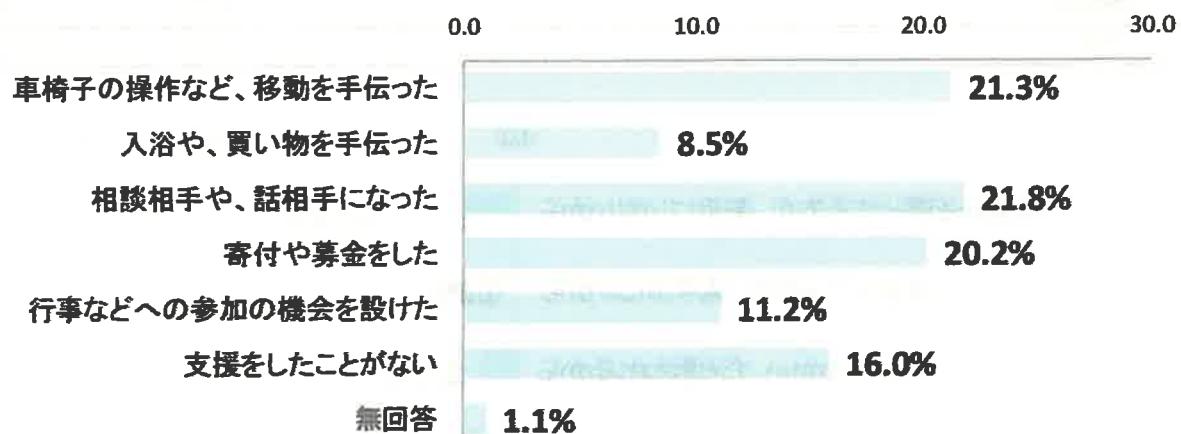


問11 その他

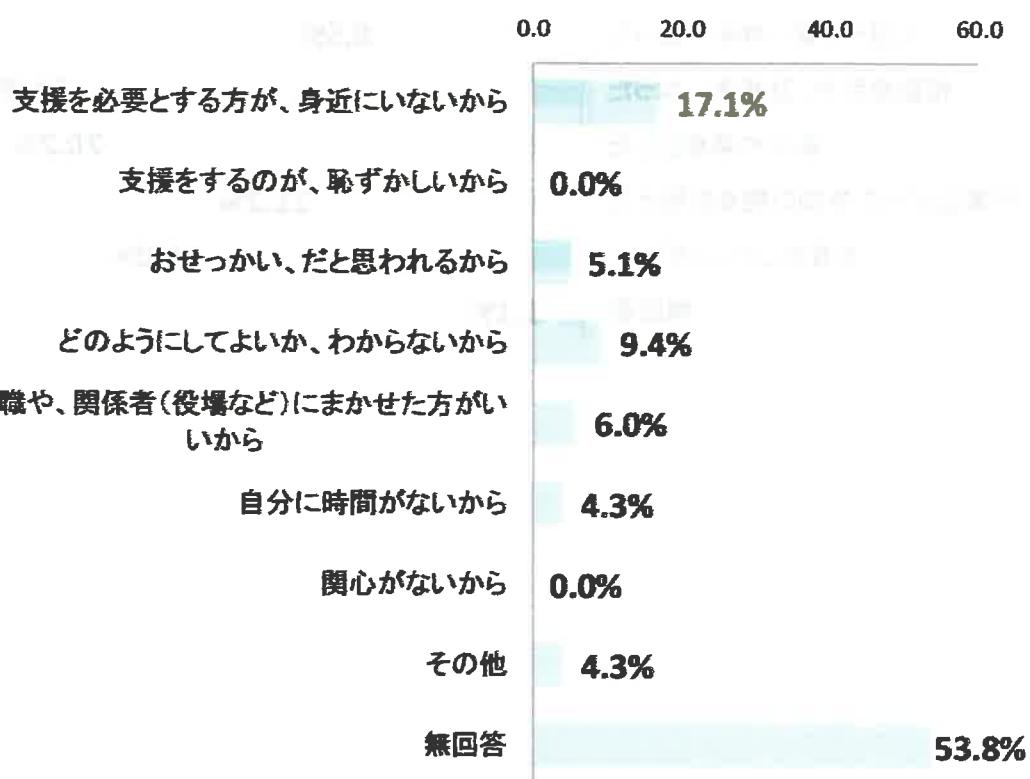
『地域課題を把握するためにも町内の福祉マップを作成する。そのための住民による活動を1つの策と考える。厚生労働省は2000年度から介護サービス適正実施指導事業の一環として、地域サービスマップ作成事業を予算化し推進していると聞いたことがある。』

- 『障がい者を雇用する側の意識向上、教育など』
- 『障害福祉ではなく、当人が動かないと町は動かない！』
- 『町が積極的に福祉に取り組んでいる姿勢を見せること』

Q 12 あなたは、障がいのある方へ、支援を行なつたことがありますか。 (○はいくつでも)	件数	割合 (%)
1 車椅子の操作など、移動を手伝った	40	21.3
2 入浴や、買い物を手伝った	16	8.5
3 相談相手や、話相手になった	41	21.8
4 寄付や募金をした	38	20.2
5 行事などへの参加の機会を設けた	21	11.2
6 支援をしたことがない	30	16.0
無回答	2	1.1
合計	188	100.0



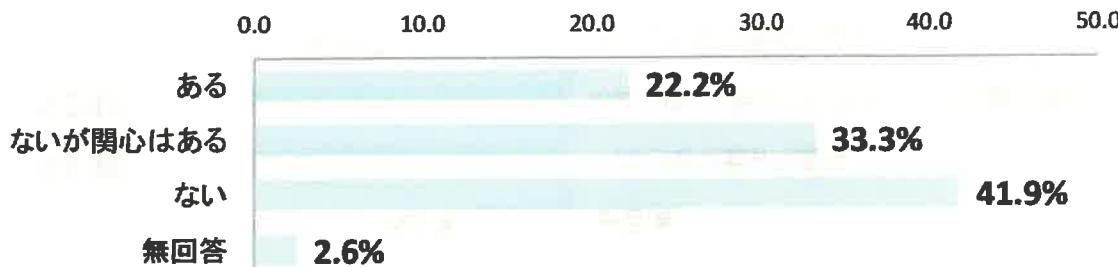
Q 13 支援をしたことがない理由は、どのようなことですか。 (○は3つまでまで)	件数	割合 (%)
1 支援を必要とする方が、身近にいないから	20	17.1
2 支援をするのが、恥ずかしいから	0	0.0
3 おせっかい、だと思われるから	6	5.1
4 どのようにしてよいか、わからないから	11	9.4
5 専門職や、関係者（役場など）にまかせた方がいいから	7	6.0
6 自分に時間がないから	5	4.3
7 関心がないから	0	0.0
8 その他	5	4.3
無回答	63	53.8
合計	117	100.0



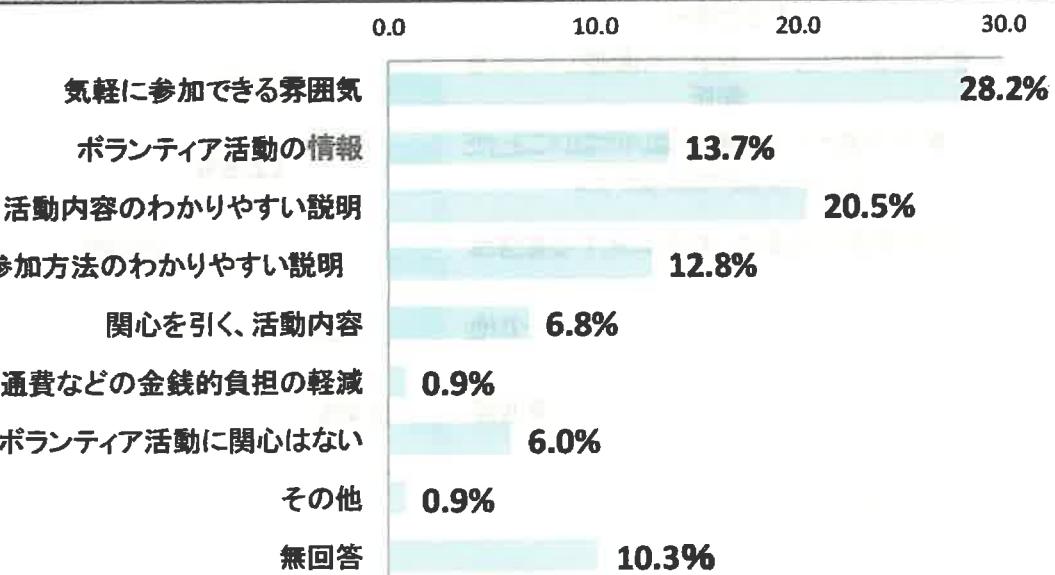
問13 その他

- 『関わったことない』
- 『本人に直接会う機会がないから』
- 『一般人は、町が先に動くと思っている』
- 『支援を必要とするまでの重度ではない』
- 『機会がなかった』

Q 14 あなたは、障がいのある方を対象とするボランティア活動をしたことがありますか。 (○はひとつだけ)		件数	割合 (%)
1 ある		26	22.2
2 ないが関心はある		39	33.3
3 ない		49	41.9
無回答		3	2.6
合計		117	100.0



Q 15 ボランティア活動に参加するとなったら、何か必要ですか。 (○はひとつだけ)		件数	割合 (%)
1 気軽に参加できる雰囲気		33	28.2
2 ボランティア活動の情報		16	13.7
3 活動内容のわかりやすい説明		24	20.5
4 参加方法のわかりやすい説明		15	12.8
5 関心を引く、活動内容		8	6.8
6 交通費などの金銭的負担の軽減		1	0.9
7 今はボランティア活動に関心はない		7	6.0
8 その他		1	0.9
無回答		12	10.3
合計		117	100.0

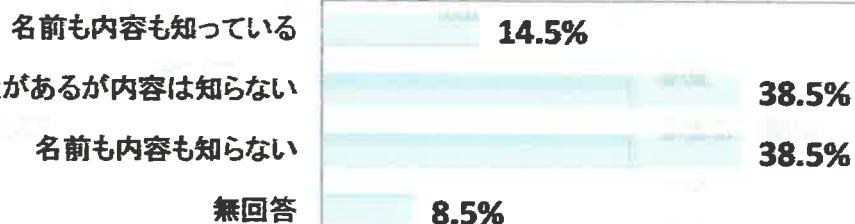


問15 その他

『職場からの応援体制』

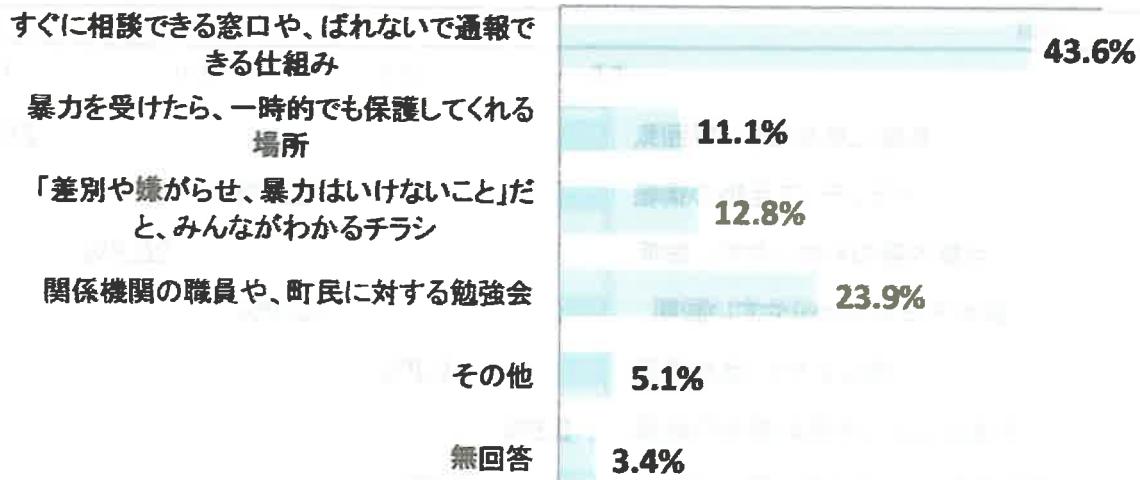
Q 16 平成28年4月1日から施行されている「障害者差別解消法」についてご存じですか。 (○はひとつだけ)		件数	割合 (%)
1	名前も内容も知っている	17	14.5
2	名前は聞いたことがあるが内容は知らない	45	38.5
3	名前も内容も知らない	45	38.5
	無回答	10	8.5
	合計	117	100.0

0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0



Q 17 障がいがあることによる差別や嫌がらせ、暴力などをなくすため に、どのようなことがもっと必要だと思いますか。 (○はひとつだけ)		件数	割合 (%)
1	すぐに相談できる窓口や、ばれないで通報できる仕組み	51	43.6
2	暴力を受けたら、一時的でも保護してくれる場所	13	11.1
3	「差別や嫌がらせ、暴力はいけないこと」だと、みんながわかるチラシ	15	12.8
4	関係機関の職員や、町民に対する勉強会	28	23.9
5	その他	6	5.1
	無回答	4	3.4
	合計	117	100.0

0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0

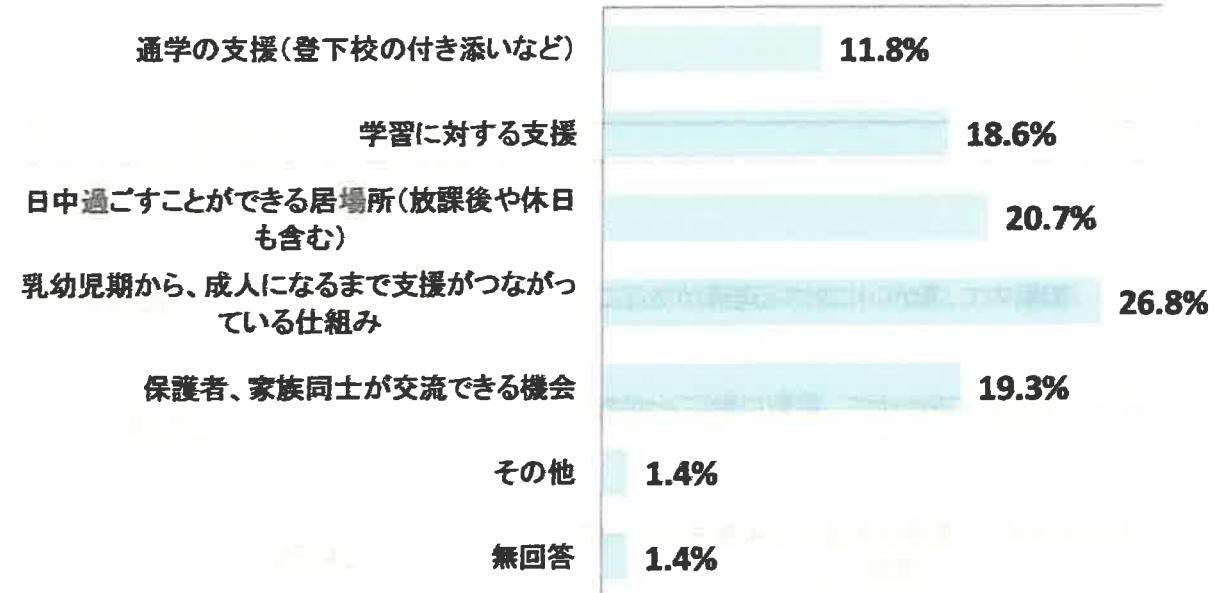


問17 その他

- 『必要とかそういう問題ではない』 『家庭内での教育』
- 『障がい者と一緒に働く人への勉強会』
- 『当事者+家族が動かないと、町からは知っていても動かない』
- 『小さい頃からの教育。いつも一緒にいて理解すること。当たり前に思って、思いやる事』
- 『障がい者本人や、家族の孤立を防ぐのも必要かと思う。社会に出やすくする事も必要』

Q 18 障がいのある子どもの生活について、どのような支援が必要だと思いますか。（○は3つまで）		件数	割合（%）
1	通学の支援（登下校の付き添いなど）	33	11.8
2	学習に対する支援	52	18.6
3	日中過ごすことができる居場所（放課後や休日も含む）	58	20.7
4	乳幼児期から、成人になるまで支援がつながっている仕組み	75	26.8
5	保護者、家族同士が交流できる機会	54	19.3
6	その他	4	1.4
	無回答	4	1.4
	合計	280	100.0

0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0



問18 その他

『まずは、障がいのある子どもを持つご家族のニーズを把握すること』

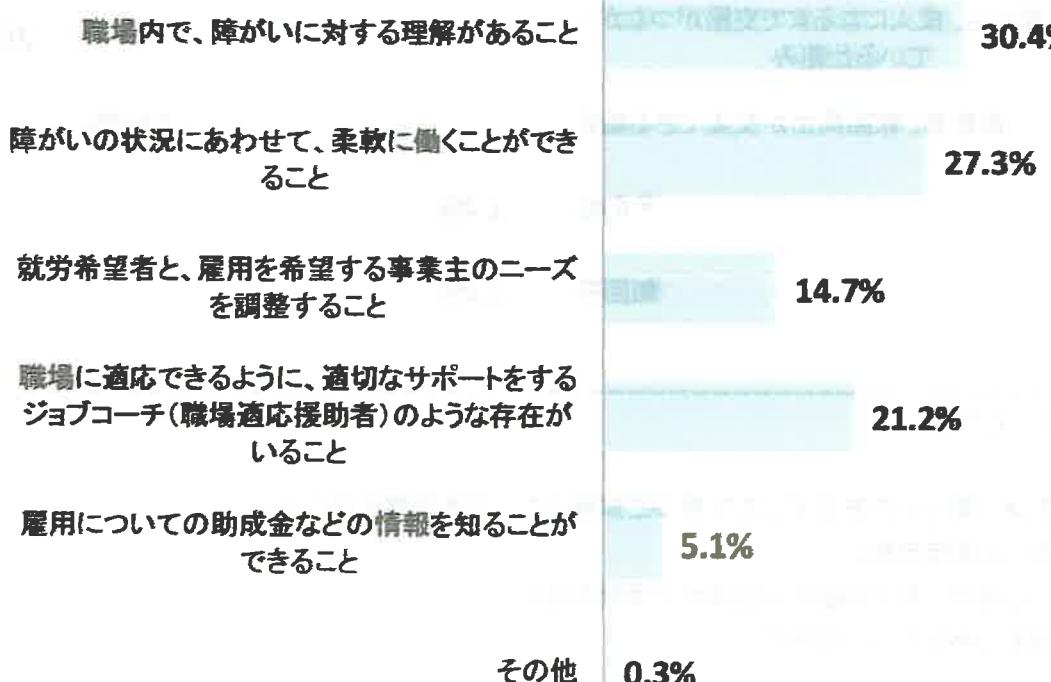
『家族への直接支援』

『本人の権利、多くの国から地域まで手続き他』

『地域でのあたたかい見守り』

Q 19 障がいのある方の就労について、どのような支援が必要だと思いますか。（○は3つまで）		件数	割合（%）
1	職場内で、障がいに対する理解があること	89	30.4
2	障がいの状況にあわせて、柔軟に働くことができること	80	27.3
3	就労希望者と、雇用を希望する事業主のニーズを調整すること	43	14.7
4	職場に適応できるように、適切なサポートをするジョブコーチ（職場適応援助者）のような存在がいること	62	21.2
5	雇用についての助成金などの情報を知ることができること	15	5.1
6	その他	1	0.3
	無回答	3	1.0
	合計	293	100.0

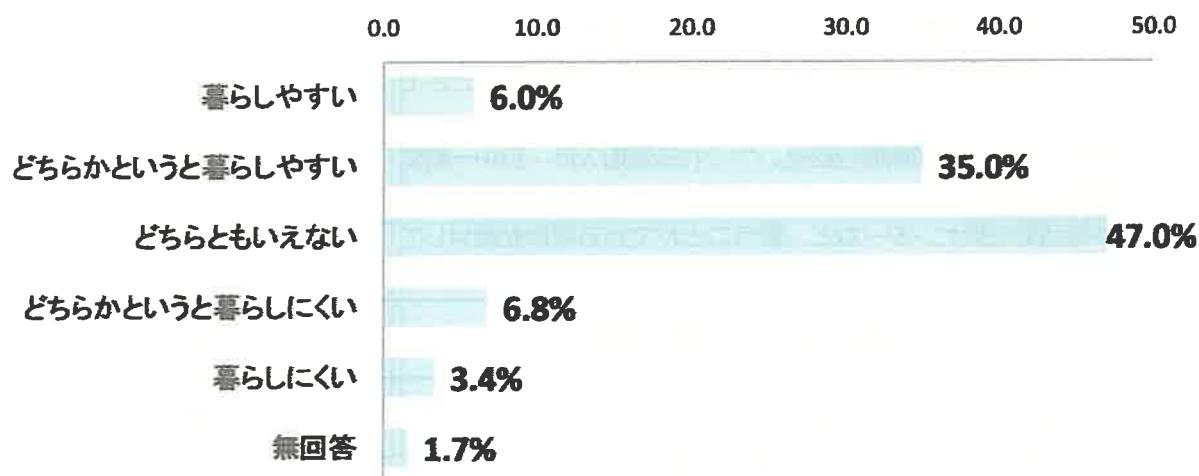
0.0 10.0 20.0 30.0 40.0



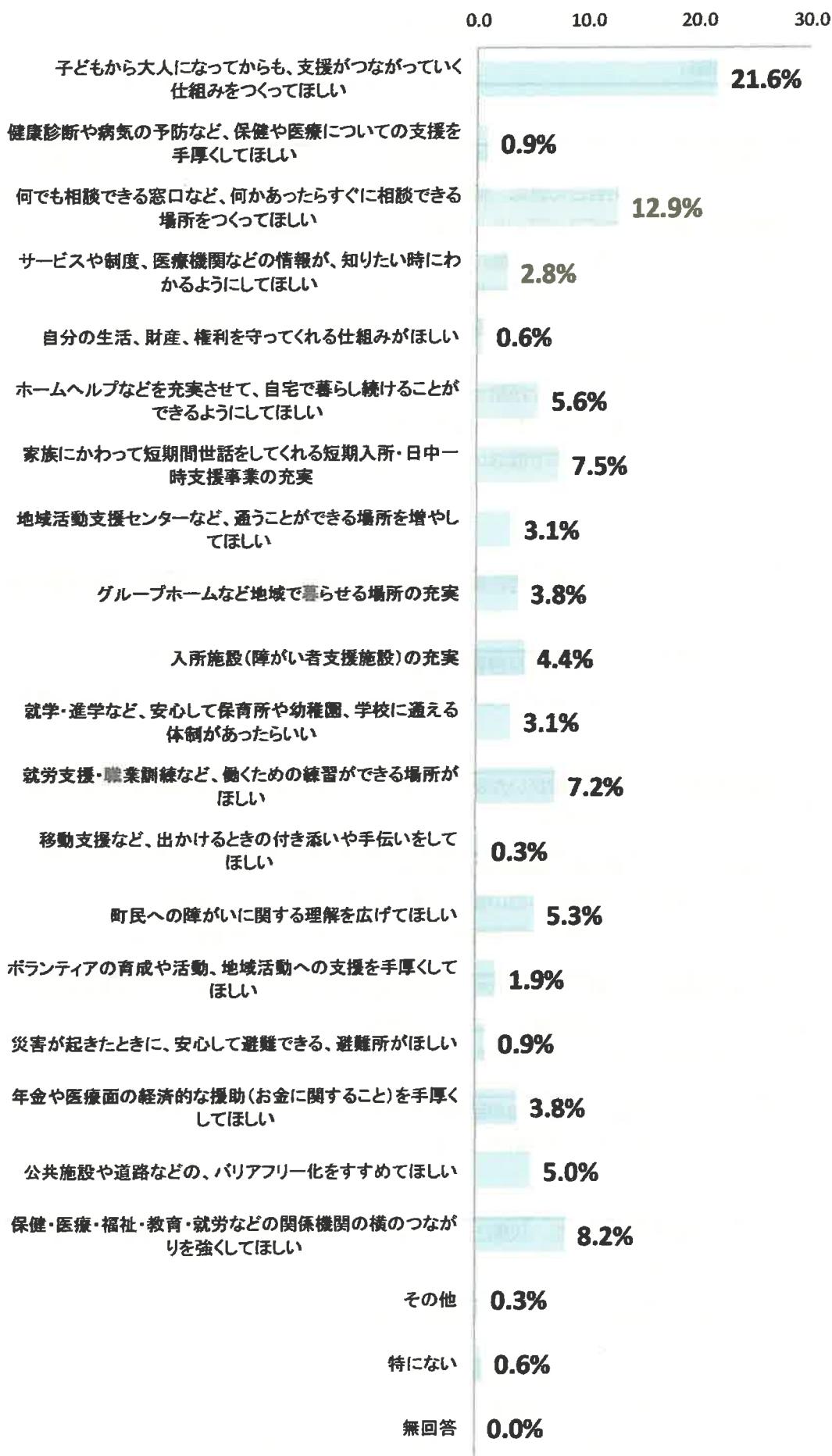
問19 その他

『障がい者の行動をより知り、町民であること』

Q 20 あなたは、清水町が障がいのある方にとって暮らしやすいまちだと思いますか。 (○はひとつだけ)		件数	割合 (%)
1	暮らしやすい	7	6.0
2	どちらかというと暮らしやすい	41	35.0
3	どちらともいえない	55	47.0
4	どちらかというと暮らしにくい	8	6.8
5	暮らしにくい	4	3.4
	無回答	2	1.7
	合計	117	100.0



21 あなたは、障がいのある方に対する支援として、清水町に Q 「力をいれてほしい」と思うことは何ですか。 (○は3つまで)		件数	割合 (%)
1	子どもから大人になってからも、支援がつながっていく仕組みをつくってほしい	69	21.6
2	健康診断や病気の予防など、保健や医療についての支援を手厚くしてほしい	3	0.9
3	何でも相談できる窓口など、何かあったらすぐに相談できる場所をつくってほしい	41	12.9
4	サービスや制度、医療機関などの情報が、知りたい時にわかるようにしてほしい	9	2.8
5	自分の生活、財産、権利を守ってくれる仕組みがほしい	2	0.6
6	ホームヘルプなどを充実させて、自宅で暮らし続けることができるようにしてほしい	18	5.6
7	家族にかわって短期間世話をしてくれる短期入所・日中一時支援事業の充実	24	7.5
8	地域活動支援センターなど、通うことができる場所を増やしてほしい	10	3.1
9	グループホームなど地域で暮らせる場所の充実	12	3.8
10	入所施設（障がい者支援施設）の充実	14	4.4
11	就学・進学など、安心して保育所や幼稚園、学校に通える体制があつたらいい	10	3.1
12	就労支援・職業訓練など、働くための練習ができる場所がほしい	23	7.2
13	移動支援など、出かけるときの付き添いや手伝いをしてほしい	1	0.3
14	町民への障がいに関する理解を広げてほしい	17	5.3
15	ボランティアの育成や活動、地域活動への支援を手厚くしてほしい	6	1.9
16	災害が起きたときに、安心して避難できる、避難所がほしい	3	0.9
17	年金や医療面の経済的な援助（お金に関するこ）を手厚くしてほしい	12	3.8
18	公共施設や道路などの、バリアフリー化をすすめてほしい	16	5.0
19	保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関の横のつながりを強くしてほしい	26	8.2
20	その他	1	0.3
21	特ない	2	0.6
	無回答	0	0.0
	合計	319	100.0



問21 その他

『本人（家族他）に受ける支援、権利などをすすめること。』

Q 22 障がい福祉について、あなたや家族が思っていることを自由にお書きください。 (自由回答)	
年代/性別	回 答
50 女	<p>御影地区でグループホーム世話人の仕事をさせていただいている者です。私の勤めているグループホームの利用者さん達は、御影という地域性なのがありがたいことに商店街（川端商会、伊藤電気、農協、セイコーマート、赤堀とこやさん、診療所などなど）に見守られ『時には叱られ良いことは良い、悪いことは悪い』と声をかけられ生活しています。</p> <p>セイコーマートでは、『お金の使い方など声をかけてくれるスタッフ』もいます。今の世の中には個人情報、プライバシーなどと悩むところではありますが、地域性、単純にこういう事が大切なんだろうなと思います。</p> <p>パークゴルフも地域の方々が誘ってプレーしてくれます。</p> <p>保健・福祉・医療・教育・就労・地域・商工など、言葉はわかりませんが、もっと協力の幅が広がると良い方向に行くのではないかと思います。</p>
60 男	障がいについては他人事と考えず、立場にたった行政の方と共に出来る支援策を構心すべき。
60 男	<p>ユニバーサルデザインの普及啓発が必要。</p> <p>特に小・中学生から心のDVについて考えさせることが他者を思いやる気持ちの醸成にもつながる。</p>
60 男	差別解消法への理解。障がいがあってもなくてもその人らしさを認め合う共に生活できる社会になつたらいい。共生社会化。
60 男	<p>高齢になると、障害者と身体的には変わらない。</p> <p>町内の交通手段が多様化しているので選べることは良いこと。町内のスーパーではドアや扉が押したり引いたりで大変なところもある。そういうところを改善してほしい。</p>
50 男	<p>実感や経験など、障がいのある方との接点も少ないので、アンケートの設問を読んで具体的なイメージを持つこと自体が難しいといった状況。</p> <p>私自身が無関心だったのかも知れないです。</p>
70 男	障がい者の周囲にいる人たちが自然に手を差し伸べられるような町づくりに努めてほしい。 そのために、学校での福祉教育に力を入れてほしい。
70 男	お互いに清水町民であり、人間として生きて来た事に明日の幸せに向かって楽しく生きていく社会作りに努力していきましょう。
40 男	障がい福祉を理解していくことが必要だと思う。
60 男	<p>心の支えとなるような言葉や態度が、自然と出来るような優しい町や町民になれるように、子どもたちから意識するように指導してほしいです。</p> <p>学校であったり、職場でも「もっと声を出せるような環境」を作つてほしい。</p>
70 男	自宅支援策が重要です。障がい者は自宅生活を希望されていると思うので、家族支援が必要と考える。

	2024年に改刷される紙幣1万円に「近代日本経済の文」と称される渋沢栄一翁の肖像が選定され、本町との関わりから注目を浴びているが、渋沢翁は障がい者福祉を含め福祉全般にも大きな役割・貢献をしてきています。策定予定の福祉関連諸計画にその思想を盛り込んでみてはどうか。 いづれ自分のこととして直面する課題でもあり、現状の対策を少し冷めた目で見ることが重要かと思う。
40 男	身近に障がい者がいないため詳しくわからないが、たまに車椅子の方、目の不自由な方を見ることがあるが、特に目の不自由な方を見ていると車が近づくたびに「危ない！」と思うときがある。 あと、町内も高齢者が多いので、自分たちが「障がい者・高齢者へのボランティア・お手伝い」を当たり前のように手を差し出せるように意識の向上が、絶対に必要だと思う。
70 男	障がいのある人々に対し、社会・地域の理解が不足しているように思う。 障がいのある人たちが「元気で生き生き」として生活が出来るように周りの人が支援・協力も必要に感じる。 日頃から学校・職場・地域からの学習・教育・研修なども行うことを希望する。 行政・町民・家族を含め、共に支えあう社会になればと思う。
70 男	清水町保健福祉等に福祉については大変な問題をかかえ、福祉行政の仕事は苦労されていることと思う。 国と道等に良く相談することも必要。「町の行政では無理なこともある」と状況説明することも重要と感じる。 清水町だけでは出来ないと思う。
60 男	町会議において、障がい者とは異なりますが、ひきこもり実態に関する質問があったことがあります。障がい者は認定を受けると町としても把握が容易でしょうが、広く福祉対策の中で議論にもらいたいと考える。 今回は障害福祉計画策定に特化した意識調査ということですが、経費投入による対策よりも、回りの環境を整えるには、幼少期から道徳心の養成が非常に重要だと考える。
60 男	行政として福祉として動くだけで良いのか求めるまで、動かず本人に知らないことがあろうとも、おおやけにし求めなければ動かない行政では困る！
50 男	障がいの「ある」「なし」に関わらず、誰しもが安心して生活できる町づくりをお願いしたい。 様々な障がいがあるが、そのニーズにできるだけ対応できる弱者に優しい町であってほしい。
60 男	この調査の内容が福祉計画にどのように結びつくのかわからない。「障がい」と言う言葉が漠然とした使われ方をしているように思われる。
70 男	障がい施設に携わる方にはいつもご苦労様ですと頭の下がる思いがする。他人事ではなく我が家、我が事と考えて、皆で助け合っていくことが大切だと思う。今、命を与えられ同じ時間、同じ場所で暮らすもの同士、もっともっと仲良くするべきだと思う。

	障がい者（身体など）が身边にいないため必要な福祉等はよくわからないのですが、小さな子どもがいるので公共施設で不便を感じる事がある。
30 男	特に子どものトイレ利用の際、手を洗うのに手洗いの台が高すぎて、手が届かず大人の足で支えて持ち上げながら洗わせる事がが多いのですが、子どもはお腹を圧迫されるので痛がるし上手く洗えず残念に思う事が多い。低い洗面台が1つでもあったり、せめて足を置く台あると良いなと思う。
50 女	障がい福祉は、障がいの内容や程度によって必要な支援が様々にあり、それを整えていくためには時間やお金がかかることも多く、根気のいる分野と感じている。 必要な支援を選択できて、より充実した生活ができる社会になっていって欲しいと思っている。
60 男	身边に障がいのある方が居ないので難しいのですが、突然障がいの方に接したときに自分がどう対応できるのか不安。
70 男	福祉の件とは別ですが、地域に婚期を過ぎた独身男女が多数いる。以前は、農業委員が結婚相談員を兼務していたが独身男女が交流できる場を作り、町・JA・農業委員等々地域全体が一丸となって、取り組んでいく必要が不可欠である。 コロナが終息しないままのトラベルキャンペーンは、極めて無謀で経済最優先で人命は二の次なのか、鎌倉・奈良の大仏様が甘すぎると笑っていないか。政治家・国民はコロナに甘すぎる、目前の経済よりも来夏の東京五輪のほうが経済効果は大きいはず。しかし、このまま終息しなければ五輪も厳しいのでは。
70 男	障害者を持つ家族の意見を行政が話し合うこと。 障害者を持つ家族が将来どう思っているのか把握すること。
60 女	障害の程度にも色々あると思うのですが、弊社は他町より週に2～3回就労して頂いております。とても助けて頂いており、障害の状況に合わせて、適切なサポートの方が引率して頂いております。 誠に恐縮ですが私はまだ民生委員になったばかりで勉強不足なのですが、清水町にはそのような事業所があるのでしょうか？
50 女	「障がい者が小さな世界にいるのではなく、色々な体験や経験をさせてあげられたら良い」と思います。なかなか自分達から声を上げられないのであれば、もう少しおせつかいでも引っ張り出してあげれば良いかと思います。 障がい者スポーツも色々やってみたいと思う人はいるのではないかと思います。車イスの高齢者でも出来ることもあるのなら、そのようなお手伝いもしてみたいです。こちらから手を差し伸べれば、やりたいと思って飛び込んで来てくれる子はいるのではと思います。
70 男	今後自立できない人の生活保障をどうしていくか不安ですが、我が町には旭山学園が充分な役割を果たしてくれているので、個人を尊重しながら手が届く支援をして欲しいです。
70 女	「いつかは自分も障害者になる」との思いで生活をし、他人もそう見ていきたいと思う。

70 女	<p>障がい者（児）とは身体障がい？知能障がい？精神障がいも含みますか？その線引き、区別はどこでしますか。あなたは障がい者ではないですか。あなたは障がいはないですか。私は障がい者ですか。違いますか。</p> <p>全ての人にあたたかい配慮を、そんな清水町にしたいと思います。</p>
70 女	<p>一般の方は世間の目が気になり、低所得がはずかしい障害児を抱えて外出をひかえる。又ひきこもりで仕事に行けないニートの子を思って、外出を控える傾向があると思います。</p> <p>何日前でしようテレビで成人の子が、餓死をした高齢の親の訪問に来た行政の方に現状を話さなかった、又その反対もある事を放映していました。今は昔と違って地域の方隣近所の付き合いが薄く気軽でなくなったのでは。</p> <p>主人は国勢調査で回っているお宅で「個人情報を勝手に調べるな」といって目の前で調査票を破られたと。関係機関や民生委員に気軽に話してくれる仕組みを、町民に対して細かい勉強会が必要ではないかと思います。</p> <p>障害児を抱えている家庭、ひきこもりニートの人を救う手立てが整う様に、行政が力を入れて取り組み、将来ある人達を救って清水町が今より活気があり発展していただきたいです。ありがとうございました。</p>
50 男	<p>田舎より都市部の方が過ごしやすいかもしません。やはり障がいの状況により一律には語れませんが。田舎だと近所の目が気になるという方も多いいるようなので、その点は現実的に長い目で見ていくしかないかもと思っています。</p> <p>地道にやっていくしかないかもしません。</p>
40 男	<p>もし今ある家族に障害がある人がいたら、もっと考える事がが多いと思います。福祉への理解がもっと考えられる世の中になれる時、ニーズが高まるかなと思います。今社会福祉を必要とされる方々へ、もっと充実した世界になることを。</p> <p>清水町が子ども・障害・老人に優しい町になることを…応援できるよう頑張ります。</p>
70 男	<p>私の障害を持っている方との接点は、唯一文化センターにある「ふれあいの店カリヨン」の回数券を買って、時々孫や妻と散歩がてら又はイベントのある時に利用している程度です。</p> <p>現在はコロナで使用出来ないのが残念です。</p> <p>障害福祉の活動状況は広報のお知らせ版（福祉・健康）の項目を読んでおりますが、障害について全体像はつかめません。障害者というと、身体的（視覚・聴覚・肢体）・知的と見た目で分かる方が対象と思ってしまいます（個人的には）。</p> <p>現実的には認知・病的（腎疾患等）多岐に渡って、また障害の程度も違う事から、目にする以上に多数の方が存在していると思います。「障害者の事が話題にならない」「表面化しない」のは、「障害者本人及び家族が自己完結を目標？として表面化しない」のか、「個人情報を知られたくないという思いか？」余りにも情報量が少ないと思います。</p> <p>個人情報に差し障りのない程度の統計数などを、広報に出てみてはいかがでしょうか。</p> <p>町内会においても、要支援の依頼のあった方の情報しか分かりません。病気については把握できない状態です。学校での障害のある子とのふれあいは大事だと思います。孫が「○○ちゃん足が悪いけど頑張っているんだよ！」と言う事をたびたび言います。</p>

福祉サービス利用者 アンケート調査（児童）集計結果

配布数 75 回収数 32 回収率 42.7%

① お子さんについて教えて下さい。



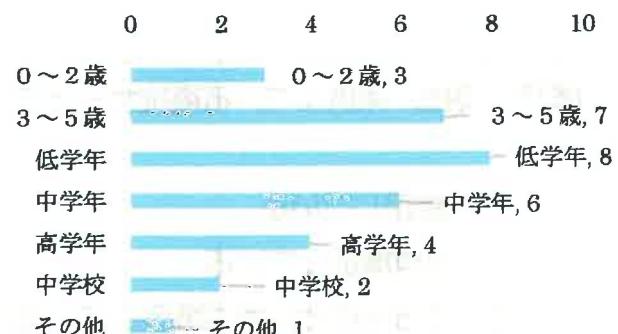
問1 お子さんの性別はどちらですか。

- 1 男性 19
2 女性 12
(未回答 1)



問2 お子さんの年齢であてはまるものに○をつけてください。

- 1 0~2歳 3
2 3~5歳 7
3 小学校低学年 8
4 小学校中学年 6
5 小学校高学年 4
6 中学校 2
7 その他 1 (高校生)
(未回答 1)

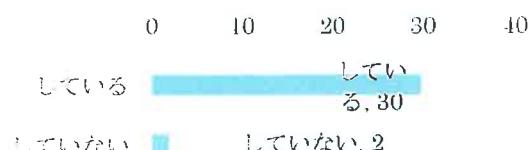


② 清水町の福祉サービスの現状についてお聞かせください。



問3 清水町の児童に対する福祉サービスを利用していますか。

- 1 利用している 30
2 利用していない 2



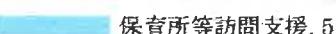
問4 利用しているサービスすべてに○をつけてください。

- | | |
|---|----|
| 1 児童発達支援 (幼児に対する療育支援) | 12 |
| 2 放課後等デイサービス (学齢期の児童に対する療育支援) | 19 |
| 3 保育所等訪問支援 (福祉事業所の担当者が保育所や学校等に出向いて行う療育支援) | 5 |
| 4 発達支援センター (発達等に対する相談にのる機関) | 9 |
| 5 相談支援事業所 (要望に合わせて福祉サービスにつなぐ機関) | 6 |

0 5 10 15 20

児童発達支援  児童発達支援, 12

放課後等デイサービス  放課後等デイサービス, 19

保育所等訪問支援  保育所等訪問支援, 5

発達支援センター発達支援センター  発達支援センター, 9

相談支援事業所  相談支援事業所, 6

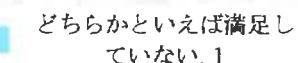
問5 現在、利用している福祉サービスに満足していますか。

- | | |
|-------------------|----|
| 1 満足している | 18 |
| 2 やや満足している | 9 |
| 3 どちらかといえば満足していない | 1 |
| 4 不満である | 0 |
| 5 どちらともいえない | 4 |

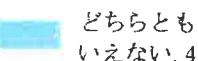
0 5 10 15 20

満足している  満足している, 18

やや満足  やや満足, 9

どちらかといえば満足していない  どちらかといえば満足していない, 1

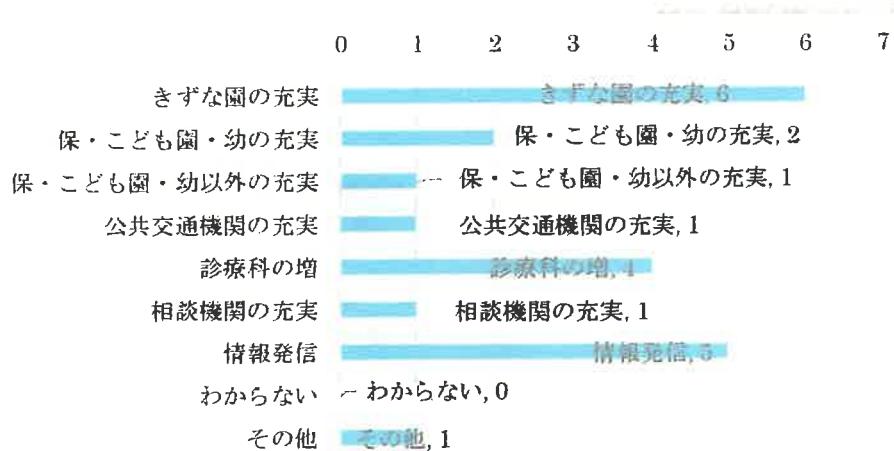
不満 不満, 0

どちらともいえない  どちらともいえない, 4

問6 問5で2, 3, 4, 5を選択した方にお聞きします。

満足するために必要だと思うものすべてに○をつけてください。

- | | |
|---|---|
| 1 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援（きずな園）のサービスを充実して欲しい | 6 |
| 2 保育所やこども園、幼稚園での支援を充実させて欲しい | 2 |
| 3 保育所やこども園、幼稚園以外の交流の場を充実させて欲しい | 1 |
| 4 公共の交通機関に対する福祉サービスを充実させて欲しい | 1 |
| 5 町内に子どもが通院できる診療科を増やして欲しい | 4 |
| 6 子どもについて相談できる機関を充実させてほしい | 1 |
| 7 福祉サービスの情報をわかりやすく発信してほしい | 5 |
| 8 わからない | 0 |
| 9 その他 [学童のような放ティが町内に増えてほしい] | 1 |



〈考察〉

福祉サービスを利用している児童及び、療育手帳または身体障害者手帳を交付されている児童のうち、94%が清水町内の福祉サービスを利用しています。そのうちの96%の方が、サービスに対して満足または、やや満足と感じている一方で、どちらかといえば満足していない、どちらともいえないと感じている方が4%います。

その改善のためには、きずな園のサービスの充実と福祉の情報をわかりやすく発信することが求められています。また、満足している以外を回答した方のうち28.5%（4人）が町内に子どもが通院できる診療科が少ないと回答しています。

③ 相談に関することについてお答え下さい。



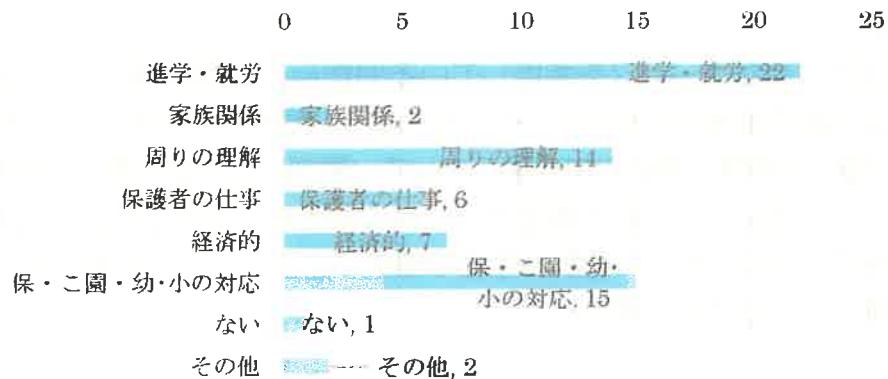
問7 お子さんに関する悩みごとや心配ごとを誰に相談しますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1 家族や親戚 | 24 |
| 2 友人や知人 | 18 |
| 3 医療機関の職員
(医師、看護師、相談員など) | 5 |
| 4 学校、保育所、幼稚園などの先生 | 22 |
| 5 役場(福祉課)や団体 | 1 |
| 6 保健師 | 6 |
| 7 福祉施設(きずな園など)の職員 | 28 |
| 8 その他 | 0 |
| 9 相談できる人はいない | 1 |



問8 あなたの悩みごとや心配ごとはどのようなことですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------------------|----|
| 1 子どもの進学、就労など将来のこと | 22 |
| 2 家族関係のこと | 2 |
| 3 障がいに対する周りの理解のこと | 14 |
| 4 保護者自身の仕事に関するこ | 6 |
| 5 経済的なこと | 7 |
| 6 保育所、こども園、幼稚園、学校の対応等について | 15 |
| 7 悩みごとはない | 1 |
| 8 その他 | 2 |
| 〔友人関係、集団生活〕 | |
| 〔学校の勉強についていけるのか。〕 | |



問9 今後の福祉サービスの利用についてどのように考えていますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援（きずな園）を利用
または継続したい 21
- 2 町外の福祉サービスを利用したい 2
- 3 必要な支援を受けながら学校生活を送って欲しい 18
- 4 普通学校（小・中・高）へ進学して欲しい 9
- 5 今はまだ何も考えていない 0
- 6 利用したいが相談先がわからない 0
- 7 その他 1

〔きずな園に在籍しているが、落ち着いているのでお休み中。
心配事がある時には相談に乗って欲しい。〕



〈考察〉

清水町で福祉サービスを利用している児童及び、療育手帳または身体障害者手帳を交付されている児童の保護者の悩みは、子どもの進学、就労など将来のことが最も多く、次いで保育所、こども園、幼稚園、学校の対応等について、障がいに対する周りの理解のこととなっています。

これは、問9の「今後の福祉サービスの利用についてどのように考えていますか。」の回答にも表れており、周りの理解と適切な援助、福祉サービスを受けながら学校生活を送ってほしいと願っていると言えます。

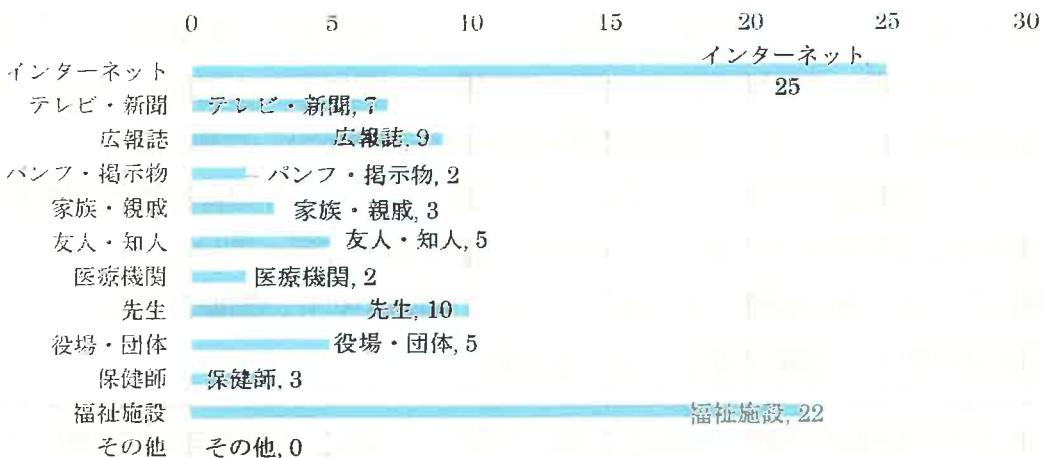
おもな相談先は、福祉施設（きずな園など）の職員、家族や親戚、学校、保育所、幼稚園などの先生、友人や知人となっており、悩みを相談できる相手が身近にいるようです。しかし、相談できる人はいないと回答している方が1人いることは、今後の課題と言えます。

④ 情報収集についてお答えください。



問10 あなたは福祉制度に関する情報をどのように集めていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 インターネット	25
2 テレビや新聞など	7
3 町の広報誌（広報しみずなど）	9
4 パンフレットや掲示物	2
5 家族や親戚	3
6 友人や知人	5
7 医療機関の職員（医師、看護師、相談員など）	2
8 学校、保育所、幼稚園などの先生	10
9 役場（福祉課）や団体	5
10 保健師	3
11 福祉施設（きずな園など）の職員	22
12 その他	0



〈考察〉

福祉制度に関する情報は、78%の方がインターネットから得ており、次いで福祉施設（きずな園など）の職員が68.7%となっています。

問6で「福祉サービスの情報をわかりやすく発信してほしい」が35.7%いることからも必要な情報をわかりやすく発信していくことが求められています。

⑤ 自由に記載してください。



問11 お子さんが清水町で暮らす上でとくに望むことはどのようなことですか。

- ・みんなと仲良く成長してほしい
- ・医療の面でも福祉の面でも清水町の子どもは恵まれている。今後も継続してほしい。
- ・帯広市の小児科に通っているが、清水の日赤の小児科が通いやすくなってくれるとありがたい。
- ・友だちと楽しく過ごしてほしい。地元でいろいろなことを知り、知識を深めてほしい。子どもの立場を理解しながら就労につながっていくことを希望します。
- ・町民が障害に対し最低限の知識を持ち、理解してほしい。(2)
- ・適応指導教室を望みます。障がいのある子に対する知識や技術のある小学校の先生が増えることを望みます。
- ・周りから息子のことを理解されず、陰口を言われている。障がいのある人への配慮が欲しい。やることは普通の小学生。
- ・現在の支援で満足している。きずな園の先生に色々話せている。
- ・将来就労できることを望む。社会生活が普通にできればよい。
- ・障がいを持つ人への差別のない町、他の市町村に劣らぬ福祉の町になって欲しい。
- ・同世代で自由に遊べる公園や施設の充実
- ・小児の病院を増やしてほしい。皮膚科、眼科など。

- ・小さい時から同じメンバーで学校生活を送っている。高校進学で新環境になり、周りに理解してもらえるか不安。就労を考えると清水町で暮らし続けることは難しいので、移転先でも暮らせる生活能力をつけたい。就労の問題を解決してもらうことが大切。
- ・清水は、子供の金銭面で充実している。あそび場が少なく、外で体を動かす機会が少ない。公園の遊具などを充実させてほしい。他町の公園に遊びに行っている。
- ・きずな園をもう少し長い期間、不定期でよいので相談しやすい環境になるとうれしい。
- ・町内に空き家が多く、犯罪が増加しないか心配。

問12 あなたや家族が子育てや福祉に関して思っていること等を自由に記載してください。

- ・もっと話す場所を作りたい。講演会を設けてほしい。
- ・清水町は、医療費が高校まで無料で子育てしやすい町
- ・きずな園の先生にはいつも助けてもらひ感謝している。安心して子どもを預けられる場所が今はきずな園しかなく不安です。
- ・いつも一番に理解してくれてありがとうございます。これからもお願いします。
- ・きずな園の支援を受けてよかったです。仕事をしているので余裕はないが、先生と接する機会多く、悩みを話せる。
- ・冬でも外で遊べる施設が欲しい。夏は中央公園、冬は文化センターロビーで遊んでいる。
- ・母親のメンタルに関するサポートがあまりない。
- ・公園で遊んでいる子どもが少ない。子どもの靴を貰える店がない。
- ・医療費を助成してくれて子育てがしやすい。感謝している。
- ・子どもの発語についてきずな園の言語聴覚士に丁寧にみてもらい、驚くほど改善した。これからも子育てや福祉などの専門職が町民に寄り添ってくれることを希望する。
- ・きずな園=障がい児と思い込んでいる人が多い。障がい名がつかなくても支援や見守りが必要な子供が結構いる。親が困っていないからと、きずな園を利用しない人を知っているが、困るのは子供なのに悲しくなる。
- ・保育所に通いながら帯広の病院で週2回のリハビリを受けている。町の福祉サービスに参加する時間がない。土曜日にも受けられるサービスがあるとよい。

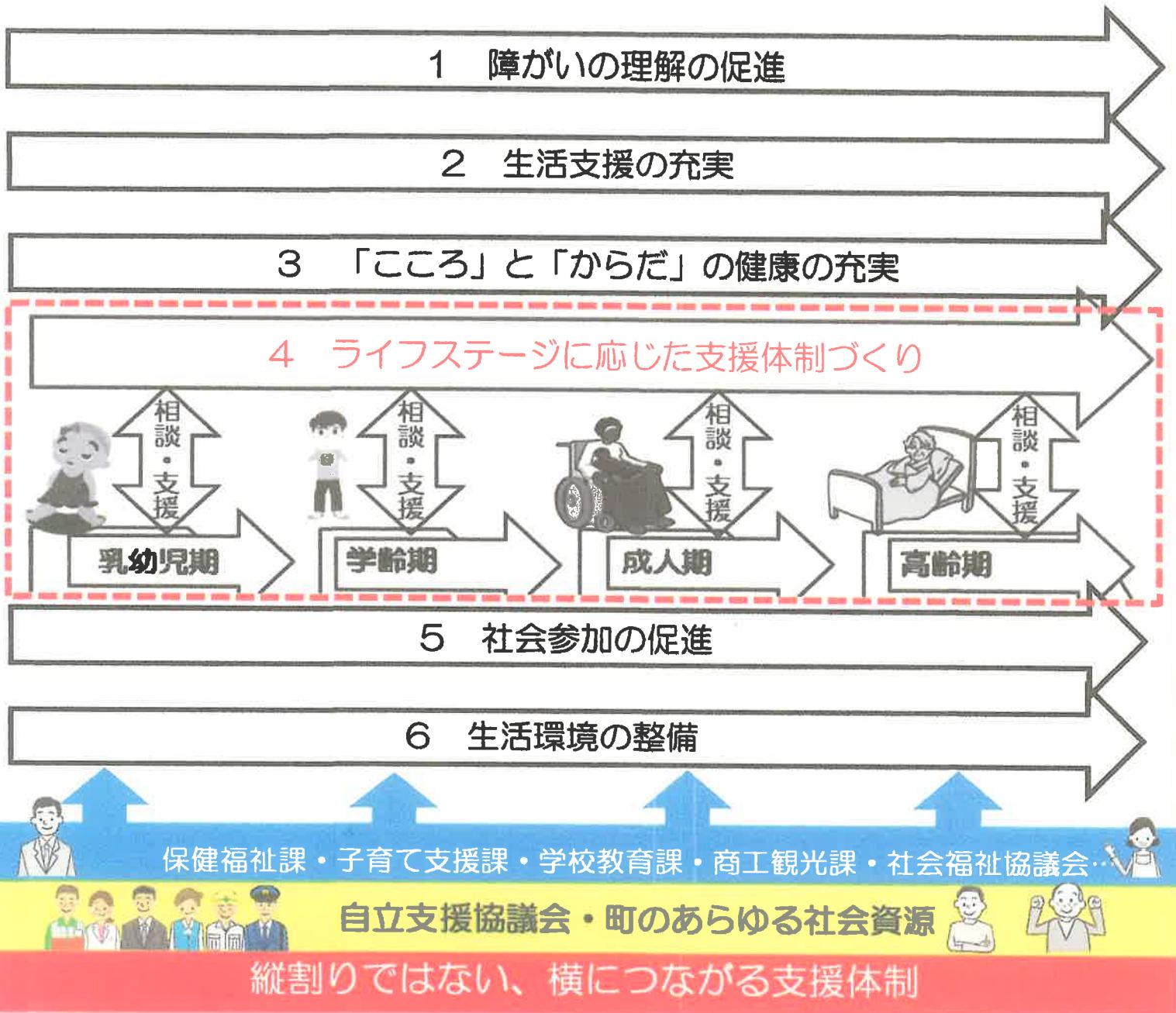
〈考察〉

医療費の助成等で金銭的な援助の充実を感じていますが、町内に子どもがかかることができない病院や子どものあそび場が少ないと不便を感じているようです。

周囲からの障がいの理解が進み、誤解や差別なく友だちと一緒に成長していくこと、学校の支援体制が充実することを望み、将来、子どもが就労できるように福祉の充実が求められています。

また、保護者同士のつながりの場や講演会、保護者のメンタルのサポートが望まれています。

障がい者基本計画
のイメージ



障がいの有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会

子育て

子育て支援センター
 • げんきひろば
 • ぴよぴよひろば
 • よちよちの日
 • ベビーマッサージ
 • 御影げんきひろば
 • ファミリーデー

小学校
 • 清水小学校
 • 御影小学校

中学校
 • 清水中学校
 • 御影中学校

高校
 • 清水高校

保育所
 • しみず保育所 ぱっけ
 • 御影こども園

幼稚園
 • 清水幼稚園

学童クラブ
 • 清水学童クラブ
 • 御影学童クラブ

チャイルドシート貸付事業
 • 子育て支援センター

子育てサポートしみず
 • 子育て支援センター

発達支援センター
 • 清水町こども発達支援センター

児童発達支援事業
 • 清水町きずな園

放課後等ディースル
 • 清水町きずな園
 • 清水町きずな園

障害児相談支援
 • 清水町障がい者相談支援事業所

障がい者

居宅介護
 • ていんくる しみずハウス
 • さくらさくら居宅介護事業所
 • 清水町社会福祉協議会居宅介護事業所（休止中）

重度訪問介護
 • さくらさくら居宅介護事業所
 • 清水町社会福祉協議会居宅介護事業所（休止中）

行動援護
 • ていんくる しみずハウス

短期入所
 • 障がい者支援施設 清水旭山学園
 • 障がい者支援施設 あさひ荘

生活介護
 • 障がい者支援施設 清水旭山学園
 • 障がい者支援施設 あさひ荘
 • 生活介護事業所 清水旭山学園通所ホーム
 • 多機能型事業所 旭山農志塾

就労継続支援B型
 • 就労継続支援B型事業所 御影農志塾
 • 多機能型事業所 旭山農志塾

日中一時支援事業
 • ていんくる しみずハウス

地域活動支援センター
 • 清水町ともに共同作業所

移動支援事業
 • ていんくる しみずハウス

相談支援事業所

計画相談支援
 • 清水旭山学園相談支援事業所
 • あさひ荘相談支援事業所
 • 清水町障がい者相談支援事業所

地域移行支援
 • 清水旭山学園相談支援事業所
 • あさひ荘相談支援事業所

地域定着支援
 • 清水旭山学園相談支援事業所
 • あさひ荘相談支援事業所

施設入所支援
 • 障がい者支援施設 清水旭山学園
 • 障がい者支援施設 あさひ荘

共同生活援助（グループホーム）
 • グループホーム みさわハイツ
 • グループホーム わかば
 • グループホーム 鷺都
 • グループホーム 鷺都Ⅱ
 • グループホーム あじさい
 • グループホーム ななかまどハイツ
 • グループホーム ジェントリー

社会福祉協議会



医療機関
 • 啓仁会病院(48床) • 御影診療所(7床)
 • 前田クリニック(19床) • だい内科医院
 • 清水赤十字病院(92床)(うち地域包括ケア病床12床)

訪問診療
 • 清水赤十字病院 • 前田クリニック
 • 御影診療所

訪問看護
 • 清水赤十字病院 • 前田クリニック
 • 御影診療所

歯科医療機関
 • 南歯科医院 • 木村歯科医院
 • いたばしデソタルクリニック • 御影診療所
 (訪問歯科診療も実施)

医療

介護

通所介護（デイサービス）
 • 特別養護老人ホーム せせらぎ荘(60床)

介護予防通所介護（デイサービス）
 • せせらぎデイサービスセンター
 • さくらさくら認知症対応型通所介護
 • 清水デイサービスセンター やすらぎ荘

通所リハビリテーション（デイケア）
 • 御影診療所
 • 清水赤十字病院

短期入所生活介護（ショートステイ）
 • せせらぎ荘 短期入所生活介護事業所(19床)

訪問介護（ホームヘルプ）
 • さくらさくら訪問介護事業所
 • 訪問介護事業所あっとほ～む
 • 介護予防訪問介護（ホームヘルプ）
 • 訪問介護事業所あっとほ～む

訪問リハビリテーション
 • 清水赤十字病院
 • 御影診療所

訪問看護
 • 清水赤十字病院
 • 前田クリニック
 • 御影診療所

福祉用具貸与
 • 有限会社やまざし 福祉用具貸与事業所

清水町ボランティアセンター登録団体 17団体 ボランティア団体

• ペケレの会
 • ふまねっとサポートーズしみず
 • ボランティアななかまど
 • たんぽぽの会
 • JA十勝清水町そよかぜの会
 • いちごの会
 • さくら会
 • 西文化ふまねっと会
 • 笑顔でふまねっと会

• 清水町更生保護女性会
 • 清水っ子見守り隊
 • かたくりの会
 • サロンしもさほろ
 • サロンくまうし
 • 松沢お元気サロン
 • サロンびまん
 • ほのぼのサロン下人舞

しみず ふくしまップ

令和3年 1月改訂